使用料等の適正化について

（ 中 間 答 申 ）

令和8年7月7日

羽 村 市 使 用 料 等 審 議 会

使用料等の適正化について

（中間答申）

本審議会は、令和８年５月１２日に貴職から諮問された「使用料等の適正化」について、慎重に審議を進めてきたが、諮問された事項のうち一部のものについて一定の結論を得たので、ここに中間答申を行うものである。

令和８年７月７日

羽村市長 橋本 弘山 殿

羽村市使用料等審議会
会長 金子 憲
職務代理 小島 昌夫
委員 梅山 政尚
沖倉 美枝
小山 愛
小山 洋子
竹内 潤三
長谷川江里子
堀江 秀徳
本田 文栄
（五十音順）

目　次

はじめに ---------- 1

使用料等の適正化についての意見 ---------- 2

1 使用料等適正化のための基本方針について ---------- 2

2 水道料金の適正化について ---------- 7

3 下水道使用料の適正化について ---------- 9

4 各施設使用料等の適正化について ---------- 11

（1）手数料 ---------- 11

① 指定給水装置工事事業者指定事務手数料 ---------- 11

② 設計審査･工事検査事務手数料 ---------- 12

③ 消防演習の立会い及び給水装置の適合確認手数料 ---------- 13

④ 下水道工事店指定事務手数料 ---------- 14

⑤ 排水設備計画確認手数料及び排水設備工事検査手数料 ---------- 15

（2）使用料 ---------- 17

① 動物公園入園料 ---------- 17

② 動物公園駐車場使用料 ---------- 19

③ 公園運動場使用料 ---------- 20

④ 富士見公園クラブハウス使用料 ---------- 22

⑤ 公園夜間照明使用料 ---------- 23

⑥ 堰下レクリエーション広場使用料 ---------- 25

資 料 編 ---------- 28

1 審議会の開催経過 ---------- 29

2 使用料等の検討資料 ---------- 30

はじめに

本審議会は、市長から諮問された使用料等の適正化について、市から示された資料をもとに慎重に審議を進めてきた。

羽村市の現行使用料等については、令和5年度に設置された「羽村市使用料等審議会」の答申を踏まえ、受益者負担の適正化に伴う見直しなどを行い、現在に至っている。

使用料等の適正化についての基本的な考え方は、行政サービスのコストを的確に把握し、公共施設等の維持管理や運営に要する経費について、その受益者に応分の負担を求めることである。社会経済情勢の移り変わりとともに行政コストや市民ニーズが変化する中、使用料等を適正化しないままにしておくことは、受益者負担の観点から適切ではない。また、長期にわたり見直しを行わないことにより、コストと使用料等との格差は拡大し、いざ改定を行う際には、改定率も高くなり、結果的に市民への影響が大きくなる恐れがある。

したがって、本審議会においては、行政コストの妥当性を検証しつつ、絶えず負担の適正化を見直していく必要があるものと考える。

以上のことを考え方の基本に据え、今回諮問された事項の一部について、4回にわたる審議会での審議を行い、一定の結論を得たので、ここに中間答申を行うものである。

使用料等の適正化についての意見

1 使用料等適正化のための基本方針について

公共施設の使用料や各種手数料等の金額の設定については、行政コストの推移を比較するとともに、近隣自治体の状況や市の他の公共施設などを参考に決定してきたが、平成17年度の使用料等審議会から、「特定の行政サービスに対する受益者負担と公費負担のあり方が適正であるかを判断するために、『使用料等の設定にあたっての統一的な基準』を設ける必要がある」との答申を踏まえ、平成21年度の使用料等審議会において、算定基準を設けることとなった。

また、初期投資的な施設整備費などの資本形成に係る経費については、公共施設は誰もが利用することができるものであり、「市民全体の財産」であることから公費で負担すべきものと考え、使用料算定の対象経費には算入しないこととしてきたところである。

しかし、平成29年度の使用料等審議会から、「減価償却費等を含めたフルコストでの原価計算について、調査・研究を行う必要がある」という答申を受けたことを踏まえ、適正な受益者負担を検討するにあたっては、資本形成に係る経費（イニシャルコスト）を含めたコスト計算が必要と捉え、令和5年度の使用料等審議会から減価償却費を加えたコスト計算を行うこととなった。

令和8年度使用料等審議会では、これまでの基本方針に、新たに「水道料金及び下水道使用料におけるコスト計算方法の明確化」、「定期的な使用料等の見直しの柔軟な運用」を加え、本審議会における「使用料等適正化のための基本方針」として決定したものである。

使用料等適正化のための基本方針

1 受益者負担の原則の徹底

施設を利用する者と利用しない者との「負担の公平性・公正性」を確保するため、利用者に応分の負担を求めることとする。

2 使用料の算定について

(1) 原価（対象経費）

使用料の算定にあたっては、経常的な維持管理・運営経費といったランニングコストのみを対象経費とし、施設の面積等で按分してコスト計算を行い、更に、近隣自治体等の類似施設等との比較などを行い、使用料として決定してきた。

一方、初期投資的な施設整備費などの資本形成に係る経費については、公共施設は誰もが利用することができるものであり、「市民全体の財産」であることから公費（税金）で負担すべきものと考え、使用料算定の対象経費には算入しないこととしてきたところであるが、これまでに開催した使用料等審議会から「減価償却費等を含めたフルコストでの原価計算（コスト計算）について、調査・研究を行う必要がある」という答申を受け、適正な受益者負担を検討するにあたり資本形成に係る経費（イニシャルコスト）を含めたコスト計算が必要と捉え、令和５年度に開催した使用料等審議会から減価償却費を加えたコスト計算を行うこととしている。

そこで、使用料の算定に係る対象経費は以下のとおりとする。

＊使用料算定の対象経費一覧

項　目	説　　明
人件費	職員の給与など、人にかかる経費
物件費	光熱水費、委託料、使用料及び賃借料など、施設の維持管理・運営にかかる経費
維持補修費	施設修繕料、維持補修工事費など、施設の維持・修繕にかかる経費
補助費等	保険料、負担金など、施設の維持管理・運営にかかる経費
減価償却費	減価償却費（固定資産台帳）

＊職員人件費は、給料、職員手当（退職手当負担金、児童手当を除く）を合算した一般会計にかかる一般職員（管理職を除く）の平均単価を用いて、当該事務に直接従事する人数により算定する。

(2) 原価計算（コスト計算）

施設使用料の原価計算（コスト計算）については、上記の対象経費を合算し、1日あたりのコストを算定し、施設の区分毎に面積・時間で按分して算出する。

なお、1日あたりで算定することが困難な場合や相応しくない場合は、1人あたりコストにより算定することとする。

①1日あたりコスト

対象経費×（占有面積÷占有部分総面積）÷年間利用可能日数

②1人あたりコスト

対象経費×（占有面積÷占有部分総面積）÷年間利用人数

(3) 使用料の計算

使用料は各施設の区分により計算するが、基本は1㎡・1時間・1人当たりの単価（コスト）を算出し求めていく。

また、時間単価等を求める場合の稼働率は、原則100%とする。

(4) 水道料金、下水道使用料について

水道料金、下水道使用料については、公営企業会計における損益計算の費目を対象経費とし、コスト計算を行う。

3 施設のサービスの性質による分類と負担割合の目安

市の設置する施設にはそれぞれ設置目的があるため、その施設のサービスの性質にあわせて、公費（税）で負担する割合と受益者が負担する割合の目安を定めることとする。

サービスの性質は様々な捉え方があるが、2つの方向から整理することとし、まず、1つ目は、行政が行うべき非市場（公共）的サービスか、民間（企業）が提供できる市場的サービスかという視点。

もう1つの視点としては、そのサービスが市民にとって基礎（必需）的なものか、選択的なものかというものである。

これらを整理すると右図のようになる。

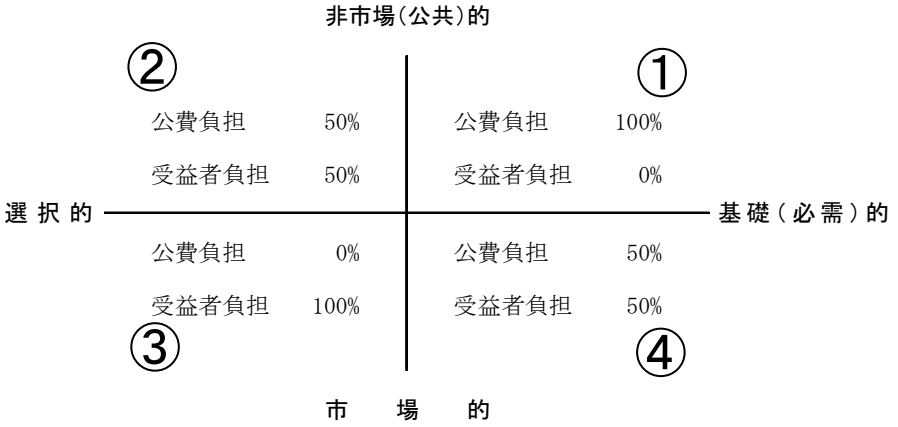

◎基礎（必需）的サービス　＝ ほとんどの市民が必要とするサービス
◎選択的サービス　　＝ 特定の市民に必要とされるサービス
◎非市場（公共）的サービス ＝ 主として行政が提供するサービス
◎市場的サービス　　＝ 民間でも提供されるサービス

区　分		例
①	基礎的、非市場的	道路、公園、図書館など
②	選択的、非市場的	体育館、運動場、集会施設、公民館など
③	選択的、市場的	テニスコート、プール、駐車場など
④	基礎的、市場的	病院、住宅など

4 減額・免除について

受益者負担の明確化、使用者間の公平性・公正性の観点から、減額・免除する範囲はできるだけ限定することが望ましく、また、施設の設置目的等を考慮する必要がある。

5 手数料について

手数料は、各種証明書の発行など、特定の人に提供する行政サービスに対し、その役務の提供に必要な費用を徴収するものであることから、受益者負担割合は、原則100%とすることが望ましい。

原価計算等については、基本的に使用料と同様に行う。

6 使用料等の見直しの視点について

使用料・手数料の見直しにあたっては、次の視点を考慮する。

(1) 受益者負担割合
(2) 各施設の維持管理・運営経費に対する使用料収入の割合
(3) 各種証明書等の発行経費等に対する手数料収入の割合
(4) 近隣自治体等の類似施設使用料、同種手数料との均衡

7 定期的な見直しについて

使用料・手数料の見直しを長期間放置した場合、現行の利用者負担額と適正な利用者負担額との差が大きくなり、改定額の見直し幅も大きくなる。

よって、定期的に使用料等審議会を開催し、定期的に見直しを行うこととし、期間については4年サイクルを原則とする。

ただし、社会情勢の急激な変化により、早期に見直しの検討が必要となった場合には、従来のサイクルを前倒して使用料等審議会を開催するものとする。

8 改定における上限率の設定について（激変緩和措置について）

使用料の改定にあたっては、市民（利用者）への影響に配慮し、現行使用料等の1.5倍から2倍を上限とするなど、激変緩和措置を講じる必要がある。

9 見直しに向けての市の経営努力等について

使用料を改定するには、市が絶えず経費の削減に努力し適切な費用による効率的な施設運営を行うことが前提となる。併せて、経営的な視点から施設の利用率（稼働率）の向上を図り、使用料を増やす努力が求められることは当然である。これらの経営努力を怠ることなく、施設の運営、維持管理を適切に行う必要がある。

2 水道料金の適正化について

《結論》

現行料金について、据え置くことが適当であると考える。

ただし、経費削減など一層の経営努力を行い、水道管路の耐震化や施設の老朽化対策など、水道事業が抱える課題解決に取り組むこと。

《理由》

水道料金については、令和7年4月に改定され、現在に至っている。

水道事業経営は、地方公営企業法第3条に「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」と定めら

れており、地方公共団体による経営努力を前提とした能率的な事業運営のもと、事業に必要な経費を受益者負担の原則に則った料金収入を主たる財源として独立採算制により事業経営することとされている。

市から提供された資料によれば、令和7年4月1日現在における給水人口5万人から10万人未満の自治体 182 団体のうち、水道メーターの口径が13ミリメートルで、1か月あたり10立方メートルを使用した場合の水道料金は、17番目から24番目に低い料金設定である。

市の人口は平成22年の57,702人をピークに、令和7年4月1日現在で53,915人と約3,800人減少している。

使用水量は、平成12年度をピークに減少傾向にあり、令和7年度までの25年間で約195万立方メートル減少している。

また、給水収益は、水道料金改定時において、一時的な増加が見られるものの、使用水量の減少に伴い、微減の傾向にある。

給水収益が減少している状況であるが、現行料金における収益的収支の財政推計では、令和13年度までは一定の純利益が確保できるものと見込んでいる。

現行料金における資本的収支の財政推計では、配水管の耐震化を施す管種替え工事のほか、浄水場や各配水場のポンプをはじめとする機器類の更新需要などがあり、令和10年度は約8億6,000万円の収支不足が見込まれている。さらに、今後も安全で良質な水の安定供給を行うため、令和9年度から令和13年度までの「水道設備・維持管

理計画」において、総額で約42億円の整備費用が見込まれている。

市においては、多額の整備費用を投じている状況であるが、東京都水道局が管理する水道管の耐震管率は50%以上であるのに対して、市の水道管の耐震管率は10%程度と大きな差が生じている。また、立川断層帯において地震が発生した場合の市の断水率は67%でトップに位置しており、水道管の耐震化への対応は、市の水道事業において、大きな課題となっている。

このような状況であるが、資本的収支における収支不足については、損益勘定留保資金等による補塡を行っており、今後、水道事業の継続に必要となる設備投資を行った場合においても、資金保有額に不足が生じるものではないと見込まれている。

水道料金の適正化について検討した結果、令和7年に水道料金を改定したことに伴い、令和13年度までの財政推計において、資金保有額に不足を生じることなく、健全な財政状況で推移することが見込まれることから、現行料金について、据え置くことが適当であるという結論を得た。

加えて、市の水道事業においては、水道管の耐震管率が低い状況や施設の老朽化などの課題があるため、経費削減など一層の経営努力を行い、水道事業が抱える課題解決を念頭に置いた上で事業を進めることが重要である。

3 下水道使用料の適正化について

《結論》

現行使用料について、見直すことが適当であると考える（平均改定率 22.60%）。

ただし、他自治体の取組事例を参考とした収入の確保や使用料滞納者に対する厳正な対応など、使用料改定について市民から理解が得られるよう、経営努力を着実に行うこと。

《理由》

下水道使用料については、令和6年10月に改定され、現在に至っている。

下水道事業経営は、地方公営企業法第3条に「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」と定められており、地方公共団体による経営努力を前提とした能率的な事業運営のもと、事業に必要な経費を受益者負担の原則に則った使用料収入を主たる財源として独立採算制により事業経営することとされている。

市から提供された資料によれば、令和8年4月1日現在における島しょ部を除く東京都内30自治体の従量別単価では、5番目から10番目に低い使用料設定であり、平均を下回る水準となっている。

使用水量は、平成12年度をピークに減少傾向にあり、令和7年度までの25年間で約188万立方メートル減少している。

また、使用料収入についても、平成12年度以降減少が続き、令和5年度までの23年間で約2億2,500万円減少したが、令和6年の使用料改定により、令和7年度には、平成22年度の水準に回復した。

現行料金における収益的収支の財政推計では、令和6年10月の使用料改定により純利益が黒字となる見込であったが、令和8年4月から東京都へ支払う流域下水道維持管理負担金の単価が改定されたことにより、令和8年度以降は毎年1億円を超える純損失が生じる見込みとなっている。また、現行料金における資本的収支の財政推計では、マンホール蓋の更新や汚水管の内面補修工事など、施設の長寿命化を図るための需要があり、毎年2億8,000万円程度の収支不足が見込まれている。

さらに、令和6年度以降、法定耐用年数である50年に達する下水道管が現れはじめていることから、管路の長寿命化は喫緊の課題となっており、令和9年度から令和13年

度まで総額で約17億5,900万円の整備費用が見込まれている。

下水道使用料の適正化について検討した結果、収益的収支における赤字が継続する状況にあっても、一定の現金を保有することができるが、事務費や維持管理費を賄う収益的収支の不足は、地方公営企業法等に基づく健全な事業運営が図られない状況にある。

また、経営指標である「経常収支比率」及び「経費回収率」について、いずれも100%を下回っており、下水道事業の費用に対して、使用料収入が不足している状況にある。

このことから、今後も安定的な下水道サービスを提供するに当たっては、使用料の改定が必要である。

審議会へ提出された資料における平均改定率22.60%の改定案では、基本使用料の改定率を27.27%としており、固定費の負担が大きい下水道事業においては、基本使用料の改定率を高くすることが最も経営の安定に資するものである。

また、この下水道使用料の改定により、令和9年度以降の収益的収支において純利益が生じることが見込まれ、下水道事業の経営健全化につながることから、現行使用料について、見直すことが適当であると考える。

加えて、下水道使用料の改定に当たっては、マンホール蓋を広告媒体とするなど他自治体の取組事例を参考とした収入の確保や使用料滞納者に対して厳正な対応を行うなど、使用料改定について市民から理解が得られるよう、経営努力を着実に行うことを強く求める。

4 各施設使用料等の適正化について

（1） 手数料

① 指定給水装置工事事業者指定事務手数料

《結論》

現行手数料について、据え置くことが適当であると考える。

《理由》

指定給水装置工事事業者指定事務手数料は、羽村市給水条例の規定に基づき、給水装置の新設等の設計及び工事を行う者が、水道事業管理者から指定を受ける場合における手数料である。

本事務に係るコストに対する利用者負担割合は、新規に係る指定が100.3%、更新に係る指定が98.1%となっている。

本手数料の適正化について検討した結果、新規指定及び更新指定ともに他自治体における水準と同程度であり、「使用料等適正化のための基本方針」において、手数料の受益者負担割合として望ましいとされる100%に近い水準にあることから、現行手数料について、据え置くことが適当であるという結論を得た。

② 設計審査・工事検査事務手数料

《結論》

現行手数料について、据え置くことが適当であると考える。

《理由》

設計審査・工事検査事務手数料は、羽村市給水条例の規定に基づき、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を行う際、その設計図が水道法の技術基準に適合しているか審査を受ける場合、また、工事竣工後、給水装置工事が承認された設計図どおり適切に施行されたか検査を受ける場合における手数料である。

本事務に係るコストに対する利用者負担割合は、新設・全改造に係る設計審査が102.3%、その他の設計審査が85.3%となっている。また、新設・全改造に係る工事検査が106.1%、その他の工事検査が93.8%となっている。

本手数料の適正化について検討した結果、設計審査手数料及び工事検査手数料ともに東京都内の他自治体における水準と同程度であり、各手数料について「使用料等適正化のための基本方針」において、手数料の受益者負担割合として望ましいとされる100%に近い水準にあることから、現行手数料について、据え置くことが適当であるという結論を得た。

③ 消防演習の立会い及び給水装置の適合確認手数料

《結論》

現行手数料について、据え置くことが適当であると考える。

《理由》

消防演習の立会い手数料は、羽村市給水条例の規定に基づき、消防演習において水道を使用する際、消火栓の位置や水圧が正常かなど、職員が立ち会い確認する場合における手数料である。

給水装置の適合確認手数料は、羽村市給水条例の規定に基づき、指定給水装置工事事業者以外が施行した給水装置工事に係る施工管理や水道法への適合性の証明を、水道事業管理者が行う場合における手数料である。

各手数料について、直近5年間での実績がないことから、仮に事務が発生した場合における利用者負担割合の推計は、消防演習の立会い手数料が97.4%、給水装置の適合確認手数料が98.5%となっている。

本手数料の適正化について検討した結果、給水装置の適合確認手数料については、東京都内の他自治体における水準よりも低い状況にあるが、各手数料について「使用料等適正化のための基本方針」において、手数料の受益者負担割合として望ましいとされる100%に近い水準にあることから、現行手数料について、据え置くことが適当であるという結論を得た。

④ 下水道工事店指定事務手数料

《結論》

排水設備工事責任技術者の更新登録に係る現行手数料について、見直すことが適当であると考える。

《理由》

下水道工事店指定事務手数料については、平成14年4月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、羽村市下水道条例の規定に基づき、羽村市指定下水道工事店等の指定等の申請を行う者が負担する手数料である。

本事務に係るコストに対する利用者負担割合は、指定工事店の新規申請が103.4%、更新申請が101.6%となっている。また、排水設備工事責任技術者の新規登録が111.6%、更新登録が74.4%となっている。

審議会へ提出された資料における改定案では、排水設備工事責任技術者の更新登録に係る手数料について、現行の2,000円から3,000円へ改定することで、当該手数料の受益者負担割合を100%を超える水準とするものである。

本手数料の適正化について検討した結果、指定工事店の新規申請及び更新申請、排水設備工事責任技術者の新規登録については、「使用料等適正化のための基本方針」において、手数料の受益者負担割合として望ましいとされる100%を超える水準である。

一方、排水設備工事責任技術者の更新登録については、当該水準よりも低い状況にあることや他自治体における手数料水準を踏まえ、排水設備工事責任技術者の更新登録に係る現行手数料について、見直すことが適当であるという結論を得た。

⑤ 排水設備計画確認手数料及び排水設備工事検査手数料

《結論》

手数料を新たに徴収することが適当であると考える。

《理由》

排水設備計画確認手数料及び排水設備工事検査手数料は、羽村市下水道条例の規定に基づき、排水設備の新設等を行おうとする者が、下水道事業管理者の排水設備の計画の確認及び工事完了後の検査を受ける際に負担する手数料である。

東京都内の自治体において、本手数料を導入している自治体はないが、近隣他県においては、導入されている手数料である。

審議会へ提出された資料における手数料案では、当該事務に係るコストや本手数料を導入している近隣他県自治体の平均的な水準を踏まえ、いずれの手数料についても1,000円とするものである。

本手数料の適正化について検討した結果、市の水道事業においては同様の性質の手数料を徴収していることや「使用料等適正化のための基本方針」において、手数料の受益者負担割合として望ましいとされる100%に近い水準であり、下水道事業における新たな自主財源となることなどから、手数料を新たに徴収することが適当であるという結論を得た。

（2） 使用料

① 動物公園入園料

《結論》

現行入園料について、見直すことが適当であると考える。

ただし、18歳以下の利用者からも一定程度の負担を求めることやシニア区分の入園料設定の調整など、制度設計を改めて検討する必要がある。

《理由》

動物公園は、市民に憩いの場を提供し、また、動物の飼育及び展示等を通じ、動物に対する知識及び愛護思想の普及啓発を図ることを目的として昭和53年5月に開設した施設であり、平成20年4月からは指定管理者制度を導入し、株式会社横浜八景島が指定管理者として管理運営を行っている。

動物公園の入園料については、令和5年度の使用料等審議会の答申を踏まえ、令和6年4月に改定され、現在に至っている。

施設の管理運営コストについて、令和4年度と令和7年度を比較すると、約2,345万円の増となっている。これは、人件費や光熱水費の増などによるものである。

一方で、動物公園の利用人数は減少傾向にあり、令和6年度の使用料改定時に市の子供施策として無料とした18歳未満の利用者数についても、総数は捉えているものの、内訳の詳細なデータがなく、本施策の効果について、評価が難しい状況にある。

このことから、審議会へ提出された資料における改定案である、18歳未満の利用区分を18歳以下に変更の上、引き続き、一律で入園料を無料とすることやシニアの利用区分廃止による入園料の値上げなど、利用区分設定や入園料設定について、賛否両論の様々な意見があった。

特に、18歳以下の利用区分については、年間で7万人を超える利用者がいるため、この区分を細分化し入園料を徴収することで、早期に財政的な効果が出るのではないかという意見がある一方、市の子供施策として無料とするのであればやむを得ないという意見もあった。

本施設の入園料の適正化について検討した結果、本施設は「使用料等適正化のための基本方針」における「選択的・非市場的」な施設サービスであり、この基準に照らすと、現在の利用者負担割合の水準が低いことから、現行入園料の見直しが適当であるとい

う結論を得た。

加えて、利用区分について、様々な意見があったことから、入園料の見直しに当たっては、18歳以下を一律無料とするのではなく、入園料区分の細分化を行い、18歳以下の利用者からも一定程度の負担を求めることやシニア区分の入園料設定の調整など、制度設計を改めて検討する必要がある。

② 動物公園駐車場使用料

《結論》

現行使用料について、見直すことが適当であると考える。

ただし、半日利用・時間利用といった使用料区分を設けることや平日と休日で使用料に差を設けるなど、施設の利用状況を踏まえた制度設計を改めて検討すること。

《理由》

動物公園駐車場の使用料については、令和6年4月に改定され、現在に至っている。

本施設は、羽村市動物公園の専用駐車場である。令和6年4月からは、指定管理者制度を導入し、動物公園の指定管理者である株式会社横浜八景島が管理運営を行っている。

施設の管理運営コストについて、令和4年度と令和7年度を比較すると、約242万円の増となっている。

また、近隣の民間駐車場及び他の動物公園施設における駐車場使用料を比較すると、動物公園駐車場使用料は低い水準となっている。

審議会へ提出された資料における改定案は、近隣民間駐車場及び他の動物公園施設における駐車場使用料の水準を踏まえ、普通自動車を現行の300円から400円に、普通自動車の3倍の使用料設定としている大型・中型自動車について、現行の1,000円から1,200円へ改定するものである。

この改定案に対して、動物公園の平均的な利用時間を踏まえた柔軟な使用料設定とすることや利用者の多い休日の使用料を高く設定し、利用者が少ない平日は安く設定することで収益を上げてはどうかなど、様々な意見があった。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、本施設は「使用料等適正化のための基本方針」における「選択的・市場的」な施設サービスであり、この基準に照らすと、現在の利用者負担割合の水準は高い状況にあるが、管理運営コスト増加への対応を図る必要があることや近隣民間駐車場及び他の動物公園施設駐車場における使用料よりも低い水準にあることから、現行使用料の見直しが適当であるという結論を得た。

加えて、使用料の見直しに当たっては、現行の1日利用という区分だけではなく、半日利用・時間利用といった区分を設けることや平日と休日で使用料に差を設けるなど、施設の利用状況を踏まえた制度設計を改めて検討する必要がある。

③ 公園運動場使用料

《結論》

現行使用料について、見直すことが適当であると考える。

ただし、市民からの意見、要望などは、市で現状を確認の上、指定管理者へ伝えることで、管理運営の充実を図り、魅力的な施設とすること。

《理由》

公園運動場については、令和5年4月から指定管理者制度を導入し、現在は共同企業体であるウイングパークが管理運営を行っている。野球場やソフトボール場、テニスコートなどの有料施設が、武蔵野公園、あさひ公園、富士見公園、宮の下運動公園の4か所の公園にそれぞれ設置されており、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に改定されたことを受け、令和2年7月に使用料を改定し、現在に至っている。

施設の管理運営コストについて、公園施設の管理運営に指定管理者制度を導入した令和5年度と令和7年度を比較すると、約107万円の増となっている。これは、指定管理者による除草や樹木剪定の増加など、管理運営の充実などによるものである。

多摩地域における近隣市の同種施設の使用料との比較では、近隣市それぞれの施設の整備状況に差異があると想定されるものの、いずれの施設においても、近隣市より低い使用料となっている。また、近隣市においては、市民利用者と市民以外の利用者の使用料について、2倍から3倍の差を設けているが、羽村市においては、市民利用者と市民以外の利用者は同一の使用料となっている。さらに、利用者からは設備や備品の老朽化への対応や維持管理面の充実が求められている。

審議会へ提出された資料における改定案は、管理運営コストの上昇への対応や近隣自治体との均衡を図るため現行使用料を改定するとともに、これまで同一の使用料であった市民利用者と市民以外の利用者に2倍の差を設けるというものである。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、本施設は「使用料等適正化のための基本方針」における「選択的・非市場的」な施設サービスであり、この基準に照らすと、現在の利用者負担割合の水準は高い状況にあるが、管理運営コスト上昇への対応を図る必要があることや近隣市の平均より低い使用料水準にあること、また、市民利用者と市民以外の利用者が同一の使用料となっている状況を見直すため、現行使用料の見直しが適当であるという結論を得た。

加えて、施設維持管理の面で課題があることから、使用料の見直しに当たっては、市民からの意見、要望などについて、市で現状を確認の上、指定管理者へ伝えることで、管理運営の充実を図り、魅力的な施設とすることが重要である。

④ 富士見公園クラブハウス使用料

《結論》

現行使用料について、見直すことが適当であると考える。

ただし、面積が異なる部屋を同一使用料とすることについては、改めて検討すること。

《理由》

富士見公園クラブハウスの使用料については、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に改定されたことを受け、令和2年7月に使用料を改定し、現在に至っている。

本施設は、2つのミーティングルームがあり、主にスポーツ団体などがミーティング等のため、利用に供しているものであるが、各種団体の会議等にも利用されている。

施設の管理運営コストについて、公園施設の管理運営に指定管理者制度を導入した令和5年度と令和7年度を比較すると、約15万円の増となっている。

本施設は年間を通して利用可能な施設であるが、その利用状況は第1、第2ミーティングルームともに30%台と低い水準にある。しかし、施設の利用がない場合は、指定管理者が自主事業を実施し、その収益を施設の管理運営費に活用するなど、有効に利用されている。

審議会へ提出された資料における改定案は、管理運営コストの上昇へ対応するため、各ミーティングルームの使用料を同一使用料とした上で改定するとともに、これまで同一の使用料であった市民利用者と市民以外の利用者に2倍の差を設けるというものである。

この改定案に対して、面積が異なる各ミーティングルームの使用料を同一とすることについて、再検討を求める意見があった。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、本施設は「使用料等適正化のための基本方針」における「選択的・非市場的」な施設サービスであり、この基準に照らすと、現在の利用者負担割合の水準は高い状況にあるが、管理運営コスト増加への対応を図る必要があることや市民利用者と市民以外の利用者が同一の使用料となっている状況を見直すため、現行使用料の見直しが適当であるという結論を得た。

加えて、使用料の見直しに当たっては、面積が異なる第1ミーティングルームと第2ミーティングルームの使用料を同一料金とすることは合理的ではないため、制度設計を改めて検討する必要がある。

⑤ 公園夜間照明使用料

《結論》

現行使用料について、見直すことが適当であると考える。

ただし、市民からの意見、要望などは、市で現状を確認の上、指定管理者へ伝えることで、管理運営の充実を図り、魅力的な施設とすること。

《理由》

公園夜間照明の使用料については、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に改定されたことを受け、令和2年7月に使用料を改定し、現在に至っている。

本施設は、武蔵野公園の野球場及びテニスコート、富士見公園のソフトボール場及び陸上競技場、テニスコートに設置されている。

施設の管理運営コストについて、公園施設の管理運営に指定管理者制度を導入した令和5年度と令和7年度を比較すると、約72万円の増となっている。これは、エネルギー価格の上昇に伴い、電気料が増加したためである。

多摩地域における近隣市の同種施設の使用料を見ると、野球場及びソフトボール場については、同程度の使用料であるが、テニスコート及び陸上競技場については、近隣市の平均より低い使用料となっている。また、近隣市においては、市民利用者と市民以外の利用者の使用料について、2倍から3倍の差を設けているが、羽村市においては、市民利用者と市民以外の利用者は同一の使用料となっている。さらに、設備の老朽化に起因する要素もあるが、照明が暗いといった問題については、引き続きの課題となっており、利用者からは維持管理面の充実が求められている。

審議会へ提出された資料における改定案は、管理運営コストの上昇への対応や近隣自治体との均衡を図るため現行使用料を改定するとともに、これまで同一の使用料であった市民利用者と市民以外の利用者に2倍の差を設けるというものである。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、本施設は「使用料等適正化のための基本方針」における「選択的・非市場的」な施設サービスであり、この基準に照らすと、現在の利用者負担割合の水準は高い状況にあるが、エネルギー価格の高騰など管理運営コスト上昇への対応を図る必要があることやテニスコート及び陸上競技場について、近隣市の平均より低い使用料水準にあること、また、市民利用者と市民以外の利用者が同一の使用料となっている状況を見直すため、現行使用料の見直しが適当であるという結論を得た。

加えて、施設維持管理の面で課題があることから、使用料の見直しに当たっては、市

民からの意見、要望などについて、市で現状を確認の上、指定管理者へ伝えることで、管理運営の充実を図り、魅力的な施設とすることが重要である。

⑥ 堰下レクリエーション広場使用料

《結論》

現行使用料について、見直すことが適当であると考える。

ただし、施設の適切な維持管理や積極的なPRを行うとともに、平日と休日で使用料に差を設けるなど、制度設計を改めて検討し、施設の利用促進を図ること。

《理由》

堰下レクリエーション広場の使用料については、平成7年度の使用料等審議会の答申を踏まえ、平成8年4月に改定され、現在に至っている。

本施設は、芝生広場、テントサイト、3つの営火場で構成されており、主に市内の青少年団体等に利用されている。

施設の管理運営コストについて、公園施設の管理運営に指定管理者制度を導入した令和5年度と令和7年度を比較すると、約37万円の増となっている。

コストに対する利用者の負担割合を比較すると、令和5年度が67.6%、令和7年度が60.1%で、7.5ポイントの減となっており、管理運営コストの上昇により、利用者負担割合が減少している状況にある。

また、本施設は年間を通して利用可能な施設であるが、その利用件数は令和7年度実績で113件と、利用可能日数の3分の1程度の利用にとどまっている状況である。

審議会へ提出された資料における改定案は、管理運営コストの上昇へ対応するため、現行使用料を改定するとともに、用途が同じ3つの営火場について、使用料を同一とするものである。

この改定案に対して、利用者の多い休日の使用料を高く設定し、利用者が少ない平日は安く設定することで収益を上げてはどうかといった意見があった。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、本施設は「使用料等適正化のための基本方針」における「選択的・市場的」な施設サービスであり、この基準に照らすと、現在の利用者負担割合の水準が低いことから、現行使用料の見直しが適当であるという結論を得た。

加えて、利用件数が少ないといった課題があることから、使用料の見直しに当たっては、指定管理者の適切な維持管理による施設の魅力向上や積極的なPRを行うとともに、平日と休日で使用料に差を設けるなど、制度設計を改めて検討し、施設の利用促進を

図ることが重要である。

資　料　編

1 審議会の開催経過

日 程	開 催 日	審 議 内 容 等
第1回	令和8年5月12日（火）	(1)市長から審議会委員を委嘱 (2)会長及び職務代理者の選出 (3)審議会の傍聴の定めを決定 (4)諮問及び諮問事項の内容説明 (5)審議日程の調整 (6)市の財政状況の説明 (7)使用料等適正化のための基本方針について審議
第2回	令和8年5月26日（火）	(1)下水道使用料の適正化についての審議 (2)手数料の適正化についての審議
第3回	令和8年6月9日（火）	(1)手数料の適正化についての審議 (2)使用料の適正化についての審議
第4回	令和8年6月23日（火）	(1)水道料金の適正化についての審議 (2)手数料の適正化についての審議
第5回	令和8年6月30日（火）	(1)中間答申（案）について審議 (2)使用料の適正化についての審議
中間答申	令和8年7月7日（火）	(1)中間答申書を市長に提出

2 使用料等の検討資料

・下水道使用料の適正化について【第 2 回資料 1、別紙 1～16】

・下水道工事店指定事務手数料【第 2 回資料 2-1～2-3】

・排水設備計画確認手数料【第 2 回資料 3、3-1、3-3、3-4】

・排水設備検査手数料【第 2 回資料 3、3-2～3-4】

・動物公園入園料の適正化について【第 3 回資料 1-1～1-5】

・動物公園駐車場使用料の適正化について【第 3 回資料 2-1～2-4】

・公園運動場使用料【第 3 回資料 3-1～3-4】

・富士見公園クラブハウス使用料【第 3 回資料 4-1～4-4】

・公園夜間照明使用料【第 3 回資料 5-1～5-3】

・堰下レクリエーション広場使用料【第 3 回資料 6-1～6-4】

・水道料金の適正化について【第 4 回資料 1、別紙 1～10】

・指定給水装置工事事業者指定事務手数料【第 4 回資料 2-1～2-3】

・設計審査・工事検査事務手数料【第 4 回資料 3-1、3-2】

・消防演習の立会い及び給水装置の適合確認手数料【第 4 回資料 4-1、4-2】

資料１

下水道使用料の適正化について

（下水道事業の現状と今後の見通し）

羽村市上下水道部

令和８年５月作成

1　下水道事業の現状

(1)　当市の下水道使用料【別紙 1、別紙 2】

令和 8 年 4 月現在の「現行の東京都内 30 自治体（島しょ部除く）従量別使用料単価比較」によると、当市の下水道使用料は東京都内 30 自治体の中で従量別単価において、低い方から数えて 5 番目から 10 番目で、26 市平均、町村平均、市町村平均を下回る使用料となっている。

また、「現行の下水道使用料近隣自治体との使用料比較」では、当市は東京都 23 区や類似自治体より 2 割から 3 割程度低い使用料となっており、最も低い使用料は福生市となっている。

(2)　使用水量の推移と使用料収入の推移【別紙 3、別紙 4】

使用水量の動向を見ると、使用水量は平成 12 年度をピークに減少傾向にあり、令和 7 年度決算見込までの 26 年間で約 188 万立方メートル減少している。令和 5 年度の使用水量が過去最も少なく、令和 6 年度から増加に転じている。

また、下水道事業における主たる財源である使用料収入の動向は平成 12 年度をピークに減少傾向にあり、令和 5 年度までの 24 年間で約 2 億 2,500 万円減少している。平成 18 年 4 月の使用料改定時には一時的に増加したものの、令和 5 年度まで減少傾向となっている。令和 6 年 10 月の使用料改定の効果は、令和 6 年度で半年分、令和 7 年度で 1 年分が表れている。

(3)　現行の下水道事業会計財政推計（収益的収支）【別紙 5-1、別紙 5-2】

現行使用料での下水道事業会計の収益的収支は、本来、主たる財源である下水道使用料を中心とした収益的収入により、職員人件費や光熱水費をはじめ、管渠、マンホール蓋の補修や管渠の清掃、調査委託など、主に、事務費や維持管理に要する経費を賄うことを原則としている。

令和 6 年 10 月の使用料改定により、当年度純利益は黒字となっていく見込みであったが、令和 8 年 4 月 1 日から流域下水道維持管理負担金の単価が改定されたことにより、毎年度 1 億 1,000 万円程度の収益的支出の増加が見込まれる。

このため、収益的収支は、令和９年度以降も引き続き、毎年約１億500万円から約１億4,000万円の純損失が生じる状況が続いていくものと想定している。

⑷　現行の下水道事業会計財政推計（資本的収支）【別紙６】

現行使用料での資本的収支は、主に、企業債や他会計からの負担金を財源として、マンホール蓋の更新や汚水管の内面補修工事など、施設の長寿命化を図るため、令和９年度以降も引き続き、毎年２億8,000万円程度の収支過不足の状況が続いていくものと想定している。

この収支過不足金については、現在、損益勘定留保資金等により、補填を行っている状況となっている。

⑸　現行の補填財源及び資金保有額【別紙７】

現金保有額の算出に当たっては、当該年度の収益的収支と資本的収支の結果から算出しており、収益的収支、資本的収支ともに収支過不足の状況が続いている。

現行の使用料で下水道事業を継続した場合は、損益勘定留保資金等の補填により、投資可能な運転資金である現金保有額を令和13年度において、９億9,700万円程度確保できるものと推計しているが、主に、事務費や維持管理費を賄っている収益的収支が不足しているため、地方公営企業法等に基づく、健全な事業運営が図られないものと捉えている。

⑹　経営指標【別紙８】

経営指標でみる東京都内26市の状況では、１年間の下水道事業の費用を使用料収入で賄えているかを示す「経常収支比率」、汚水処理に要した経費に対する使用料の回収程度を示す「経費回収率」、１立方メートル当たりの使用料の水準を示す「使用料単価」、これらの経営指標から当市の令和６年度決算においては、「下水道事業の費用に対して、使用料収入が不足しており安価である。」と分析している。

⑺　企業債償還額と未償還額の推移【別紙９】

企業債は現在、「財務省（財政融資資金）」、「地方公共団体金融機構」、「東京都

区市町村振興基金」、この 3 つの借入先に対し、過去５年間の平均で毎年 3 億 3,000 万円程度の償還を行っており、令和 7 年度末の元金未償還額は約 30 億 200 万円を見込んでいる。

⑻　下水道施設整備・維持管理計画【別紙 10】

汚水管や雨水管の下水道管の法定耐用年数は 50 年とされており、現在使用している下水道管は、令和 6 年度から法定耐用年数に達するものが現れ始めている。

これらの下水道施設は、高度経済成長期に集中的に整備されたもので、修繕や改築を行わない場合は、令和 22 年度末には総延長 253 キロメートルのうち、約 87 パーセントに当たる約 220 キロメートルが法定耐用年数を超えることとなり、長寿命化対策が喫緊の課題と捉えている。

使用料改定算定期間である令和９年度から令和 13 年度までの下水道施設の整備費用と維持管理費用の総額については、現時点において約 17 億 5,900 万円を見込んでいる。

2　下水道使用料の適正化

⑴　下水道事業経営の原則

下水道事業経営は、水道事業と同様に地方公営企業法第３条に「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」と定められており、地方公共団体による経営努力を前提とした能率的な事業運営のもと、事業に必要な経費を受益者負担の原則に則った料金収入（下水道使用料）を主たる財源として独立採算制により事業経営することとされている。

⑵　これまでの下水道使用料改定の状況

当市におけるこれまでの下水道使用料改定の状況は、下記のとおりである。

◆令和６年 10 月１日　平均改定率　25.58%【現行使用料】

◆平成 18 年４月１日　平均改定率　16.25%
◆平成 10 年４月１日　平均改定率　15.89%

⑶　下水道使用料改定の考え方【別紙 16】

①　下水道使用料改定の考え方

下水道使用料は、下水道法第 20 条をはじめ、地方公営企業法第 21 条などを算定根拠としており、具体的な算定基準については、日本下水道協会が策定した「下水道使用料算定の基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）に基づき算定を行っている。

「基本的な考え方」では、使用料対象経費である需要家費、固定費、変動費の３種類に分解し、各々の経費の性質に応じた配賦基準により、基本使用料と従量使用料に配賦することとされている。

②　下水道使用料改定の算定期間

下水道使用料改定の算定期間は、「基本的な考え方」において、「一般的には３年から５年程度に設定することが適当である。」とされていることから、令和９年度から令和 13 年度までの５年間を算定期間としている。

⑷　基本使用料及び従量使用料の改定（案）【別紙 11、別紙 12】

①　基本使用料

基本使用料については、需要家費と固定費の一部を賄うこととされており、主に、事務費や維持管理に要する経費が、使用料対象経費に占める割合が最も大きいことから固定費に着目し、配賦基準により改定を行うこととした。

②　従量使用料

従量使用料については、現在の使用量区分ごとの公平性を保ちつつ、改定を行うこととした。

③　下水道使用料改定（案）

下水道使用料の改定（案）については、【別紙 11】のとおりである。

また、令和 7 年度の決算見込数値の使用水量に、改定単価（案）を当てはめ試算した結果、【別紙 12】のとおり平均改定率は 22.60 パーセントとなり、前回の改定時より 2.98 ポイント低い増額改定（案）となっている。

3　下水道使用料改定（案）後の影響

(1)　改定（案）後の近隣自治体との使用料比較【別紙 13】

「改定（案）後の下水道使用料近隣自治体との使用料比較」では、当市は、最も低い福生市を除くと、東京都 23 区や類似自治体と比較して低い使用料となっており、2%から 15%程度低い使用料区分が生じることになる。

(2)　改定（案）後の財政推計【別紙 14-1、別紙 14-2】

今回の改定（案）を踏まえて作成した財政推計は、【別紙 14-1】、【別紙 14-2】のとおりである。

収益的収支の見込みでは、令和 9 年度以降、平均 1 億 5,000 万円程度の使用料改定による増額を見込み、当年度純利益は黒字が継続する見込みである。利益剰余金（△は累積欠損金）については、令和 8 年度に大幅に欠損金が増加するが、使用料算定期間の最終に当たる令和 13 年度には、令和 7 年度決算見込みにおける 4 億円程度まで削減することができる見込みである。

(3)　改定（案）後の補填財源及び資金保有額【別紙 15】

改定（案）後の補填財源及び資金保有額は、引き続き、資本的収支の収支過不足を損益勘定留保資金等より補填していくことに変わりはないが、令和 9 年度以降は、収益的収支が充足することに加え、投資可能な運転資金である現金保有額が増加することにより、企業債の抑制も図ることができ、これまでより資金運用が改善されることとなる。

別紙１

現行の東京都内３０自治体（島しょ部除く）従量別使用料単価比較（２か月使用料･税込)

（令和8年4月1日現在）

自治体名	基本使用料			従量使用料																	
	16㎥以下	市町名	20㎥以下	市町名	40㎥以下	市町名	60㎥以下	市町名	100㎥以下	市町名	200㎥以下	市町名	400㎥以下	市町名	1,000㎥以下	市町名	2,000㎥以下	市町名	20,000㎥以下	市町名	20,000㎥超
東大和市	1,342	東大和市	-	あきる野市	183	あきる野市	204	あきる野市	239	あきる野市	282	あきる野市	325	あきる野市	381	あきる野市	437	あきる野市	487	あきる野市	487
青梅市	1,269	青梅市	-	東久留米市	137	東久留米市	178	東大和市	209	東大和市	253	東大和市	297	東大和市	363	東大和市	407	東大和市	451	福生市	478
八王子市	1,232	八王子市	-	青梅市	124	東村山市	176	八王子市	187	東久留米市	231	東久留米市	265	東久留米市	319	東久留米市	356	青梅市	405	東大和市	451
町田市	1,232	町田市	-	八王子市	121	東大和市	176	青梅市	187	八王子市	220	西東京市	262	西東京市	311	青梅市	354	狛江市	399	青梅市	405
日野市	1,232	日野市	-	町田市	121	国立市	165	町田市	187	青梅市	220	八王子市	253	清瀬市	302	清瀬市	350	清瀬市	399	狛江市	399
東村山市	1,232	東村山市	-	日野市	121	清瀬市	163	日野市	187	町田市	220	青梅市	253	八王子市	297	狛江市	345	東久留米市	399	清瀬市	399
多摩市	1,232	多摩市	-	国立市	121	青梅市	158	多摩市	187	日野市	220	町田市	253	青梅市	297	八王子市	341	八王子市	379	東久留米市	399
稲城市	1,232	稲城市	-	多摩市	121	八王子市	154	稲城市	187	多摩市	220	日野市	253	町田市	297	町田市	341	町田市	379	八王子市	379
武蔵野市	1,119	武蔵野市	-	稲城市	121	町田市	154	東久留米市	178	稲城市	220	東村山市	253	日野市	297	日野市	341	日野市	379	町田市	379
清瀬市	1,064	清瀬市	-	小平市	115	日野市	154	東村山市	176	東村山市	214	多摩市	253	東村山市	297	東村山市	341	東村山市	379	日野市	379
羽村市	968	羽村市	-	清瀬市	115	多摩市	154	西東京市	172	西東京市	207	稲城市	253	多摩市	297	多摩市	341	多摩市	379	東村山市	379
西東京市	902	西東京市	-	東大和市	112	稲城市	154	国立市	165	清瀬市	205	清瀬市	242	稲城市	297	稲城市	341	稲城市	379	多摩市	379
三鷹市	880	三鷹市	-	東村山市	110	狛江市	140	清瀬市	163	国立市	198	国立市	236	狛江市	292	西東京市	336	国立市	368	稲城市	379
小金井市	770	小金井市	-	国分寺市	110	西東京市	138	狛江市	140	狛江市	193	狛江市	232	国立市	280	国立市	324	武蔵村山市	367	国立市	368
東久留米市	-	東久留米市	1,518	西東京市	96	小平市	137	小平市	137	国分寺市	187	立川市	220	立川市	269	立川市	313	国分寺市	363	武蔵村山市	367
あきる野市	-	あきる野市	1,498	狛江市	95	立川市	126	国分寺市	137	小平市	170	国分寺市	220	国分寺市	264	昭島市	308	西東京市	360	国分寺市	363
国分寺市	-	国分寺市	1,199	羽村市	92	国分寺市	126	小金井市	132	立川市	165	昭島市	207	昭島市	255	国分寺市	308	立川市	357	西東京市	360
国立市	-	国立市	1,188	調布市	89	昭島市	118	立川市	126	昭島市	159	羽村市	193	羽村市	239	武蔵村山市	290	昭島市	356	立川市	357
立川市	-	立川市	1,166	武蔵村山市	85	小金井市	115	羽村市	123	羽村市	154	小平市	192	小金井市	231	小金井市	275	三鷹市	338	昭島市	356
狛江市	-	狛江市	1,161	昭島市	83	調布市	107	昭島市	118	武蔵村山市	149	小金井市	187	小平市	231	小平市	275	羽村市	325	三鷹市	338
武蔵村山市	-	武蔵村山市	1,108	立川市	82	武蔵村山市	107	調布市	107	小金井市	148	武蔵村山市	182	三鷹市	224	三鷹市	269	小金井市	319	羽村市	325
昭島市	-	昭島市	1,023	小金井市	77	羽村市	107	武蔵村山市	107	三鷹市	138	三鷹市	158	武蔵村山市	215	羽村市	268	小平市	313	小金井市	319
小平市	-	小平市	1,001	福生市	70	三鷹市	94	三鷹市	106	調布市	137	調布市	158	調布市	189	調布市	221	福生市	269	小平市	313
調布市	-	調布市	770	三鷹市	68	府中市	83	武蔵野市	85	福生市	115	福生市	143	福生市	170	福生市	220	調布市	249	調布市	249
福生市	-	福生市	704	府中市	61	福生市	82	府中市	83	府中市	104	府中市	127	府中市	155	府中市	182	武蔵野市	223	武蔵野市	223
府中市	-	府中市	585	武蔵野市	57	武蔵野市	74	福生市	82	武蔵野市	97	武蔵野市	114	武蔵野市	132	武蔵野市	160	府中市	211	府中市	211
市平均	1,122	市平均	1,077	市平均	103	市平均	136	市平均	150	市平均	186	市平均	220	市平均	265	市平均	309	市平均	355	市平均	363
奥多摩町	1,232	奥多摩町	-	日の出町	143	日の出町	159	日の出町	187	日の出町	220	日の出町	253	日の出町	297	日の出町	341	瑞穂町	390	瑞穂町	390
檜原村	1,232	檜原村	-	奥多摩町	121	奥多摩町	154	奥多摩町	187	奥多摩町	220	奥多摩町	253	奥多摩町	297	奥多摩町	341	日の出町	379	日の出町	379
日の出町	-	日の出町	1,166	檜原村	121	檜原村	154	檜原村	187	檜原村	220	檜原村	253	檜原村	297	檜原村	341	奥多摩町	379	奥多摩町	379
瑞穂町	-	瑞穂町	1,111	瑞穂町	104	瑞穂町	121	瑞穂町	121	瑞穂町	154	瑞穂町	198	瑞穂町	236	瑞穂町	308	檜原村	379	檜原村	379
町村平均	1,232	町村平均	1,139	町村平均	122	町村平均	147	町村平均	171	町村平均	204	町村平均	239	町村平均	282	町村平均	333	町村平均	382	町村平均	382
市町村平均	1,136	市町村平均	1,086	市町村平均	106	市町村平均	138	市町村平均	153	市町村平均	188	市町村平均	223	市町村平均	268	市町村平均	313	市町村平均	359	市町村平均	366
都23区	1,232	都23区	-	都23区	121	都23区	154	都23区	187	都23区	220	都23区	253	都23区	297	都23区	341	都23区	379	都23区	379

別紙２

現行の下水道使用料　近隣自治体との使用料比較（２か月使用料・税込）

（単位：円）

	10㎥	16㎥	20㎥	40㎥	60㎥	100㎥	200㎥	400㎥	1000㎥	2000㎥
羽　村　市	**968**	**968**	**1,337**	**3,185**	**5,341**	**10,269**	**25,669**	**64,389**	**208,269**	**476,669**
東京都（23区）	1,232	1,232	1,716	4,136	7,216	14,696	36,696	87,296	265,496	606,496
稲　城　市	1,232	1,232	1,716	4,136	7,216	14,696	36,696	87,296	265,496	606,496
清　瀬　市	1,064	1,064	1,526	3,836	7,114	13,670	34,240	82,640	264,140	615,040
福　生　市	704	704	704	2,112	3,762	7,062	18,612	47,212	149,512	369,512
東京都（23区）との比較	△21.4%	△21.4%	△22.1%	△23.0%	△26.0%	△30.1%	△30.0%	△26.2%	△21.6%	△21.4%
稲城市との比較	△21.4%	△21.4%	△22.1%	△23.0%	△26.0%	△30.1%	△30.0%	△26.2%	△21.6%	△21.4%
清瀬市との比較	△9.0%	△9.0%	△12.4%	△17.0%	△24.9%	△24.9%	△25.0%	△22.1%	△21.2%	△22.5%
福生市との比較	37.5%	37.5%	89.9%	50.8%	42.0%	45.4%	37.9%	36.4%	39.3%	29.0%

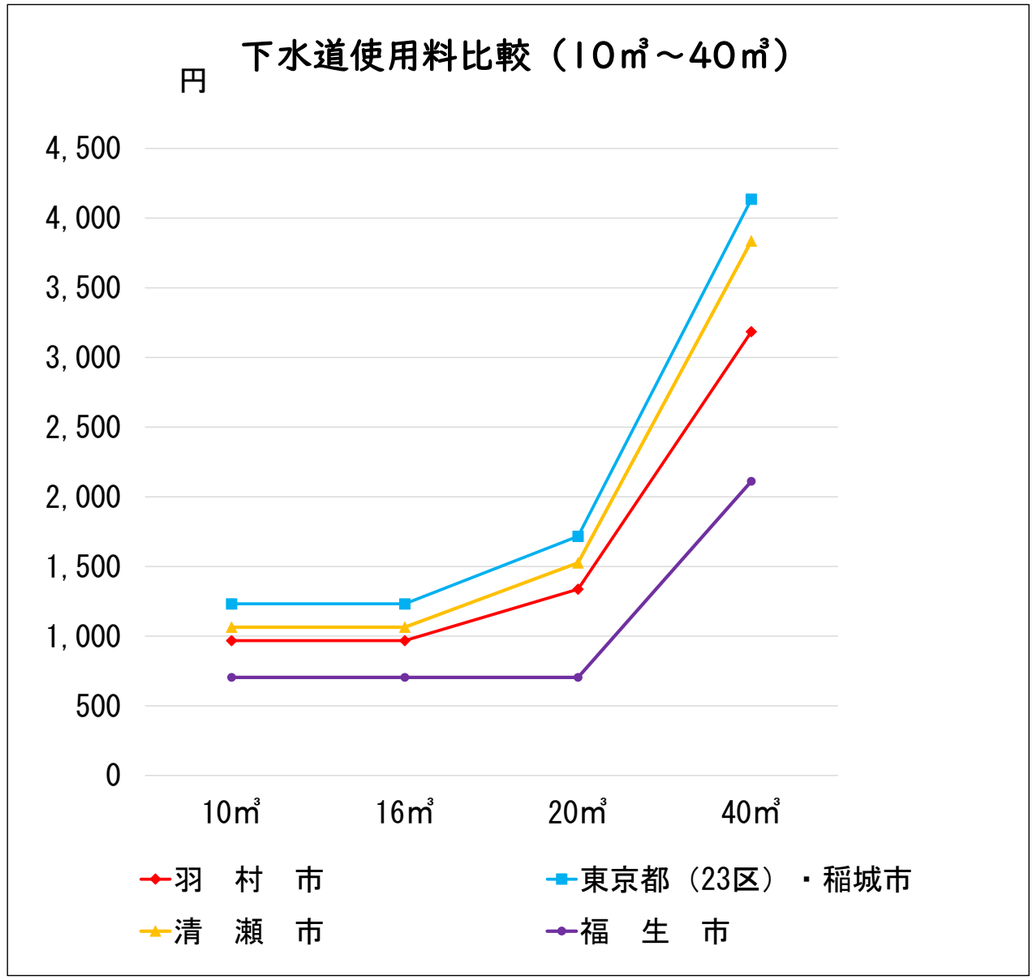

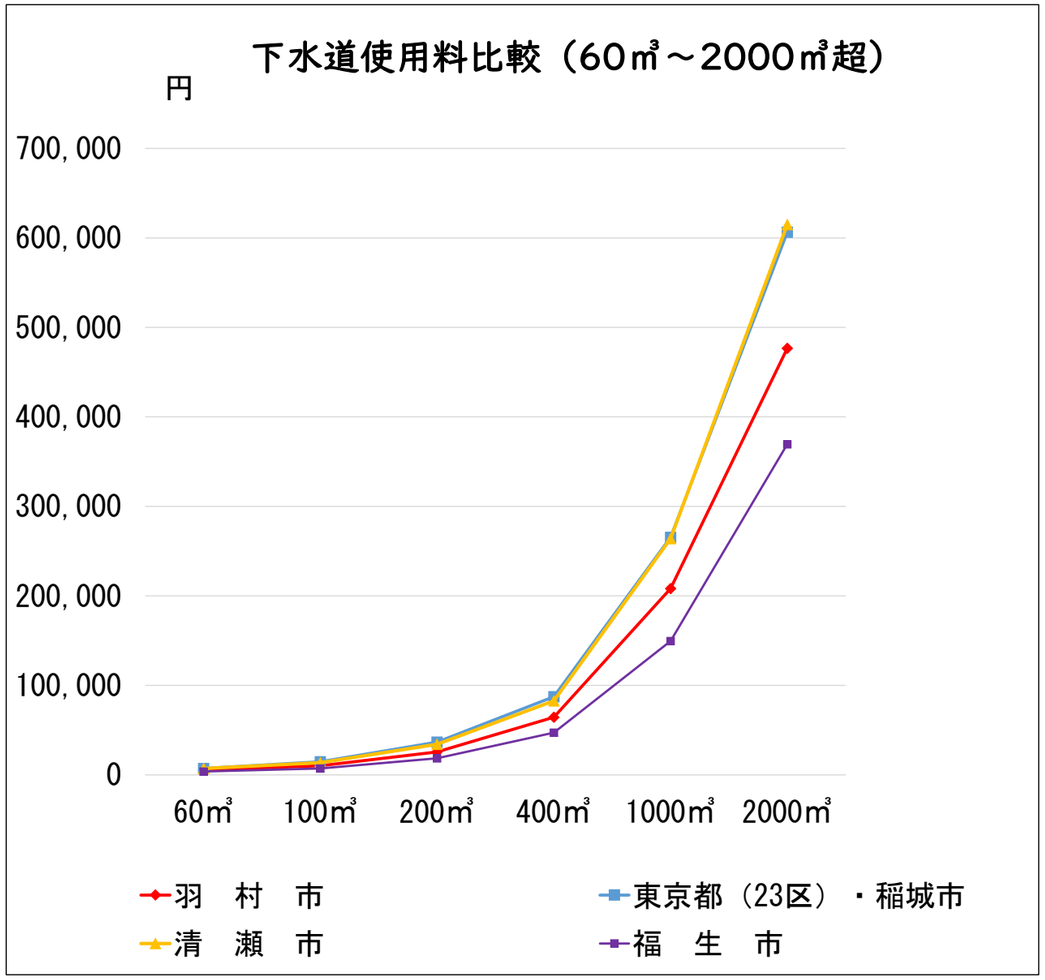

別紙３

下水道使用水量の推移（平成１２年度～令和７年度）

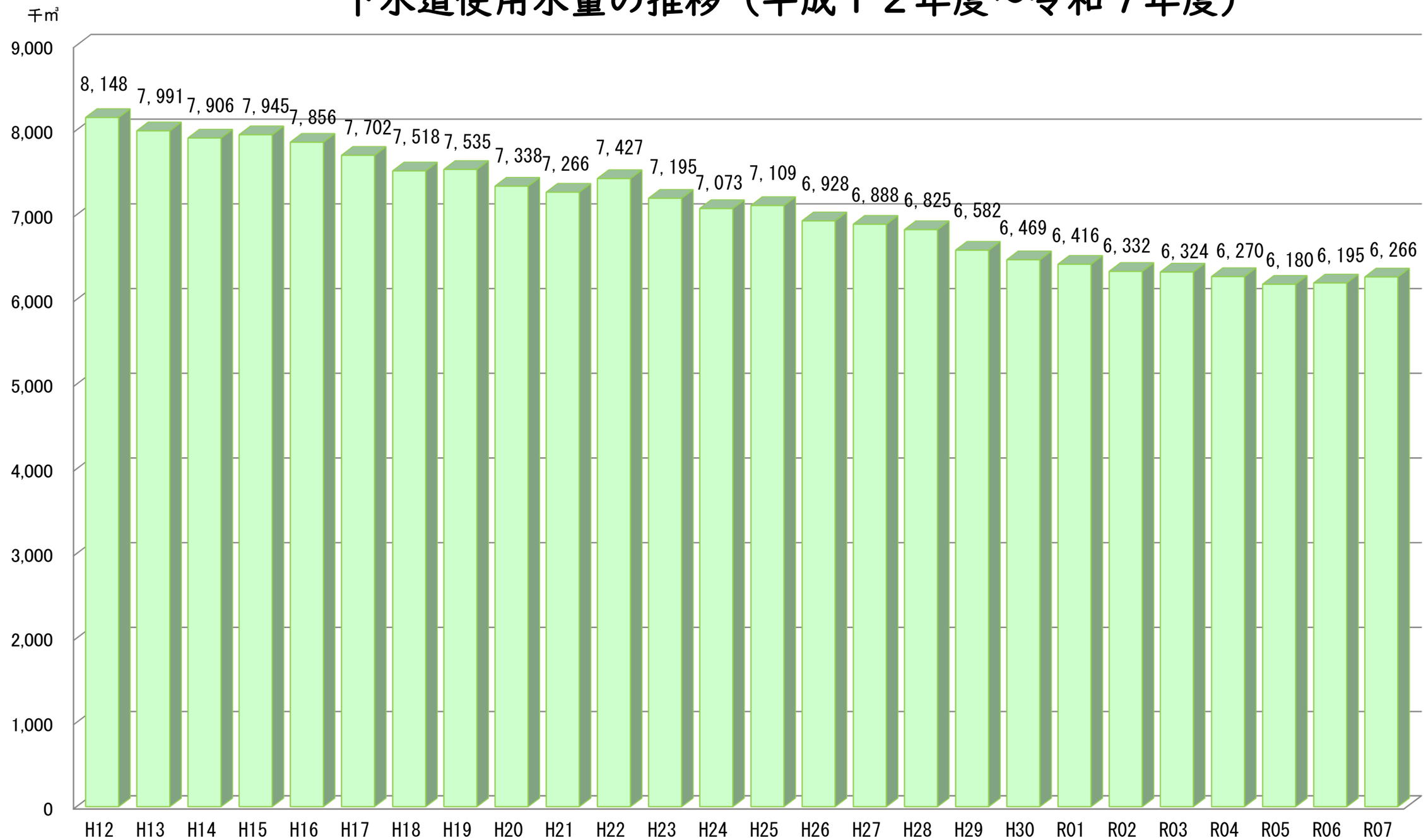

別紙４

下水道使用料収入の推移（平成１２年度～令和７年度）

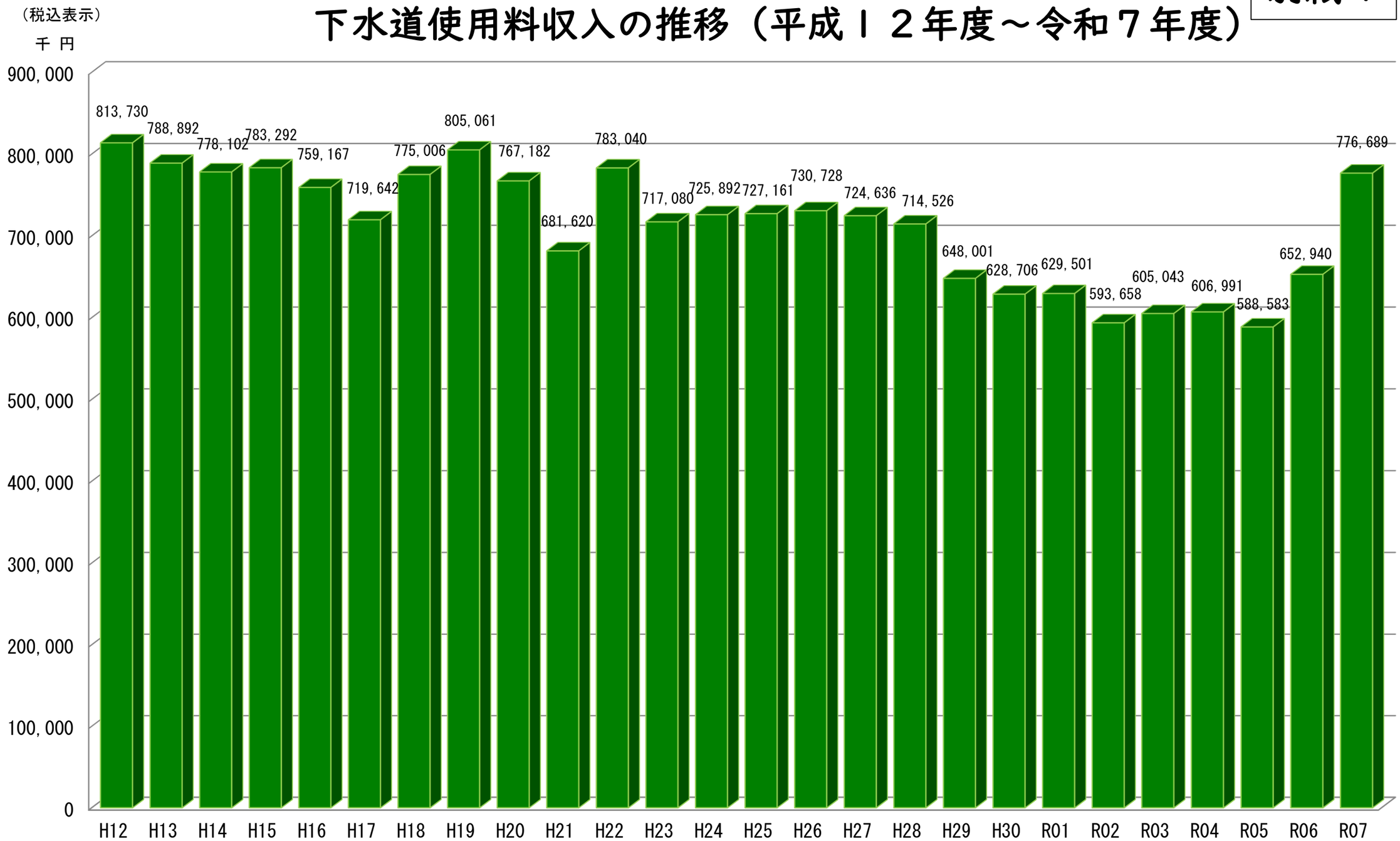

別紙5-1

現行使用料での下水道事業会計財政推計（収益的収支）

（単位：円、税抜）

費目			令和5年度 決算額	令和6年度 決算額	令和7年度 仮決算	令和8年度 予算額	令和9年度 計画額	令和10年度 計画額	令和11年度 計画額	令和12年度 計画額	令和13年度 計画額
収益的収入	営業収益	下水道使用料	535,075,162	593,582,016	706,080,864	614,476,363	697,720,129	693,919,071	690,377,514	687,088,926	684,047,945
		他会計負担金	215,213,000	219,719,000	232,585,000	222,231,000	234,158,000	220,856,000	226,753,000	225,606,000	212,509,000
		受託工事収益	151,500	1,195,700	431,709	90,909	90,909	90,909	90,909	90,909	90,909
		その他の営業収益	60,226	70,000	50,000	58,891,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	営業外	受取利息及び配当金	2,582	136,926	764,180	524,000	524,000	524,000	524,000	524,000	524,000
		他会計補助金	7,765,000	9,862,000	9,353,000	12,184,000	11,245,000	11,960,000	12,426,000	12,655,000	12,883,000
		国庫補助金	23,000	10,214,000	5,571,000	0	0	0	0	0	0
		都補助金	1,675,000	6,128,000	7,150,000	3,210,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000
		長期前受金戻入	181,300,515	183,020,127	183,629,280	183,812,000	183,812,000	183,812,000	183,812,000	183,812,000	183,812,000
		雑収益	383,374	429,116	330,003	298,226	298,226	298,226	298,226	298,226	298,226
	計 (a)		941,649,359	1,024,356,885	1,145,945,036	1,095,717,498	1,128,258,264	1,111,870,206	1,114,691,649	1,110,485,061	1,094,575,080
収益的支出	営業費用	管渠費	73,261,514	101,856,972	101,007,914	95,184,892	123,107,150	124,466,065	142,997,198	149,734,196	131,565,257
		総係費	88,282,009	100,603,173	97,750,774	105,185,369	106,053,639	106,930,621	107,816,401	108,711,066	109,614,705
		流域下水道管理費	243,181,890	259,009,265	238,983,895	361,147,274	355,590,981	350,120,295	344,733,894	339,430,479	334,208,770
		減価償却費	586,848,437	592,142,826	595,879,206	599,000,000	599,000,000	599,000,000	599,000,000	599,000,000	599,000,000
		資産減耗費	156,087	108,756	205,591	0	0	0	0	0	0
	営業外	支払利息	55,346,892	49,821,555	46,541,169	46,040,000	49,417,030	51,737,941	55,159,289	56,278,082	59,617,000
		雑支出	6,132	3,635,191	4,185,235	8,042,288	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	計 (b)		1,047,082,961	1,107,177,738	1,084,553,784	1,214,599,823	1,233,178,800	1,232,264,922	1,249,716,782	1,253,163,823	1,234,015,732
経常収支[(a)-(b)]			△ 105,433,602	△ 82,820,853	61,391,252	△ 118,882,325	△ 104,920,536	△ 120,394,716	△ 135,025,133	△ 142,678,762	△ 139,440,652
特別利益（過年度損益修正益）			0	0	2,834,961	0	0	0	0	0	0
特別損失（過年度損益修正損）			178,719	119,249	1,467,749	909,091	909,091	909,091	909,091	909,091	909,091
予備費			0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益・純損失			△ 105,612,321	△ 82,940,102	62,758,464	△ 119,791,416	△ 105,829,627	△ 121,303,807	△ 135,934,224	△ 143,587,853	△ 140,349,743
利益剰余金			△ 386,291,654	△ 469,231,756	△ 406,473,292	△ 526,264,708	△ 632,094,335	△ 753,398,142	△ 889,332,366	△ 1,032,920,219	△ 1,173,269,962

【用語解説】

他会計負担金	一般会計（羽村市）が負担する雨水に要する経費
他会計補助金	一般会計（羽村市）が負担する繰出基準に示されている経費
長期前受金戻入	減価償却費を行うべき固定資産の補助金等の財源を収益化したもの
管渠費	下水道管渠の維持補修に要する経費
総係費	下水道事業運営全般に要する経費
流域下水道管理費	流域内（羽村市分）の汚水を処理するための経費
減価償却費	固定資産の経済的な価値の減少分として費用計上したもの
資産減耗費	固定資産の減価償却として費用化されていない額を費用化したもの
過年度損益修正損	当期以前の収入等を修正した額（例　漏水減免など）

別紙5-2

現行使用料での下水道事業会計財政推計（収益的収支）

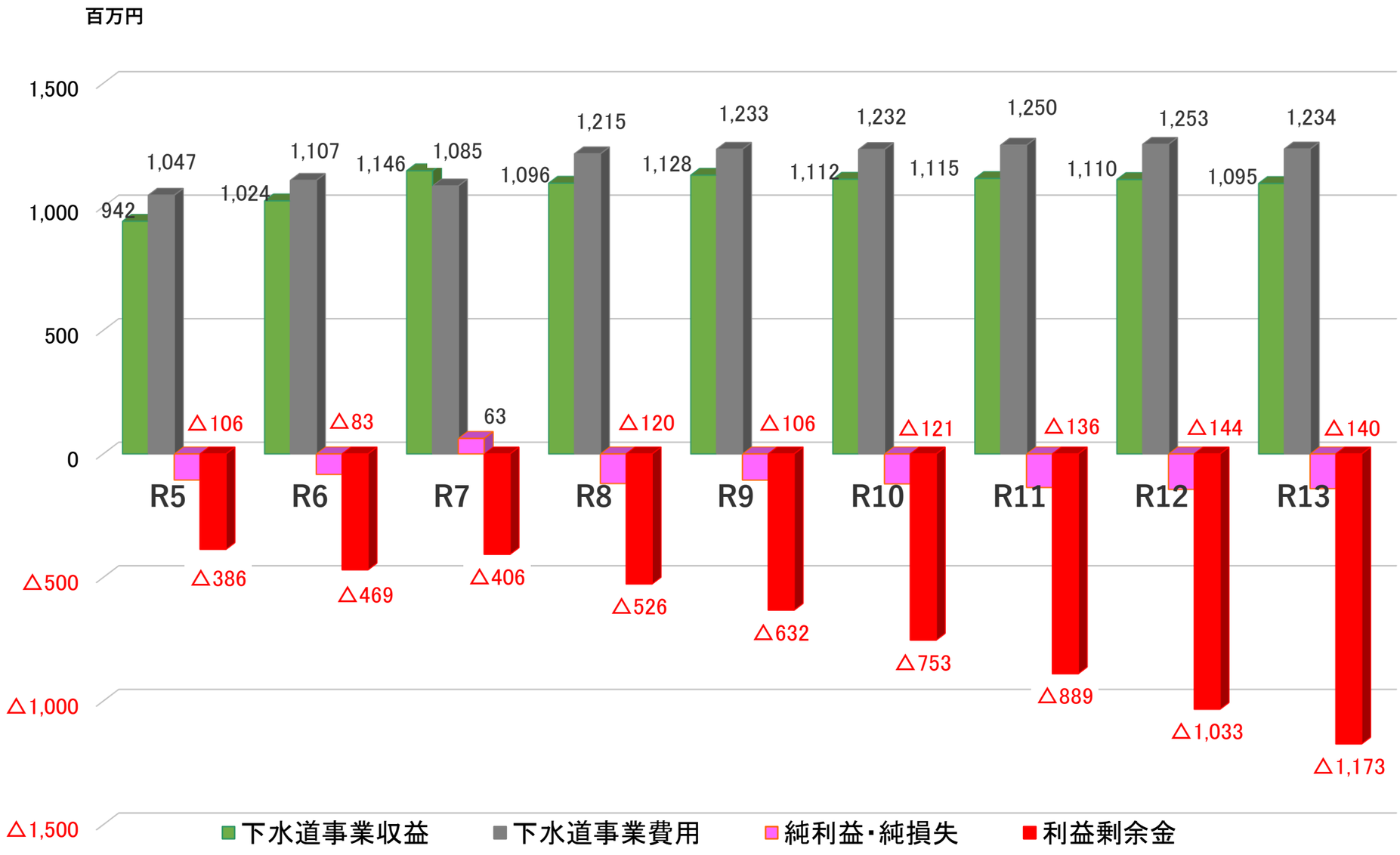

別紙６

現行使用料での羽村市下水道事業会計財政推計（資本的収支）

（単位：円、税込）

費目		令和5年度 決算額	令和6年度 決算額	令和7年度 仮決算	令和8年度 予算額	令和9年度 計画額	令和10年度 計画額	令和11年度 計画額	令和12年度 計画額	令和13年度 計画額
収入	企業債	109,900,000	147,300,000	172,300,000	288,300,000	248,900,000	277,500,000	191,500,000	254,600,000	301,200,000
	他会計負担金	108,502,000	111,250,000	113,561,000	118,715,000	89,693,000	90,881,000	64,107,000	40,747,000	48,419,000
	国庫等補助金	10,612,000	25,830,000	7,759,000	0	0	0	0	0	15,939,000
	負担金	39,000	2,151,000	1,586,000	1,660,000	2,837,000	4,673,000	3,441,000	2,195,000	2,217,000
計(ｆ)		229,053,000	286,531,000	295,206,000	408,675,000	341,430,000	373,054,000	259,048,000	297,542,000	367,775,000
支出	建設改良費 事務費	7,322,088	8,332,932	10,947,595	11,827,000	11,902,000	11,977,000	12,053,000	12,130,000	12,208,000
	建設改良費 管渠建設改良費	116,578,968	184,988,628	193,991,358	244,897,000	153,870,000	227,707,000	161,619,000	238,463,000	341,617,000
	建設改良費 流域下水道事業費	57,090,098	66,855,460	65,843,170	102,125,000	155,798,000	120,880,000	86,032,000	86,514,000	87,379,000
	固定資産購入費	102,740	0	3,637,810	7,446,000	7,556,000	7,556,000	7,556,000	7,556,000	7,556,000
	企業債償還金	328,994,484	316,156,138	306,010,492	305,771,000	294,259,724	286,534,734	259,452,773	240,482,174	219,129,844
	他会計負担金償還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計(g)		510,088,378	576,333,158	580,430,425	672,066,000	623,385,724	654,654,734	526,712,773	585,145,174	667,889,844
収支過不足金〔(f)-(g)〕		△ 281,035,378	△ 289,802,158	△ 285,224,425	△ 263,391,000	△ 281,955,724	△ 281,600,734	△ 267,664,773	△ 287,603,174	△ 300,114,844

補填財源	損益勘定留保資金	265,232,465	269,439,484	266,939,878	244,488,880	253,318,499	249,653,423	245,717,967	257,213,746	260,269,132
	引継金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設改良積立金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	消費税資本的収支調整額	15,802,913	20,362,674	18,284,547	18,902,120	28,637,225	31,947,311	21,946,806	30,389,428	39,845,712

別紙７

現行の下水道事業会計財政推計　補塡財源及び資金保有額の推移

（単位：円）

費目			令和５年度 決算額	令和６年度 決算額	令和７年度 仮決算額	令和８年度 予算額	令和９年度 計画額	令和10年度 計画額	令和11年度 計画額	令和12年度 計画額	令和13年度 計画額
資本的収支	資本的収入		229,053,000	286,531,000	295,206,000	408,675,000	341,430,000	373,054,000	259,048,000	297,542,000	367,775,000
	資本的支出		510,088,378	576,333,158	580,430,425	672,066,000	623,385,724	654,654,734	526,712,773	585,145,174	667,889,844
	△資本的収支不足額		△ 281,035,378	△ 289,802,158	△ 285,224,425	△ 263,391,000	△ 281,955,724	△ 281,600,734	△ 267,664,773	△ 287,603,174	△ 300,114,844
留保資金	減価償却費		586,848,437	592,142,826	595,879,206	599,000,000	599,000,000	599,000,000	599,000,000	599,000,000	599,000,000
	資産減耗費		156,087	108,756	205,591	0	0	0	0	0	0
	当年度損益勘定留保資金控除対象外消費税		1,847	7,980	13,812	18,657	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
	△長期前受金戻入		△ 181,300,515	△ 183,020,127	△ 183,629,280	△ 183,812,000	△ 183,812,000	△ 183,812,000	△ 183,812,000	△ 183,812,000	△ 183,812,000
	過年度損益勘定留保資金		143,212,917	178,097,366	238,651,683	384,181,134	435,107,495	491,165,369	535,414,139	568,967,948	583,372,349
	過年度修正分		23,379	3,694,468	0	0	0	0	0	0	0
	復活留保資金（前年度欠損金）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	△当年度純損失（非留保資金）		△ 105,612,321	△ 82,940,102	0	△ 119,791,416	△ 105,829,627	△ 121,303,807	△ 135,934,224	△ 143,587,853	△ 140,349,743
	計		443,329,831	508,091,167	651,121,012	679,596,375	744,483,868	785,067,562	814,685,915	840,586,095	858,228,606
	当年度使用額		265,232,465	269,439,484	266,939,878	244,488,880	253,318,499	249,653,423	245,717,967	257,213,746	260,269,132
	翌年度繰越額 ①		178,097,366	238,651,683	384,181,134	435,107,495	491,165,369	535,414,139	568,967,948	583,372,349	597,959,474
利益剰余金	積立金残高合計（a）②		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	未処分利益剰余金	当年度純利益(b)	△ 105,612,321	△ 82,940,102	62,758,464	△ 119,791,416	△ 105,829,627	△ 121,303,807	△ 135,934,224	△ 143,587,853	△ 140,349,743
		繰越利益剰余金(c)	△ 280,679,333	△ 386,291,654	△ 469,231,756	△ 406,473,292	△ 526,264,708	△ 632,094,335	△ 753,398,142	△ 889,332,366	△ 1,032,920,219
		使用額（処分額）③	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		翌年度繰越利益剰余金	△ 386,291,654	△ 469,231,756	△ 406,473,292	△ 526,264,708	△ 632,094,335	△ 753,398,142	△ 889,332,366	△ 1,032,920,219	△ 1,173,269,962
利益剰余金残高合計（a）+（b）+（c）			△ 386,291,654	△ 469,231,756	△ 406,473,292	△ 526,264,708	△ 632,094,335	△ 753,398,142	△ 889,332,366	△ 1,032,920,219	△ 1,173,269,962
前年度現金保有額			174,245,773	259,030,652	353,630,960	563,377,296	634,097,438	730,155,312	814,404,082	887,957,891	942,362,292
利益（△損失）			△ 105,612,321	△ 82,940,102	62,758,464	△ 119,791,416	△ 105,829,627	△ 121,303,807	△ 135,934,224	△ 143,587,853	△ 140,349,743
当年度留保資金増加額			405,705,856	409,239,435	412,469,329	415,206,657	415,206,000	415,206,000	415,206,000	415,206,000	415,206,000
その他現金増減額			49,923,809	37,740,459	1,458,421	19,793,781	40,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000
消費税資本的収支調整額			15,802,913	20,362,674	18,284,547	18,902,120	28,637,225	31,947,311	21,946,806	30,389,428	39,845,712
△資本的収支不足額			△ 281,035,378	△ 289,802,158	△ 285,224,425	△ 263,391,000	△ 281,955,724	△ 281,600,734	△ 267,664,773	△ 287,603,174	△ 300,114,844
現金保有額			259,030,652	353,630,960	563,377,296	634,097,438	730,155,312	814,404,082	887,957,891	942,362,292	996,949,417

別紙８

経営指標でみる東京都内下水道事業の現状

◆東京都内２６市の現状

（令和６年度決算）

	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市
経常収支比率(%)	109.53	111.70	105.67	104.92	100.00	106.73	107.85	100.77	105.47	103.96	110.05	108.12	107.08	88.25	107.51	127.09	111.31	105.51	103.08	102.57	105.22	122.34	110.12	92.52	100.89	105.39
経費回収率(%)	103.82	112.24	102.11	87.76	75.87	109.46	93.98	93.21	97.44	124.01	119.89	112.68	107.95	111.94	115.70	143.55	109.97	105.99	94.65	101.74	104.82	148.08	110.23	87.28	93.91	107.11
使用料単価(円)	128.10	111.33	81.81	83.79	132.56	66.16	98.05	76.29	120.96	79.61	100.03	117.84	118.44	101.71	109.75	133.73	91.68	142.29	115.29	129.25	112.64	130.56	120.29	95.82	112.86	94.86

◆羽村市の現状

	経営指標	現　　状	東京都内２６市との比較
経常収支比率(%)	92.52	１年間の下水道事業の費用を使用料で賄えていない。	100を切る自治体は２自治体。その中で羽村市が２番目に低い。
経費回収率(%)	87.28	汚水処理に要した経費を使用料で賄えていない。	100を切る自治体は８自治体。その中で羽村市が２番目に低い。
使用料単価(円)	95.82	１㎥当たりの使用料が安価である。	100を切る自治体は９自治体。その中で羽村市が８番目に低い。

≪用語説明≫

経常収支比率　１年間の使用料収入等で維持管理費等の費用をどの程度賄えているか

経費回収率　汚水処理に要した経費に対する、使用料の回収程度を示すもの

使用料単価　有収水量１㎥当たりの使用料収入であり、使用料の水準を示すもの

≪算出式≫

経常収支比率　経常収益　÷　経常費用　×　100

経費回収率　下水道使用料　÷　汚水処理費（維持管理費+減価償却費）　×　100

使用料単価　下水道使用料収入　÷　年間有収水量　×　100

別紙９

下水道事業会計　企業債元金・利子及び元金未償還額の推移

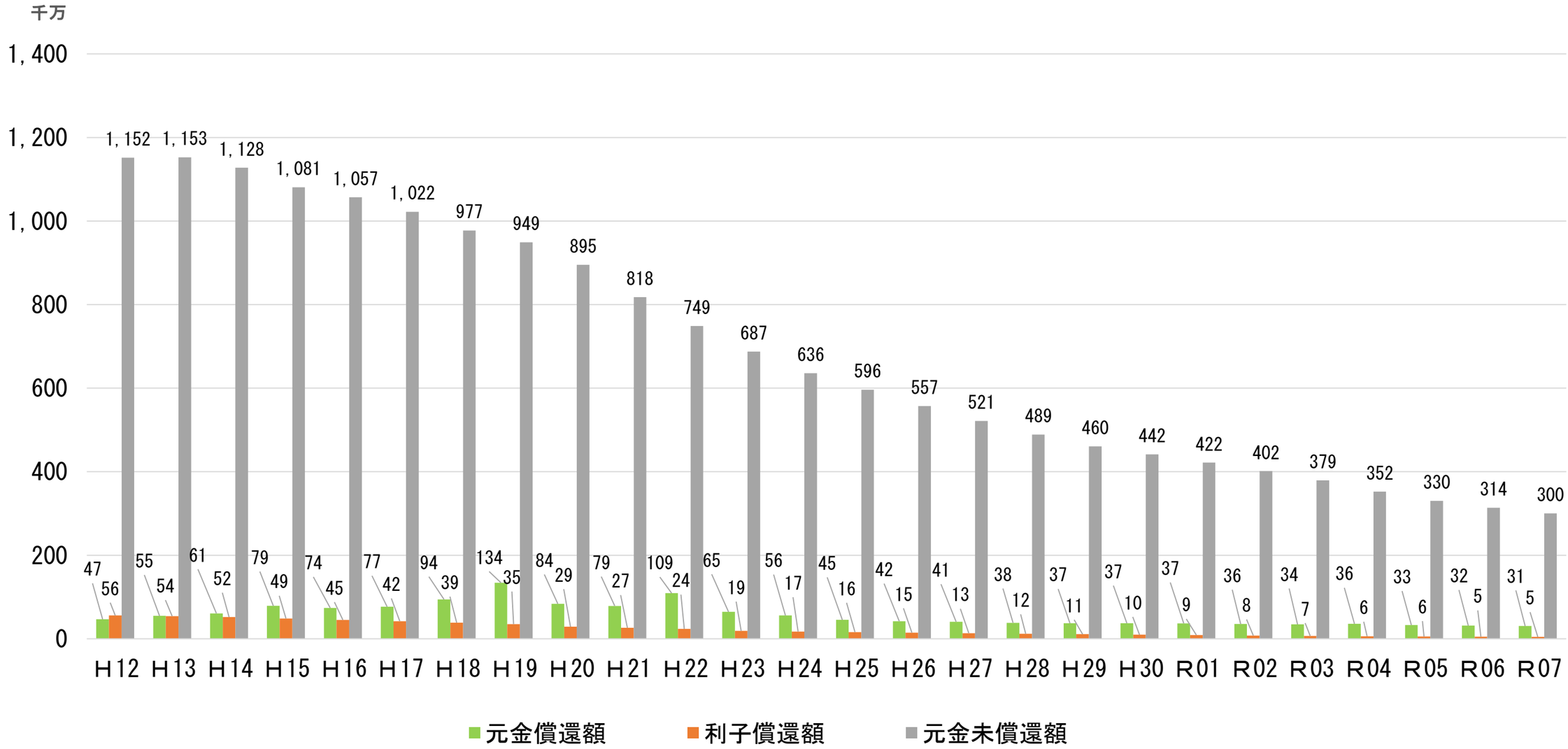

下 水 道 施 設 整 備・維 持 管 理 計 画　令和９年度～令和１３年度

別紙10

項目	年度	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）	令和12年度（2030）	令和13年度（2031）
管渠費	修繕費	17,577,000円	17,577,000円	17,577,000円	17,577,000円	17,577,000円
		管渠・マンホール等補修	管渠・マンホール等補修	管渠・マンホール等補修	管渠・マンホール等補修	管渠・マンホール等補修
		マンホールポンプ水位計等修繕	マンホールポンプ水位計等修繕	マンホールポンプ水位計等修繕	マンホールポンプ水位計等修繕	マンホールポンプ水位計等修繕
管渠費	委託料	96,205,000円	97,437,000円	117,746,000円	125,010,000円	104,871,000円
		マンホールポンプの保守点検委託	マンホールポンプの保守点検委託	マンホールポンプの保守点検委託	マンホールポンプの保守点検委託	マンホールポンプの保守点検委託
		管渠清掃委託	管渠清掃委託	管渠清掃委託	管渠清掃委託	管渠清掃委託
		水質検査委託	水質検査委託	水質検査委託	水質検査委託	水質検査委託
		下水道台帳補正委託	下水道台帳補正委託	下水道台帳補正委託	下水道台帳補正委託	下水道台帳補正委託
		あきる野市への管渠維持管理委託	あきる野市への管渠維持管理委託	あきる野市への管渠維持管理委託	あきる野市への管渠維持管理委託	あきる野市への管渠維持管理委託
		汚水管TVカメラ調査委託 18.0km	汚水管TVカメラ調査委託 20.2km	汚水管TVカメラ調査委託 21.6km	汚水管TVカメラ調査委託 22.4km	汚水管TVカメラ調査委託 22.2km
						腐食環境下汚水人孔調査委託 34基
		量水器交換委託	量水器交換委託			量水器交換委託
		雨天時浸入水対策調査委託 【2ブロック】		雨天時浸入水対策調査委託 【2・3ブロック】	雨天時浸入水対策調査委託 【3ブロック】	
		下水道ストックマネジメント計画策定業務委託（雨水）			下水道ストックマネジメント計画策定業務委託 （雨水・汚水）	
				公共下水道事業計画変更認可業務委託		
		雨水管内面調査委託 6.6km	雨水管内面調査委託 6.6km	雨水管内面調査委託 6.6km	雨水管内面調査委託 6.6km	雨水管内面調査委託 6.6km
管渠費	材料費	142,000円	70,000円	0円	0円	885,000円
		量水器購入	量水器購入			量水器購入
事務費	賃借料	1,724,000円	1,724,000円	1,724,000円	1,724,000円	1,724,000円
		積算システム賃借	積算システム賃借	積算システム賃借	積算システム賃借	積算システム賃借
		単価データ利用料	単価データ利用料	単価データ利用料	単価データ利用料	単価データ利用料
管渠建設改良費	工事請負費	119,970,000円	182,720,000円	98,620,000円	176,688,000円	229,570,000円
		汚水管布設工事等	汚水管布設工事等	汚水管布設工事等	汚水管布設工事等	汚水管布設工事等
			公共下水道マンホール蓋更新工事 80基　雨水	公共下水道マンホール蓋更新工事 80基　雨水	公共下水道マンホール蓋更新工事 80基　雨水	公共下水道マンホール蓋更新工事 80基　雨水
					公共下水道マンホール蓋更新工事 111基　汚水	公共下水道マンホール蓋更新工事 107基　汚水
		汚水管内面補修工事 13.0km	汚水管内面補修工事 18.0km		汚水管内面補修工事 21.6km	汚水管内面補修工事 22.4km
		雨水管内面補修工事 6.6km	雨水管内面補修工事 6.6km	雨水管内面補修工事 6.6km	雨水管内面補修工事 6.6km	雨水管内面補修工事 6.6km
		都道マンホール蓋調整工事	都道マンホール蓋調整工事	都道マンホール蓋調整工事	都道マンホール蓋調整工事	都道マンホール蓋調整工事
		浸水対策雨水管整備事業	浸水対策雨水管整備事業			
			雨天時浸入水対策補修工事 【2ブロック】			不明水対策補修工事 【3ブロック】
管渠建設改良費	負担金	3,966,000円	6,474,000円	15,544,000円	0円	0円
		福生市への旧都市下水路改修工事負担金	福生市への旧都市下水路改修工事負担金	福生市への旧都市下水路改修工事負担金		
管渠建設改良費	委託料	29,283,000円	37,862,000円	46,805,000円	61,124,000円	111,396,000円
		区画道路雨水布設工事委託	区画道路雨水布設工事委託	区画道路雨水布設工事委託	区画道路雨水布設工事委託	区画道路雨水布設工事委託
					区画道路汚水布設工事委託	汚水布設工事委託
				浸水対策雨水管整備委託	浸水対策雨水管整備委託	浸水対策雨水管整備委託
					汚水管修繕改築計画策定委託	汚水管修繕改築計画策定委託
						汚水管改築実施設計委託
合　計		268,867,000円	343,864,000円	298,016,000円	382,123,000円	466,023,000円

下水道使用料改定（案）

別紙11

	現　行		
区分	使用料区分	排出量（1か月）	使用料
一般汚水	基本使用料		440円
	従量使用料	8㎥以下	0円
		8㎥超 20㎥以下	84円
		20㎥超 30㎥以下	98円
		30㎥超 50㎥以下	112円
		50㎥超 100㎥以下	140円
		100㎥超 200㎥以下	176円
		200㎥超 500㎥以下	218円
		500㎥超 1,000㎥以下	244円
		1,000㎥超	296円
浴場汚水	基本使用料		182円
	浴場汚水	8㎥超	16円

	改　定（案）				
区分	使用料区分	排出量（1か月）	使用料	増加額	改定率
一般汚水	基本使用料		560円	120円	27.27%
	従量使用料	8㎥以下	0円	0円	0.00%
		8㎥超 20㎥以下	102円	18円	21.43%
		20㎥超 30㎥以下	119円	21円	21.43%
		30㎥超 50㎥以下	136円	24円	21.43%
		50㎥超 100㎥以下	171円	31円	22.14%
		100㎥超 200㎥以下	215円	39円	22.16%
		200㎥超 500㎥以下	266円	48円	22.02%
		500㎥超 1,000㎥以下	298円	54円	22.13%
		1,000㎥超	362円	66円	22.30%
浴場汚水	基本使用料		231円	49円	26.92%
	浴場汚水	8㎥超	20円	4円	25.00%

※ 金額は税抜

※ 赤字　今回改定（案）の使用料

【用語説明】

・需要家費　　下水道使用料の徴収等に必要な費用（例　徴収委託費など）

・固定費　　下水道事業に固定的に必要な費用（例　ポンプ点検委託料など）

・変動費　　下水道使用水量の多少に伴い変動する費用（例　水質検査費など）

下水道使用料改定（案）に伴う増加額及び改定率

別紙12

使用水量段階（2か月）	基本使用料及び従量使用料区分	令和7年度仮決算値			使用水量段階（2か月）	基本使用料及び従量使用料区分	改定（案）			増加額	改定率
		単価	使用水量及び件数	使用料収入			改定（案）単価	使用水量及び件数	使用料収入		
0～16㎥	基本使用料	880円	54,655件	48,096,400円	0～16㎥	基本使用料	1,120円	54,655件	61,213,600円	13,117,200円	27.27%
	1～16㎥	0円	448,364㎥	0円		1～16㎥	0円	448,364㎥	0円	0円	0.00%
	小計		448,364㎥	48,096,400円		小計		448,364㎥	61,213,600円	13,117,200円	27.27%
17～40㎥	基本使用料	880円	67,410件	59,320,800円	17～40㎥	基本使用料	1,120円	67,410件	75,499,200円	16,178,400円	27.27%
	1～16㎥	0円	1,078,560㎥	0円		1～16㎥	0円	1,078,560㎥	0円	0円	0.00%
	17～40㎥	84円	802,096㎥	67,376,064円		17～40㎥	102円	802,096㎥	81,813,792円	14,437,728円	21.43%
	小計		1,880,656㎥	126,696,864円		小計		1,880,656㎥	157,312,992円	30,616,128円	24.16%
41～60㎥	基本使用料	880円	30,916件	27,206,080円	41～60㎥	基本使用料	1,120円	30,916件	34,625,920円	7,419,840円	27.27%
	1～16㎥	0円	494,656㎥	0円		1～16㎥	0円	494,656㎥	0円	0円	0.00%
	17～40㎥	84円	741,984㎥	62,326,656円		17～40㎥	102円	741,984㎥	75,682,368円	13,355,712円	21.43%
	41～60㎥	98円	2,730,662㎥	267,604,876円		41～60㎥	119円	2,730,662㎥	324,948,778円	57,343,902円	21.43%
			3,967,302㎥	357,137,612円				3,967,302㎥	435,257,066円	78,119,454円	21.87%
61～100㎥	基本使用料	880円	11,850件	10,428,000円	61～100㎥	基本使用料	1,120円	11,850件	13,272,000円	2,844,000円	27.27%
	1～16㎥	0円	189,600㎥	0円		1～16㎥	0円	189,600㎥	0円	0円	0.00%
	17～40㎥	84円	284,400㎥	23,889,600円		17～40㎥	102円	284,400㎥	29,008,800円	5,119,200円	21.43%
	41～60㎥	98円	237,000㎥	23,226,000円		41～60㎥	119円	237,000㎥	28,203,000円	4,977,000円	21.43%
	61～100㎥	112円	147,895㎥	16,564,240円		61～100㎥	136円	147,895㎥	20,113,720円	3,549,480円	21.43%
	小計		858,895㎥	74,107,840円		小計		858,895㎥	90,597,520円	16,489,680円	22.25%
101～200㎥	基本使用料	880円	1,381件	1,215,280円	101～200㎥	基本使用料	1,120円	1,381件	1,546,720円	331,440円	27.27%
	1～16㎥	0円	22,096㎥	0円		1～16㎥	0円	22,096㎥	0円	0円	0.00%
	17～40㎥	84円	33,144㎥	2,784,096円		17～40㎥	102円	33,144㎥	3,380,688円	596,592円	21.43%
	41～60㎥	98円	27,620㎥	2,706,760円		41～60㎥	119円	27,620㎥	3,286,780円	580,020円	21.43%
	61～100㎥	112円	55,240㎥	6,186,880円		61～100㎥	136円	55,240㎥	7,512,640円	1,325,760円	21.43%
	101～200㎥	140円	38,970㎥	5,455,800円		101～200㎥	171円	38,970㎥	6,663,870円	1,208,070円	22.14%
	小計		177,070㎥	18,348,816円		小計		177,070㎥	22,390,698円	4,041,882円	22.03%
201～400㎥	基本使用料	880円	522件	459,360円	201～400㎥	基本使用料	1,120円	522件	584,640円	125,280円	27.27%
	1～16㎥	0円	8,352㎥	0円		1～16㎥	0円	8,352㎥	0円	0円	0.00%
	17～40㎥	84円	12,528㎥	1,052,352円		17～40㎥	102円	12,528㎥	1,277,856円	225,504円	21.43%
	41～60㎥	98円	10,440㎥	1,023,120円		41～60㎥	119円	10,440㎥	1,242,360円	219,240円	21.43%
	61～100㎥	112円	20,880㎥	2,338,560円		61～100㎥	136円	20,880㎥	2,839,680円	501,120円	21.43%
	101～200㎥	140円	52,200㎥	7,308,000円		101～200㎥	171円	52,200㎥	8,926,200円	1,618,200円	22.14%
	201～400㎥	176円	43,730㎥	7,696,480円		201～400㎥	215円	43,730㎥	9,401,950円	1,705,470円	22.16%
	小計		148,130㎥	19,877,872円		小計		148,130㎥	24,272,686円	4,394,814円	22.11%
401～1000㎥	基本使用料	880円	291件	256,080円	401～1000㎥	基本使用料	1,120円	291件	325,920円	69,840円	27.27%
	1～16㎥	0円	4,656㎥	0円		1～16㎥	0円	4,656㎥	0円	0円	0.00%
	17～40㎥	84円	6,984㎥	586,656円		17～40㎥	102円	6,984㎥	712,368円	125,712円	21.43%
	41～60㎥	98円	5,820㎥	570,360円		41～60㎥	119円	5,820㎥	692,580円	122,220円	21.43%
	61～100㎥	112円	11,640㎥	1,303,680円		61～100㎥	136円	11,640㎥	1,583,040円	279,360円	21.43%
	101～200㎥	140円	29,100㎥	4,074,000円		101～200㎥	171円	29,100㎥	4,976,100円	902,100円	22.14%
	201～400㎥	176円	58,200㎥	10,243,200円		201～400㎥	215円	58,200㎥	12,513,000円	2,269,800円	22.16%
	401～1000㎥	218円	58,546㎥	12,763,028円		401～1000㎥	266円	58,546㎥	15,573,236円	2,810,208円	22.02%
	小計		174,946㎥	29,797,004円		小計		174,946㎥	36,376,244円	6,579,240円	22.08%
1001～2000㎥	基本使用料	880円	146件	128,480円	1001～2000㎥	基本使用料	1,120円	146件	163,520円	35,040円	27.27%
	1～16㎥	0円	2,336㎥	0円		1～16㎥	0円	2,336㎥	0円	0円	0.00%
	17～40㎥	84円	3,504㎥	294,336円		17～40㎥	102円	3,504㎥	357,408円	63,072円	21.43%
	41～60㎥	98円	2,920㎥	286,160円		41～60㎥	119円	2,920㎥	347,480円	61,320円	21.43%
	61～100㎥	112円	5,840㎥	654,080円		61～100㎥	136円	5,840㎥	794,240円	140,160円	21.43%
	101～200㎥	140円	14,600㎥	2,044,000円		101～200㎥	171円	14,600㎥	2,496,600円	452,600円	22.14%
	201～400㎥	176円	29,200㎥	5,139,200円		201～400㎥	215円	29,200㎥	6,278,000円	1,138,800円	22.16%
	401～1000㎥	218円	87,600㎥	19,096,800円		401～1000㎥	266円	87,600㎥	23,301,600円	4,204,800円	22.02%
	1001㎥～2000㎥	244円	68,135㎥	16,624,940円		1001㎥～2000㎥	298円	68,135㎥	20,304,230円	3,679,290円	22.13%
	小計		214,135㎥	44,267,996円		小計		214,135㎥	54,043,078円	9,775,082円	22.08%
2001㎥～	基本使用料	880円	91件	80,080円	2001㎥～	基本使用料	1,120円	91件	101,920円	21,840円	27.27%
	1～16㎥	0円	1,456㎥	0円		1～16㎥	0円	1,456㎥	0円	0円	0.00%
	17～40㎥	84円	2,184㎥	183,456円		17～40㎥	102円	2,184㎥	222,768円	39,312円	21.43%
	41～60㎥	98円	1,820㎥	178,360円		41～60㎥	119円	1,820㎥	216,580円	38,220円	21.43%
	61～100㎥	112円	3,640㎥	407,680円		61～100㎥	136円	3,640㎥	495,040円	87,360円	21.43%
	101～200㎥	140円	9,100㎥	1,274,000円		101～200㎥	171円	9,100㎥	1,556,100円	282,100円	22.14%
	201～400㎥	176円	18,200㎥	3,203,200円		201～400㎥	215円	18,200㎥	3,913,000円	709,800円	22.16%
	401～1000㎥	218円	54,600㎥	11,902,800円		401～1000㎥	266円	54,600㎥	14,523,600円	2,620,800円	22.02%
	1001㎥～2000㎥	244円	91,000㎥	22,204,000円		1001㎥～2000㎥	298円	91,000㎥	27,118,000円	4,914,000円	22.13%
	2000㎥～	296円	672,604㎥	199,090,784円		2000㎥～	362円	672,604㎥	243,482,648円	44,391,864円	22.30%
	小計		854,604㎥	238,524,360円		小計		854,604㎥	291,629,656円	53,105,296円	22.26%
浴場	基本使用料	364円	0件	0円	浴場	基本使用料	463円	0件	0円	0円	-
	8㎥～	16円	0㎥	0円		8㎥～	20円	0㎥	0円	0円	-
	小計		0㎥	0円		小計		0㎥	0円	0円	-
	総合計		8,724,102㎥	956,854,764円		総合計		8,724,102㎥	1,173,093,540円	216,238,776円	22.60%

※下水道使用料は税抜き

平均改定率

別紙13

改定（案）後の下水道使用料　近隣自治体との使用料比較（２か月使用料、税込）

（単位：円）

	10㎥	16㎥	20㎥	40㎥	60㎥	100㎥	200㎥	400㎥	1000㎥	2000㎥
羽　村　市	1,232	1,232	1,680	3,924	6,542	12,526	31,336	78,636	254,196	581,996
東京都（23区）	1,232	1,232	1,716	4,136	7,216	14,696	36,696	87,296	265,496	606,496
稲　城　市	1,232	1,232	1,716	4,136	7,216	14,696	36,696	87,296	265,496	606,496
清　瀬　市	1,064	1,064	1,526	3,836	7,114	13,670	34,240	82,640	264,140	615,040
福　生　市	704	704	704	2,112	3,762	7,062	18,612	47,212	149,512	369,512
東京都（23区）との比較	0.0%	0.0%	△2.1%	△5.1%	△9.3%	△14.8%	△14.6%	△9.9%	△4.3%	△4.0%
稲城市との比較	0.0%	0.0%	△2.1%	△5.1%	△9.3%	△14.8%	△14.6%	△9.9%	△4.3%	△4.0%
清瀬市との比較	15.8%	15.8%	10.1%	2.3%	△8.0%	△8.4%	△8.5%	△4.8%	△3.8%	△5.4%
福生市との比較	75.0%	75.0%	138.6%	85.8%	73.9%	77.4%	68.4%	66.6%	70.0%	57.5%

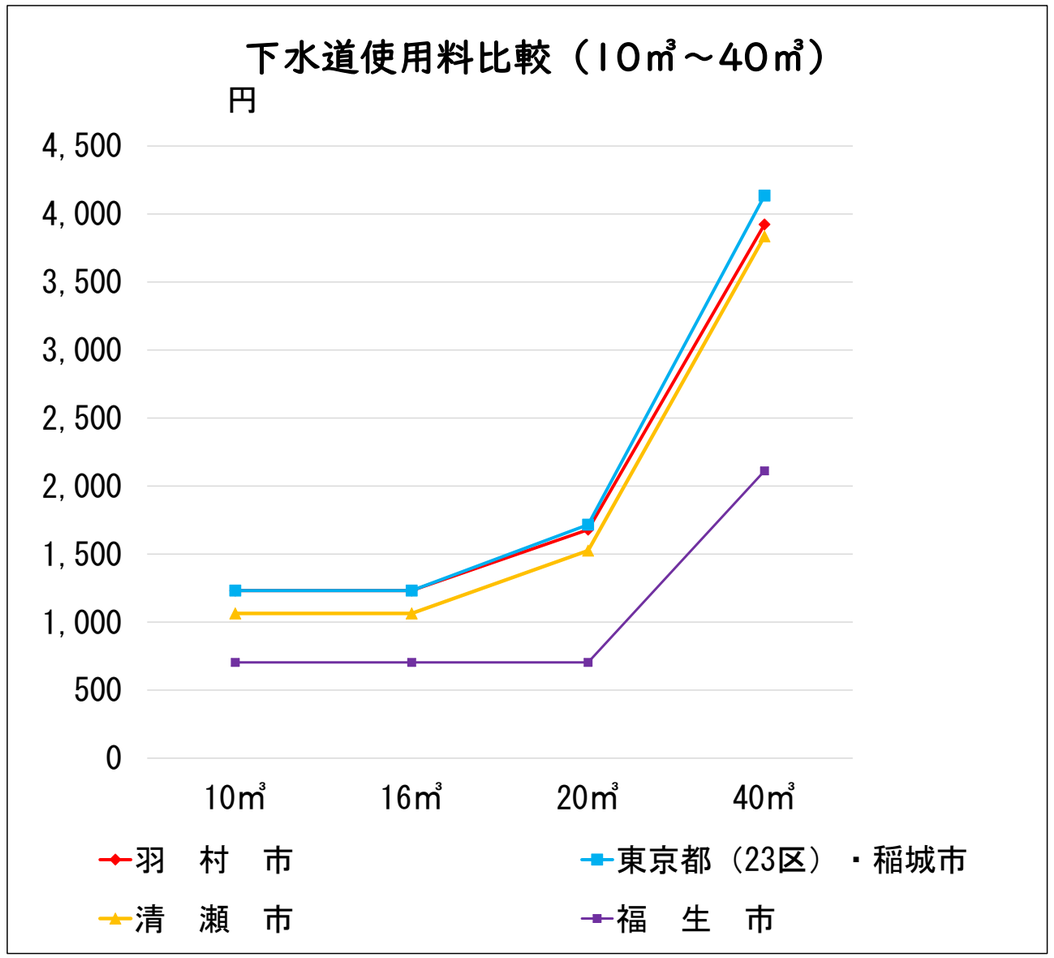

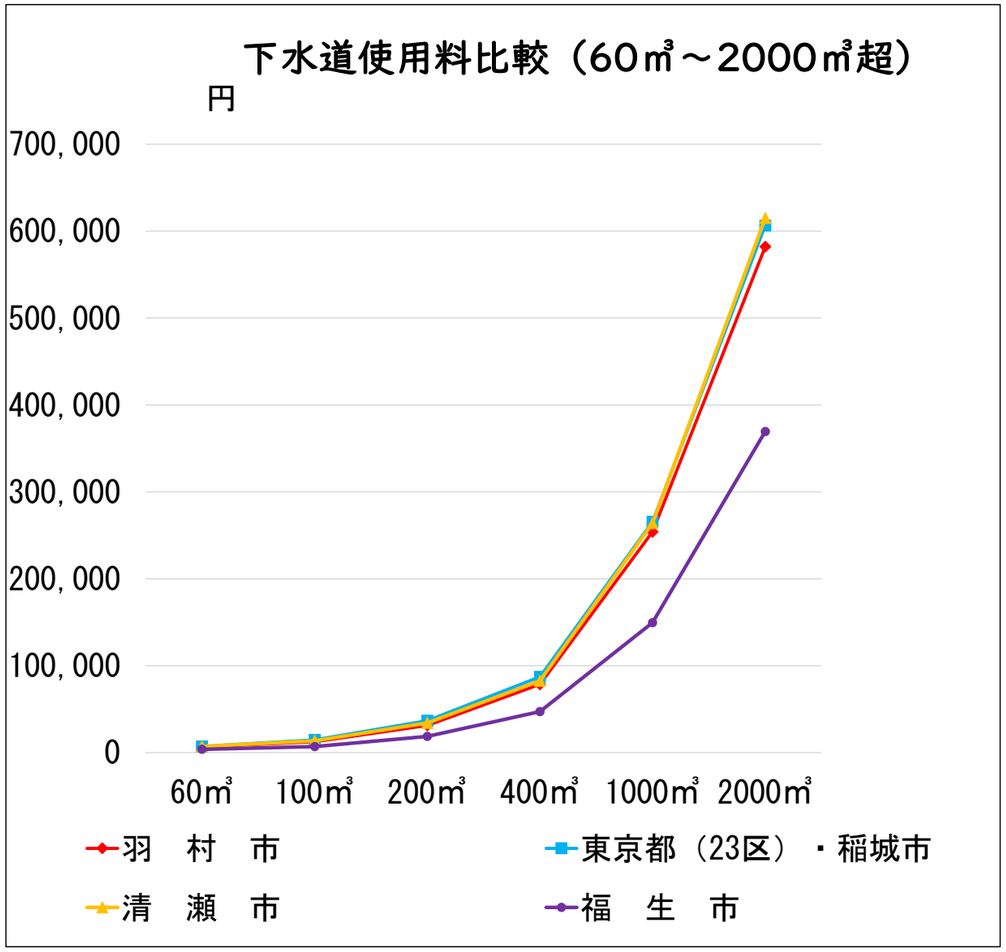

別紙14-1

改定（案）後の下水道事業会計財政推計（収益的収支）

（単位：円）

費目			令和5年度 決算額	令和6年度 決算額	令和7年度 仮決算	令和8年度 予算額	令和9年度 計画額	令和10年度 計画額	令和11年度 計画額	令和12年度 計画額	令和13年度 計画額
収益的収入	営業収益	下水道使用料	535,075,162	593,582,016	706,080,864	614,476,363	697,720,129	693,919,071	690,377,514	687,088,926	684,047,945
		下水道使用料（料金改定分）					155,180,359	154,448,452	153,774,517	153,157,207	152,595,473
		他会計負担金	215,213,000	219,719,000	232,585,000	222,231,000	234,158,000	220,856,000	226,753,000	225,606,000	212,509,000
		受託工事収益	151,500	1,195,700	431,709	90,909	90,909	90,909	90,909	90,909	90,909
		その他の営業収益	60,226	70,000	50,000	58,891,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	営業外	受取利息及び配当金	2,582	136,926	764,180	524,000	524,000	524,000	524,000	524,000	524,000
		他会計補助金	7,765,000	9,862,000	9,353,000	12,184,000	11,245,000	11,960,000	12,426,000	12,655,000	12,883,000
		国庫補助金	23,000	10,214,000	5,571,000	0	0	0	0	0	0
		都補助金	1,675,000	6,128,000	7,150,000	3,210,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000
		長期前受金戻入	181,300,515	183,020,127	183,629,280	183,812,000	183,812,000	183,812,000	183,812,000	183,812,000	183,812,000
		雑収益	383,374	429,116	330,003	298,226	298,226	298,226	298,226	298,226	298,226
	計 (a)		941,649,359	1,024,356,885	1,145,945,036	1,095,717,498	1,283,438,623	1,266,318,658	1,268,466,166	1,263,642,268	1,247,170,553
収益的支出	営業費用	管渠費	73,261,514	101,856,972	101,007,914	95,184,892	123,107,150	124,466,065	142,997,198	149,734,196	131,565,257
		総係費	88,282,009	100,603,173	97,750,774	105,185,369	106,053,639	106,930,621	107,816,401	108,711,066	109,614,705
		流域下水道管理費	243,181,890	259,009,265	238,983,895	361,147,274	355,590,981	350,120,295	344,733,894	339,430,479	334,208,770
		減価償却費	586,848,437	592,142,826	595,879,206	599,000,000	599,000,000	599,000,000	599,000,000	599,000,000	599,000,000
		資産減耗費	156,087	108,756	205,591	0	0	0	0	0	0
	営業外	支払利息	55,346,892	49,821,555	46,541,169	46,040,000	49,417,030	51,737,941	55,159,289	56,278,082	59,617,000
		雑支出	6,132	3,635,191	4,185,235	8,042,288	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	計 (b)		1,047,082,961	1,107,177,738	1,084,553,784	1,214,599,823	1,233,178,800	1,232,264,922	1,249,716,782	1,253,163,823	1,234,015,732
経常収支[(a)-(b)]			△ 105,433,602	△ 82,820,853	61,391,252	△ 118,882,325	50,259,823	34,053,736	18,749,384	10,478,445	13,154,821
特別利益（過年度損益修正益）			0	0	2,834,961	0	0	0	0	0	0
特別損失（過年度損益修正損）			178,719	119,249	1,467,749	909,091	909,091	909,091	909,091	909,091	909,091
予備費			0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益・純損失			△ 105,612,321	△ 82,940,102	62,758,464	△ 119,791,416	49,350,732	33,144,645	17,840,293	9,569,354	12,245,730
利益剰余金			△ 386,291,654	△ 469,231,756	△ 406,473,292	△ 526,264,708	△ 476,913,976	△ 443,769,331	△ 425,929,038	△ 416,359,684	△ 404,113,954

【用語解説】

他会計負担金	一般会計（羽村市）が負担する雨水に要する経費
他会計補助金	一般会計（羽村市）が負担する繰出基準に示されている経費
長期前受金戻入	減価償却費を行うべき固定資産の補助金等の財源を収益化したもの
管渠費	下水道管渠の維持補修に要する経費
総係費	下水道事業活動全般に要する経費
流域下水道管理費	流域内（羽村市分）の汚水を処理するための経費
減価償却費	固定資産の経済的な価値の減少分として費用計上したもの
資産減耗費	固定資産の減価償却として費用化されていない額を費用化したもの
過年度損益修正損	当期以前の収入等を修正した額（例　漏水減免など）

別紙14-2

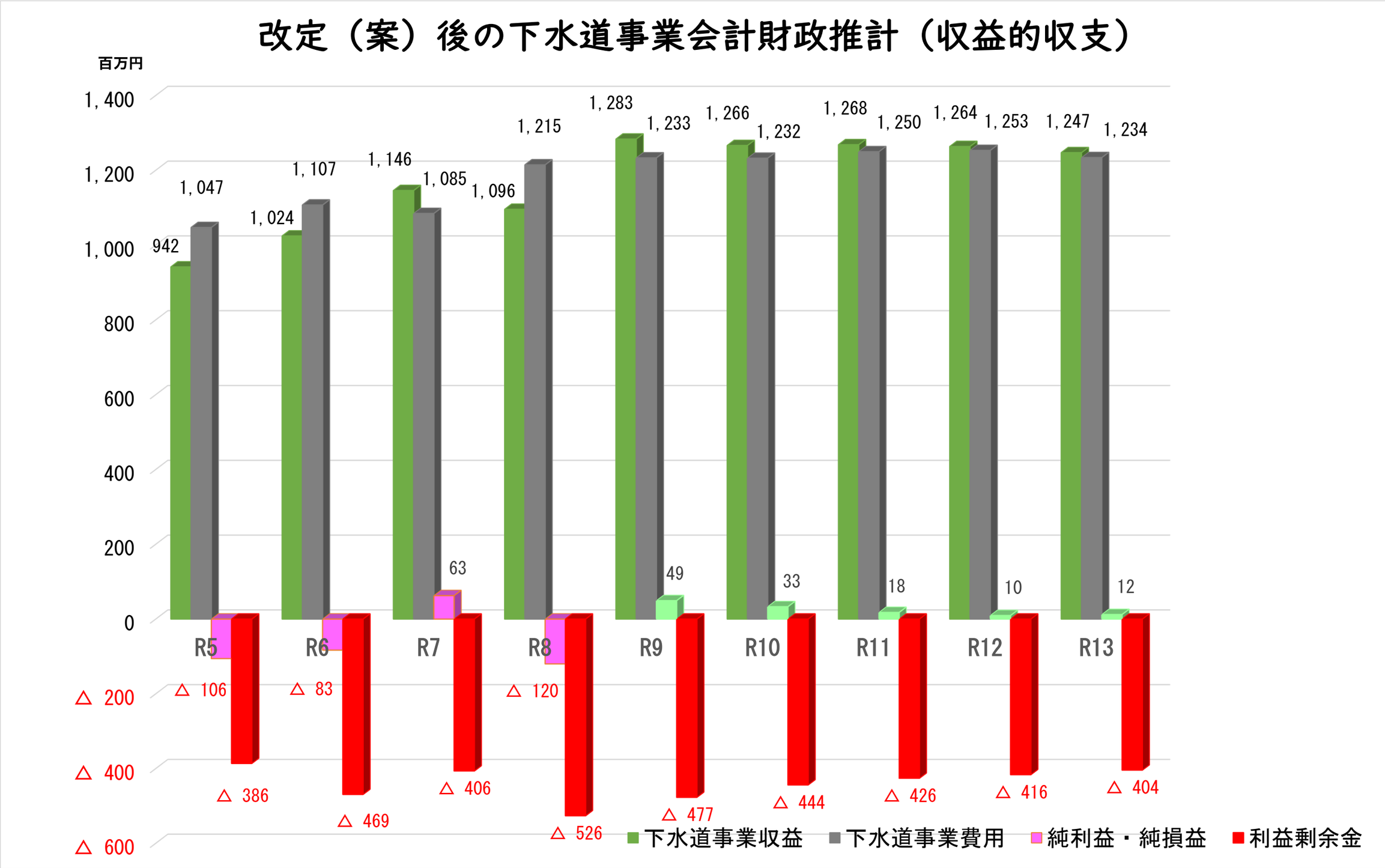
改定（案）後の下水道事業会計財政推計（収益的収支）
百万円
1,400
1,200
1,000
800
600
400
200
0
△ 200
△ 400
△ 600
R5
R6
R7
R8
R9
R10
R11
R12
R13
942
1,047
1,024
1,107
1,146
1,085
1,096
1,215
1,283
1,233
1,266
1,232
1,268
1,250
1,264
1,253
1,247
1,234
63
49
33
18
10
12
△ 106
△ 83
△ 120
△ 386
△ 469
△ 406
△ 526
△ 477
△ 444
△ 426
△ 416
△ 404
下水道事業収益
下水道事業費用
純利益・純損益
利益剰余金

別紙15

改定（案）後の下水道事業会計財政推計　補填財源及び資金保有額の推移

（単位：円）

費目			令和5年度 決算額	令和6年度 決算額	令和7年度 仮決算額	令和8年度 予算額	令和9年度 計画額	令和10年度 計画額	令和11年度 計画額	令和12年度 計画額	令和13年度 計画額
資本的収支	資本的収入		229,053,000	286,531,000	295,206,000	408,675,000	341,430,000	373,054,000	259,048,000	297,542,000	367,775,000
	資本的支出		510,088,378	576,333,158	580,430,425	672,066,000	623,385,724	654,654,734	526,712,773	585,145,174	667,889,844
	△資本的収支不足額		△ 281,035,378	△ 289,802,158	△ 285,224,425	△ 263,391,000	△ 281,955,724	△ 281,600,734	△ 267,664,773	△ 287,603,174	△ 300,114,844
留保資金	減価償却費		586,848,437	592,142,826	595,879,206	599,000,000	599,000,000	599,000,000	599,000,000	599,000,000	599,000,000
	資産減耗費		156,087	108,756	205,591	0	0	0	0	0	0
	当年度損益勘定留保資金控除対象外消費税		1,847	7,980	13,812	18,657	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
	△長期前受金戻入		△ 181,300,515	△ 183,020,127	△ 183,629,280	△ 183,812,000	△ 183,812,000	△ 183,812,000	△ 183,812,000	△ 183,812,000	△ 183,812,000
	過年度損益勘定留保資金		143,212,917	178,097,366	238,651,683	384,181,134	435,107,495	596,994,996	762,547,573	932,035,606	1,090,027,860
	過年度修正分		23,379	3,694,468	0	0	0	0	0	0	0
	復活留保資金（前年度欠損金）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	△当年度純損失（非留保資金）		△ 105,612,321	△ 82,940,102	0	△ 119,791,416	0	0	0	0	0
	計		443,329,831	508,091,167	651,121,012	679,596,375	850,313,495	1,012,200,996	1,177,753,573	1,347,241,606	1,505,233,860
	当年度使用額		265,232,465	269,439,484	266,939,878	244,488,880	253,318,499	249,653,423	245,717,967	257,213,746	260,269,132
	翌年度繰越額 ①		178,097,366	238,651,683	384,181,134	435,107,495	596,994,996	762,547,573	932,035,606	1,090,027,860	1,244,964,728
利益剰余金	積立金残高合計（a）②		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	未処分利益剰余金	当年度純利益(b)	△ 105,612,321	△ 82,940,102	62,758,464	△ 119,791,416	49,350,732	33,144,645	17,840,293	9,569,354	12,245,730
		繰越利益剰余金(c)	△ 280,679,333	△ 386,291,654	△ 469,231,756	△ 406,473,292	△ 526,264,708	△ 476,913,976	△ 443,769,331	△ 425,929,038	△ 416,359,684
		使用額（処分額）③	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		翌年度繰越利益剰余金	△ 386,291,654	△ 469,231,756	△ 406,473,292	△ 526,264,708	△ 476,913,976	△ 443,769,331	△ 425,929,038	△ 416,359,684	△ 404,113,954
利益剰余金残高合計（a）+（b）+（c）			△ 386,291,654	△ 469,231,756	△ 406,473,292	△ 526,264,708	△ 476,913,976	△ 443,769,331	△ 425,929,038	△ 416,359,684	△ 404,113,954
前年度現金保有額			174,245,773	259,030,652	353,630,960	563,377,296	634,097,438	885,335,671	1,124,032,893	1,351,361,219	1,558,922,827
利益（△損失）			△ 105,612,321	△ 82,940,102	62,758,464	△ 119,791,416	49,350,732	33,144,645	17,840,293	9,569,354	12,245,730
当年度留保資金増加額			405,705,856	409,239,435	412,469,329	415,206,657	415,206,000	415,206,000	415,206,000	415,206,000	415,206,000
その他現金増減額			49,923,809	37,740,459	1,458,421	19,793,781	40,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000
消費税資本的収支調整額			15,802,913	20,362,674	18,284,547	18,902,120	28,637,225	31,947,311	21,946,806	30,389,428	39,845,712
△資本的収支不足額			△ 281,035,378	△ 289,802,158	△ 285,224,425	△ 263,391,000	△ 281,955,724	△ 281,600,734	△ 267,664,773	△ 287,603,174	△ 300,114,844
現金保有額			259,030,652	353,630,960	563,377,296	634,097,438	885,335,671	1,124,032,893	1,351,361,219	1,558,922,827	1,766,105,425

別紙16

使用料改定の考え方

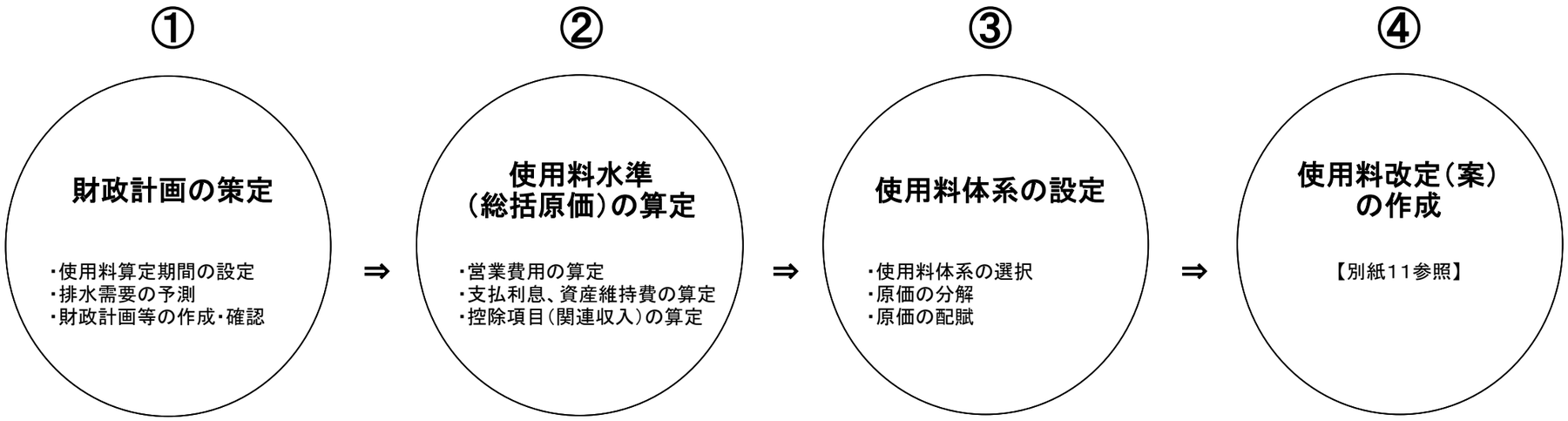

① 財政計画の策定

・使用料算定期間の設定　使用料算定期間を５年（令和9年度から令和13年度）と設定　（公益社団法人日本下水道協会の下水道使用料算定の基本的考え方によると、おおむね将来の３年から５年を基準とするとされている。）

・排水需要の予測　近年の動向を加味した有収水量（使用料を賦課する排水量）の見込の作成

・財政計画等の作成・確認　使用料算定期間中の収益的収支及び資本的収支の見込の作成・確認

② 使用料水準（総括原価）の算定

「総括原価方式」とは、下水道サービスの提供に係る必要な総費用（営業費用＋資本費用など）を算出し、その費用と利用者からの使用料収入が等しくなるように使用料水準を設定する仕組みのこと。日本下水道協会の『下水道使用料算定の基本的考え方』では、この総括原価方式による使用料算定が原則とされている。

・**総括原価**　営業費用（人件費、動力費、施設の維持・修繕費、減価償却費等）＋資本費用（支払利息）＋資産維持費－控除項目（使用料収入以外の関連収入）

使用料収入以外の関連収入（一般会計からの繰入金、国都補助金等）がある場合は総括原価から控除する。

・**資産維持費**　将来の資産等の更新需要が増大すると見込まれる場合の増大分に係る額

③ 使用料体系の設定

・**使用料体系の選択**　羽村市の使用料体系は、二部使用料制（基本使用料＋従量使用料）、逓増制を採用

逓増制　使用水量が多くなるほど1㎥当たりの従量使用料単価が高くなる使用料体系で、多くの自治体で採用されている。

従量区画別単価制　逓増制を導入する際に設定する使用水量区画のこと。本市は9区画で設定している。顕著な需要構造の変化があった場合に変更する必要があるとされる。

・**原価の分解**　算定した総括原価を需要家費、固定費、変動費に分解する。需要家費と、固定費の一部を基本使用料とし、変動費と、固定費の一部を従量使用料とする。

需要家費　下水道使用者数に対応して増減する経費（使用料徴収委託料等）。調定件数に応じて基本使用料として配賦すべき費用。

固定費　下水道使用水量及び使用者数の多寡にかかわらず下水道施設の規模に応じて固定的に必要とされる経費（資本費、電気料金基本使用料、人件費基本給部分等）。一部を基本使用料に、残りを従量使用料に配賦すべき費用。

変動費　下水道使用料の多寡に応じて変動する経費（動力費、薬品費等）。従量使用料に配賦すべき費用

・**原価の配賦**　分解した原価を基本使用料と従量使用料に配賦する。

④ 使用料改定（案）の作成 【別紙11参照】

コ ス ト 計 算 表

第2回 資料2-1

手数料名称： 下水道工事店指定事務手数料

（単位：円）

区分		指定工事店（新規）	指定工事店（更新）	責任技術者（新規）	責任技術者（更新）
人件費	職員人件費	67,725	149,963	2,688	2,688
	報酬				
	小 計	67,725	149,963	2,688	2,688
物件費	賃金				
	旅費				
	需用費				
	役務費	0	2,604	0	0
	委託料				
	使用料・賃借料				
	原材料費				
	備品購入費				
	その他				
	小 計	0	2,604	0	0
維持補修費	施設修繕料				
	工事請負費				
	その他				
	小 計	0	0	0	0
補助費等	役務費				
	負担金・補助交付金				
	その他				
	小 計	0	0	0	0
年 間 コ ス ト		67,725	152,567	2,688	2,688

年 間 利 用 件 数	7	31	1	1
1 件 あ た り コ ス ト	9,675	4,921	2,688	2,688

区 分	1件あたり	利用者負担分（現行手数料）		市負担分	
	コスト	金額	負担率	金額	負担率
	A	B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
指定工事店（新規）	9,675	10,000	103.4%	-325	-3.4%
指定工事店（更新）	4,921	5,000	101.6%	-79	-1.6%
責任技術者（新規）	2,688	3,000	111.6%	-312	-11.6%
責任技術者（更新）	2,688	2,000	74.4%	688	25.6%

備考

○ 「責任技術者（新規）及び「責任技術者更新」事務について、令和６年度は実績がなかったが、1件処理する際に要する時間と経費を想定してコスト算出した。

○ 令和2～6年度の実績

	指定工事店(新規)	指定工事店(更新)	責任技術者(新規)	責任技術者(更新)
令和2年度	7	0	0	0
令和3年度	5	0	0	0
令和4年度	9	153	0	0
令和5年度	6	0	0	0
令和6年度	7	0	0	0
平均	7	31	0	0

○ 令和2～6年度の手数料収入

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
70,000円	50,000円	855,000円	60,000円	70,000円

様式５

使　用　料　等　の　適　正　化　案

第2回 資料2-2

使用料等名称： 下水道工事店指定事務手数料

（単位：円、％）

区分１	１件あたり	現行使用料等		現行市持出分		使用料等適正化案			市持出分適正化案	
	A	利用者負担分 B	負担率 C=B/A （%）	市負担分 D=A-B	負担率 E=D/A （%）	利用者負担分 F	負担率 G=F/A （%）	改定率 H=(F-B)/B (%)	市負担分 I=A-F	負担率 J=I/A （%）
指定工事店（新規）	9,675	10,000	103.4%	-325	-3.4%	10,000	103.4%	0.0%	-325	-3.4%
指定工事店（更新）	4,921	5,000	101.6%	-79	-1.6%	5,000	101.6%	0.0%	-79	-1.6%
責任技術者（新規）	2,688	3,000	111.6%	-312	-11.6%	3,000	111.6%	0.0%	-312	-11.6%
責任技術者（更新）	2,688	2,000	74.4%	688	25.6%	3,000	111.6%	50.0%	-312	-11.6%

適正化案の算定理由（使用料等の適正化に対する所管課の考え）

・利用者負担割合がおおむね100%となるよう、他市の指定工事店の手数料を勘案して算定した。

第2回 資料2-3

２６市　指定工事店・責任技術者登録手数料

令和８年４月１日現在

		手数料				
		指定工事店		責任技術者		
		新規	更新	新規	更新	備考
東京都下水道局		10,300	5,100	3,100	2,500	参考
２６市						
1	八王子市	10,000	5,000	3,000	3,000	
2	立川市	10,000	5,000	3,000	2,000	
3	武蔵野市	10,000	5,000	3,000	2,000	
4	三鷹市	10,000	5,000	3,000	2,000	
5	青梅市	10,000	5,000	3,000	2,000	
6	府中市	10,000	5,000	3,000	2,000	
7	昭島市	10,000	5,000	3,000	2,000	
8	調布市	10,000	5,000	3,000	2,000	
9	町田市	10,000	5,000	3,000	3,000	
10	小金井市	10,000	5,000	3,000	2,000	
11	小平市	10,000	5,000	3,000	3,000	
12	日野市	10,000	5,000	3,000	3,000	
13	東村山市	10,000	5,000	－	－	市単独登録の受付を行っていない
14	国分寺市	10,000	5,000	3,000	3,000	
15	国立市	10,000	5,000	3,000	3,000	
16	福生市	10,000	5,000	3,000	2,000	
17	狛江市	10,000	5,000	3,000	2,000	
18	東大和市	10,000	5,000	3,000	3,000	
19	清瀬市	10,000	5,000	3,000	3,000	
20	東久留米市	10,000	5,000	3,000	3,000	
21	武蔵村山市	10,000	5,000	3,000	2,000	
22	多摩市	10,000	5,000	3,000	3,000	
23	稲城市	10,000	5,000	3,000	3,000	
24	羽村市	10,000	5,000	3,000	2,000	
25	あきる野市	10,000	5,000	3,000	2,000	
26	西東京市	10,000	5,000	3,000	3,000	

＜集計表＞

	指定工事店		責任技術者	
	新規	更新	新規	更新
2,000円	0	0	0	13
3,000円	0	0	25	12
5,000円	0	26	0	0
10,000円	26	0	0	0

※東京都下水道局は集計には含まない

第2回 資料3

排水設備計画確認・工事検査手数料の導入について

1　背景・目的

羽村市下水道条例の規定に基づき排水設備の新設等を行おうとする者は、下水道事業管理者の排水設備の計画の確認及び工事完了後の検査を受ける必要があるが、当該手数料を徴収していない。

一方、水道の給水装置の新設等の設計・工事においては、水道事業管理者の設計審査及び工事しゅん工検査を受ける必要があり、設計審査手数料及び工事検査手数料を徴収している。

下水道事業の持続可能な経営基盤の健全化を図るため、新たな自主財源を確保し、適正な受益者負担を求める必要がある。

2　内容

・排水設備計画確認手数料　1件につき 1,000 円
・排水設備工事検査手数料　1件につき 1,000 円

3　実績

年度	計画確認	工事検査
令和２年度	209 件	209 件
令和３年度	262 件	262 件
令和４年度	263 件	263 件
令和５年度	233 件	233 件
令和６年度	235 件	235 件
平均	240.4 件	240.4 件

4　他自治体の状況（令和８年５月１９日現在。町村・一部事務組合を除く。）

・東京都　　導入実績なし
・茨城県　　12 市
・栃木県　　14 市
・群馬県　　1 市
・埼玉県　　5 市
・千葉県　　6 市
・神奈川県　2 市
・山梨県　　8 市

コ ス ト 計 算 表

第2回 資料3-1

手数料名称： 排水設備計画確認手数料

（単位：円）

区分		排水設備計画確認手数料
人件費	職員人件費	258,000
	報酬	
	小 計	258,000
物件費	賃金	
	旅費	
	需用費	
	役務費	
	委託料	
	使用料・賃借料	
	原材料費	
	備品購入費	
	その他	
	小 計	0
維持補修費	施設修繕料	
	工事請負費	
	その他	
	小 計	0
補助費等	役務費	
	負担金・補助交付金	
	その他	
	小 計	0
年 間 コ ス ト		258,000

年 間 利 用 件 数	240
1 件 あ た り コ ス ト	1,075

区 分	1件あたり	利用者負担分（現行手数料）		市負担分	
	コスト	金額	負担率	金額	負担率
	A	B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
排水設備計画確認手数料	1,075	-		1,075	100.0%

備考

○ 令和2～6年度の実績

令和2年度	209
令和3年度	262
令和4年度	263
令和5年度	233
令和6年度	235
平均	240.4

コ ス ト 計 算 表

第2回 資料3-2

手数料名称： 排水設備工事検査手数料

（単位：円）

区分		排水設備工事検査手数料
人件費	職員人件費	274,126
	報酬	
	小 計	274,126
物件費	賃金	
	旅費	
	需用費	
	役務費	
	委託料	
	使用料・賃借料	
	原材料費	
	備品購入費	
	その他	
	小 計	0
維持補修費	施設修繕料	
	工事請負費	
	その他	
	小 計	0
補助費等	役務費	
	負担金・補助交付金	
	その他	
	小 計	0
年 間 コ ス ト		274,126

年 間 利 用 件 数	240
1 件 あ た り コ ス ト	1,142

区 分	1件あたり	利用者負担分（現行手数料）		市負担分	
	コスト	金額	負担率	金額	負担率
	A	B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
排水設備検査手数料	1,142	-		1,142	100.0%

備考

○ 令和2～6年度の実績

令和2年度	209		
令和3年度	262		
令和4年度	263		
令和5年度	233	下水単独検査	
令和6年度	235	50	21%
平均	240.4		

第2回 資料3-3

他自治体の排水設備計画確認手数料・検査手数料（1件あたり）

（単位：円）

No.	県名	団体名		確認手数料	検査手数料	備考
1	茨城県	1	結城市	500	500	
2		2	下妻市	-	1,000	
3		3	常総市	-	1,000	
4		4	常陸太田市	200	500	
5		5	北茨城市	200	500	
6		6	笠間市		1,000	確認・検査手数料
7		7	ひたちなか市	300	500	
8		8	守谷市	200	500	
9		9	常陸大宮市	1,000	1,000	
10		10	那珂市	1,000	1,000	
11		11	坂東市	-	1,000	
12		12	鉾田市	1,000	1,000	
13	栃木県	1	宇都宮市	800	1,400	
14		2	足利市	1,500	1,000	
15		3	栃木市	1,000	1,000	
16		4	佐野市	500	500	
17		5	鹿沼市	700	700	
18		6	日光市		1,000	確認・検査手数料
19		7	小山市	500	500	
20		8	真岡市	1,200	1,500	
21		9	大田原市	3,000	3,500	
22		10	矢板市	500	500	
23		11	那須塩原市	2,000	2,000	
24		12	さくら市	1,000	1,000	
25		13	那須烏山市	1,000	1,000	
26		14	下野市	1,000	1,000	
27	群馬県	1	沼田市	700	700	
28	埼玉県	1	川越市	1,000	-	
29		2	加須市	300	500	
30		3	東松山市	300	300	
31		4	羽生市	2,000	3,000	
32		5	越谷市	-	300	
33	千葉県	1	千葉市	-	300	
34		2	茂原市	-	3,000	
35		3	佐倉市	-	4,500	
36		4	習志野市	-	1,000	公共下水道への接続管渠の内径250ミリメートル未満
					3,000	公共下水道への接続管渠の内径250ミリメートル以上
37		5	八千代市	1,500	3,000	
38		6	四街道市	3,000	3,000	
39	神奈川県	1	秦野市	-	500	
40		2	座間市	1,000	-	
41	山梨県	1	富士吉田市	1,000	1,000	
42		2	山梨市	1,000	1,000	
43		3	韮崎市	1,000	1,000	
44		4	南アルプス市		2,000	確認・検査手数料
45		5	甲斐市		2,000	確認・検査手数料
46		6	笛吹市	1,000	1,000	
47		7	甲州市	1,000	1,000	
48		8	中央市		2,000	確認・検査手数料
			平均	971.8	1,178.3	

※令和8年5月19日現在。町村・一部事務組合を除く。

様式５

使 用 料 等 の 適 正 化 案

第2回 資料3-4

使用料等名称： 排水設備工事手数料

（単位：円、%）

区分１	１件あたり	現行使用料等		現行市持出分		使用料等適正化案			市持出分適正化案	
	A	利用者負担分 B	負担率 C=B/A（%）	市負担分 D=A-B	負担率 E=D/A（%）	利用者負担分 F	負担率 G=F/A（%）	改定率 H=(F-B)/B（%）	市負担分 I=A-F	負担率 J=I/A（%）
排水設備計画確認手数料	1,075	-	-	1,075	100.0%	1,000	93.0%	-	75	7.0%
排水設備工事検査手数料	1,142	-	-	1,142	100.0%	1,000	87.6%	-	142	12.4%

適正化案の算定理由（使用料等の適正化に対する所管課の考え）

・利用者負担割合がおおむね100%となるよう、他市の手数料、水道事業における同様の手数料を勘案して算定した。

第3回　資料1-1

公共施設等のコスト計算書（総括表）

1	施設名	羽村市動物公園				
2	所在地	羽村市羽4122番地				
3	管理主体	指定管理者（株式会社横浜八景島）				
4	市所管課	土木課				
5	施設の設置目的	市民の憩いの場を提供するとともに、動物の飼育及び展示等を通じ、動物に対する知識及び愛護思想の普及啓発を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。				
6	施設の概要	○管理事務所　○動物の展示　○スタディホール　○広場				
7	利用状況	令和3年度	利用人数	218,131	コロナにより5月休園	
		令和4年度	利用人数	213,889		
		令和5年度	利用人数	191,265		
		令和6年度	利用人数	185,139		
		令和7年度	利用人数	183,168		
8	コスト計算　（円）	令和7年度	構成比	令和4年度	構成比	増減
	(1)経常費用					
	人件費	134,312,381	58.9%	102,838,233	50.3%	31,474,148
	物件費等	72,072,727	31.6%	82,847,804	40.5%	△ 10,775,077
	物件費	37,626,903	16.5%	37,839,807	18.4%	△ 212,904
	施設修繕料	6,367,519	2.9%	7,251,378	3.5%	△ 883,859
	水道光熱費	20,371,814	8.9%	15,460,843	7.6%	4,910,971
	その他（管理経費、雑費等）	7,706,491	3.4%	22,295,776	10.9%	△ 14,589,285
	羽村市負担分	21,520,593	9.4%	18,771,294	9.2%	2,749,299
	合計	227,905,701	100.0%	204,457,331	100.0%	23,448,370
	(2)経常収益					
	利用料	41,031,127	75.1%	42,956,205	74.6%	△ 1,925,078
	その他（自主事業）	13,575,543	24.9%	14,589,823	25.4%	△ 1,014,280
	合計	54,606,670	100.0%	57,546,028	100.0%	△ 2,939,358
	(3)純行政コスト	173,299,031		146,911,303		26,387,728
9	年間利用者数　（人）	183,168		213,889		△ 30,721
10	一人あたりコスト　（円）	1,244		955		289

コ ス ト 計 算 表

第3回 資料1-2

使用料名称:　動物公園入園料

令和7年度決算　（単位:円）

区分	性質	節		内訳	施設全体
指定管理者負担分	人件費	従業員人件費			134,312,381
				人件費 計	134,312,381
	物件費	旅費			388,470
		需用費		消耗品	4,615,752
				光熱費	8,389,876
				水道費	11,981,938
		役務費		通信運搬費	1,646,158
				手数料	2,500
				保険料	105,523
		委託料		維持管理委託料	30,868,500
		その他		賃借料	3,194,810
				物件費 計	61,193,527
	維持補修費	施設修繕料			6,367,519
				維持補修費 計	6,367,519
	その他	その他経費		租税公課、雑費、管理経費等	4,511,681
				その他 計	4,511,681
				指定管理者負担分 計	206,385,108
羽村市負担分	人件費	職員人件費	人員または所要時間	事務配分率または年間件数	
		算式①	1人	定例会（月次、当初・実績報告）	
		算式②	104.00時間		366,080
				人件費 計	366,080
	物件費	需用費		印刷製本費	0
		役務費		火災保険料	65,732
		委託料		干支記念入園券制作委託料	187,000
				動物公園管理運営計画策定支援業務	2,647,700
				物件費 計	3,632,592
	維持補修費	施設修繕料			0
				維持補修費 計	0
	補助費等	負担金・補助交付金		負担金（日動水協会）	250,000
				補助費等 計	250,000
	減価償却費				17,271,921
				減価償却費 計	17,271,921
				羽村市負担分 計	21,520,593
				総 計	227,905,701

【参考】指定管理料 120,749,000円（指定管理者の支出に含む）

令和4年度決算　（単位:円）

区分	性質	節		内訳	施設全体
指定管理者負担分	人件費	従業員人件費			102,838,233
				人件費 計	102,838,233
	物件費	旅費			717,826
		需用費		消耗品	3,652,973
				印刷製本費	690,900
				光熱水費	14,769,943
		役務費		通信運搬費	835,097
				手数料	2,881,721
				保険料	121,918
		委託料		維持管理委託料	29,630,272
		その他		賃借料	362,042
				物件費 計	53,662,692
	維持補修費	施設修繕料			7,251,378
				維持補修費 計	7,251,378
	その他	その他経費		租税公課、雑費、管理経費等	21,933,734
				その他 計	21,933,734
				指定管理者負担分 計	185,686,037
羽村市負担分	人件費	職員人件費	人員または所要時間	事務配分率または年間件数	
		算式①	1人	定例会（月次、当初・実績報告）	
		算式②	104.00時間		324,168
				人件費 計	324,168
	物件費	需用費		印刷製本費	165,000
		役務費		火災保険料	56,120
		委託料		干支記念入園券制作委託料	250,000
				物件費 計	471,120
	維持補修費	施設修繕料			0
				維持補修費 計	0
	補助費等	負担金・補助交付金		負担金（日動水協会）	240,000
				補助費等 計	240,000
	減価償却費				17,736,006
				減価償却費 計	17,736,006
				羽村市負担分 計	18,771,294
				総 計	204,457,331

【参考】指定管理料 110,000,000円（指定管理者の支出に含む）

動物公園入園料コスト比較

第3回　資料1-3

（単位：円、ポイント）

区分	一人あたりコスト				現行使用料	利用者負担割合			市負担分			市負担割合			使用料改定案	利用者負担割合		市負担分		市負担割合	
	R4	R7	増減額	増減率		R4	R7	増減比	R4	R7	増減額	R4	R7	増減比		改定案	増減比	改定案	増減額	改定案	増減比
	A	B	C=B-A	D=C/A	E	F=E/A	G=E/B	H=G-F	I	J	K=J-I	L=I/A	M=J/B	N=M-L	O	P=O/B	Q=P-G	R=B-O	S=R-J	T=R/B	U=T-M
18歳未満（子供） →18歳以下に変更	955	1,244	289	30.3%	0	0.0%	0.0%	0.0	955	1,244	289	100.0%	100.0%	0.0	0	0.0%	0.0	1,244	0	100.0%	0.0
18歳以上65歳未満（大人） →19歳以上に変更	955	1,244	289	30.3%	500	52.4%	40.2%	△ 12.2	455	744	289	47.6%	59.8%	12.2	500	40.2%	0.0	744	0	59.8%	△ 0.0
65歳以上（シニア） →廃止し、大人区分に統合	955	1,244	289	30.3%	200	20.9%	16.1%	△ 4.9	755	1,044	289	79.1%	83.9%	4.9	500	40.2%	24.1	744	△ 300	59.8%	△ 24.1
18歳以上65歳未満（大人） 年間パス→19歳以上に変更	2,865	3,732	867	30.3%	1,500	52.4%	40.2%	△ 12.2	1,365	2,232	867	47.6%	59.8%	12.2	2,000	53.6%	13.4	1,732	△ 500	46.4%	△ 13.4
65歳以上（シニア） 年間パス→羽村市民のみ対象	2,865	3,732	867	30.3%	600	20.9%	16.1%	△ 4.9	2,265	3,132	867	79.1%	83.9%	4.9	1,000	26.8%	10.7	2,732	△ 400	73.2%	△ 10.7

〈使用料等適正化のための基本方針〉
・施設のサービスの性質による分類と負担割合の目安：本施設のサービス性質は「②区分：選択的、非市場的」、負担割合は「公費負担50%、受益者負担50%」とする。
〈使用料改定の考え方〉
・令和7年度の一人当たりコストを踏まえ、使用料を改定した場合「18歳以上（大人）600円」が適正となる。この価格は、近隣の大型動物園である上野動物園や多摩動物公園と同額であるため、当市の施設の規模やサービス、近隣の同規模施設である狭山市立智光山公園こども動物園の18歳以上（大人）500円を踏まえると、現行料金の据え置きとしたい。
・区分については、現行の「65歳以上」を廃止し、「18歳未満」を「18歳以下」に、「18歳以上65歳未満」を「19歳以上」に変更した2区分とすることで、65歳以上の受益者負担率の適正化を図りたい。
・個人年間パスポートの使用料は、現行の「18歳以上料金500円の3回分」から、改定後は「4回分」に変更する。なお、廃止となる65歳以上区分については、「羽村市民を対象に継続」し、現行の「65歳以上料金200円の3回分」から、改定後は「19歳以上料金500円の2回分」に変更する。

第3回　資料1-4

●令和8年度 動物公園入園料改定案

区　分	入園料	入園者数	年間収入	収入割合	年間コスト	1人あたりコスト	基本方針から算出した受益者負担割合	受益者負担額（年間コスト/入園者数*受益者負担50%）	区　分（案）	改定案	増減額（円）	増減率（%）	改正後の収入
大人（18歳以上、65歳未満）	500	70,497	35,248,500	85.4%	227,905,701	1244	50%	622	大人（19歳以上）	500	0	112.1%	39,515,000
子供（18歳未満）	0	72,083	0	0.0%					子供（18歳以下）	0	0	0.0%	0
			0	0.0%						0	0	0.0%	0
シニア（65歳以上）	200	8,533	1,706,600	4.1%					シニア（65歳以上） → 廃止し大人に統合	500	300	380.0%	8,192,000
前売券（大人）	500	984	492,000	1.2%					前売券（大人）	500	0	103.9%	511,000
前売券（シニア）	200	38	7,600	0.0%					前売券（シニア） → 廃止し大人に統合	500	300	150.0%	19,000
20%減額（大人）	400	1,075	430,000	1.0%					20%減額（大人）	400	0	115.6%	497,240
20%減額（シニア）	160	39	6,240	0.0%					20%減額（シニア） → 廃止し大人に統合	400	240	150.0%	15,600
年間パス（大人）	1,500	10,256	3,271,500	7.9%					年間パス（大人）	2,000	500	143.6%	4,698,200
年間パス（シニア）	600	1,397	123,000	0.3%					年間パス（シニア）	1,000	400	-70.0%	36,900
免除（大人）	0	425	-	-					免除（大人）	0	-	-	-
免除（シニア）	0	7	-	-					免除（シニア） → 廃止し大人に統合	0	-	-	-
手帳（大人）	0	6,799	-	-					手帳（大人）	0	-	-	-
早期開園	0	488	-	-					早期開園	-	-	-	-
園内登校	0	7,851	-	-					園内登校	-	-	-	-
実踏入場	0	2,696	-	-					実踏入場	-	-	-	-
合計		183,168	41,285,440	100.0%	227,905,701						年間収入見込額		53,484,940
											改正後増減額		12,199,500

※実績は令和7年度ベース

※赤字=変更

●改正後の料金区分

区　分	料金
18歳以下	無料
19歳以上	500円
個人パスポート	2,000円
個人パスポート （羽村市民・シニア）	1,000円

※区分の見直しによる業務の効率化

近隣動物公園入園料比較(令和7年度実績)

第3回 資料1-5

名称		一般	子供	高齢者	面積(㎡)	飼育動物			有料入園者数(人)	無料入園者(人)	合計(人)	経営形態
東京	羽村市動物公園 (羽村市)	500円	18歳未満 無料	65歳以上 200円	42,100	哺乳類 鳥類 その他	21種 26種 13種	253点 135点 96点	98,246	86,893	185,139	指定管理
	上野動物園 (東京都)	600円	中学生以下 200円 小学生以下無料	65歳以上 300円	144,048	哺乳類 鳥類 その他	84種 96種 108種	1,044点 463点 1,065点	2,299,829	1,062,835	3,362,664	指定管理
	多摩動物公園 (東京都)	600円	中学生以下 200円 小学生以下 無料	65歳以上 300円	601,372	哺乳類 鳥類 その他	54種 75種 114種	447点 765点 15,065点	473,043	411,583	884,626	指定管理
	井の頭自然文化公園 (東京都)	400円	中学生以下 150円 小学生以下無料	65歳以上 200円	115,500	哺乳類 鳥類 その他	28種 62種 73種	358点 269点 2,662点	398,120	305,753	703,873	指定管理
埼玉	こども動物自然公園 (埼玉県)	910円	小・中学生 200円	－	460,000	哺乳類 鳥類 その他	55種 65種 30種	997点 292点 385点	359,789	214,473	574,262	指定管理
	東部動物公園 (民営)	2,300円	中・高校生 1,800円 小学生 1,000円	60歳以上 1,500円	530,000	哺乳類 鳥類 その他	59種 30種 14種	462点 246点 305点	792,251	450,647	1,242,898	直営(東武ｸﾞﾙｰﾌﾟ)
	智光山公園こども動物園 (狭山市)	500円	小・中学生 無料 未就学児 無料	－	33,000	哺乳類 鳥類 その他	24種 42種 27種	228点 217点 206点	112,692	77,195	189,887	指定管理
千葉	千葉市動物公園 (千葉市)	800円	中学生以下 無料	－	339,722	哺乳類 鳥類 その他	50種 40種 6種	333点 131点 15点	133,534	113,010	246,544	事務・飼育以外業務委託
	市川市動植物園 (市川市)	440円	小・中学生 110円 未就学児 無料	－	52,000	哺乳類 鳥類 その他	26種 14種 4種	204点 46点 43点	269,370	292,667	562,037	事務・飼育以外業務委託
	市原ぞうの国 (民営)	2,400円	3才～小学生 900円	65歳以上 2,000円	35,000	哺乳類 鳥類 その他	35種 34種 28種	292点 250点 68点	185,933	1,555	187,488	事務・飼育以外業務委託

公共施設等のコスト計算書（総括表）

第3回　資料2-1

1	施設名	羽村市動物公園駐車場				
2	所在地	羽村市羽4131番1　外				
3	管理主体	指定管理者（株式会社横浜八景島）				
4	市所管課	土木課				
5	施設の設置目的	動物公園利用者等の利便性を図る。				
6	施設の概要	駐車台数　322台（令和6年4月1日から機械化）				
7	利用状況	令和3年度	利用台数	34,922台	収入金額	10,476,600円
		令和4年度	利用台数	33,883台	収入金額	10,167,700円
		令和5年度	利用台数	31,224台	収入金額	9,369,300円
		令和6年度	利用台数	46,993台	収入金額	14,310,200円
		令和7年度	利用台数	46,783台	収入金額	14,303,000円
8	コスト計算　（円）	令和7年度	構成比	令和4年度	構成比	増減
	(1)経常費用					
	人件費	291,900	2.5%	685,565	7.5%	△ 393,665
	物件費等	11,266,240	97.5%	8,451,173	92.5%	2,815,067
	物件費	11,110,240	96.1%	8,451,173	92.5%	2,659,067
	維持補修費	156,000	1.3%	0	0.0%	156,000
	合計	11,558,140	100.0%	9,136,738	100.0%	2,421,402
	(2)経常収益					
	利用料	14,303,000	100.0%	10,167,700	100.0%	4,135,300
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0
	合計	14,303,000	100.0%	10,167,700	100.0%	4,135,300
	(3)純行政コスト	△ 2,744,860		△ 1,030,962		△ 1,713,898
9	年間利用台数　（台）	46,783		33,883		12,900
10	一台あたりコスト　（円）	247		269		△ 22

コ ス ト 計 算 表

第3回 資料2-2

使用料名称:　動物公園駐車場使用料

令和7年度決算　（単位:円）

区分		施設全体
人件費	人件費	291,900
	小　計	291,900
物件費	駐車場機械警備委託料	6,797,200
	土地賃借料	4,313,040
	小　計	11,110,240
維持補修費	施設修繕料	156,000
	小　計	156,000
年　間　コ　ス　ト		11,558,140

年　間　利　用　可　能　日　数		
年間利用台数	換算後台数	46,783台
1　台　あ　た　り　コ　ス　ト		247

（単位:円）

区分	1台あたりコスト A	現行使用料 利用者負担分 B	負担率 C=B/A	市負担分 D=A-B	負担率 E=D/A	使用料改定案 利用者負担分 B'	負担率 C=B'/A	市負担分 D'=A-B'	負担率 E=D'/A	備考
普通自動車	247	300	121.5%	△ 53	△21.5%	400	161.9%	△ 153	△61.9%	
大型・中型自動車	741	1,000	135.0%	△ 259	△35.0%	1,200	161.9%	△ 459	△61.9%	

〈使用料等適正化のための基本方針〉施設のサービスの性質による分類と負担割合の目安
・本施設のサービス性質は「③区分:選択的、市場的」、負担割合は「公費負担0%、受益者負担100%」とする。
〈使用料改定の考え方〉
・大型・中型自動車の使用料は、普通自動車3台分としている。
・令和7年度の1台当たりのコストから受益者負担の適正化を図った場合、現行使用料は据え置きとなる。しかし、当施設は指定管理者制度により動物公園と一体的に管理運営されているため、動物公園の効率的な経営に資する駐車場使用料を改定したい。改定に当たっては、資料2-4の近隣駐車場及び他動物園施設の価格設定を踏まえ、普通自動車の使用料を「300円から400円」に改定したい。

第3回　資料2-3

動物公園駐車場使用料改定案

●使用料の改定案

現行料金（1回）	料金徴収区分
300	全日

→

改定案（1回あたり）	料金徴収区分
400	全日

【年間使用料見込み】　※月曜日は閉場

1回あたりの料金	年間利用台数 ※R4実績+平日見込み	改定後使用料 収入見込み	R7使用料収入実績	収入増加額
400	46,783	18,713,200	14,303,000	4,410,200

●平面図

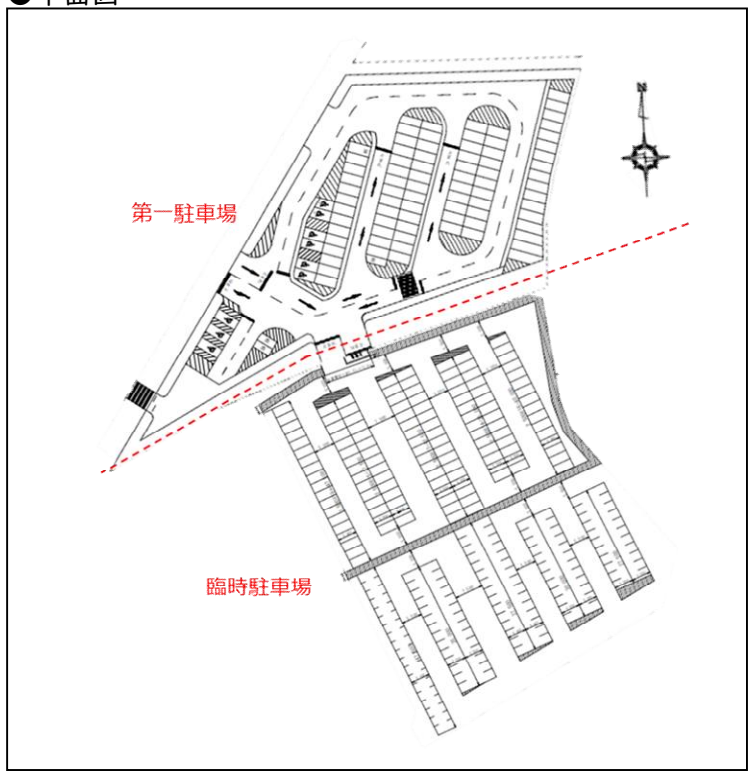

近隣・他動物園駐車場比較

第3回 資料2-4

周辺駐車場状況

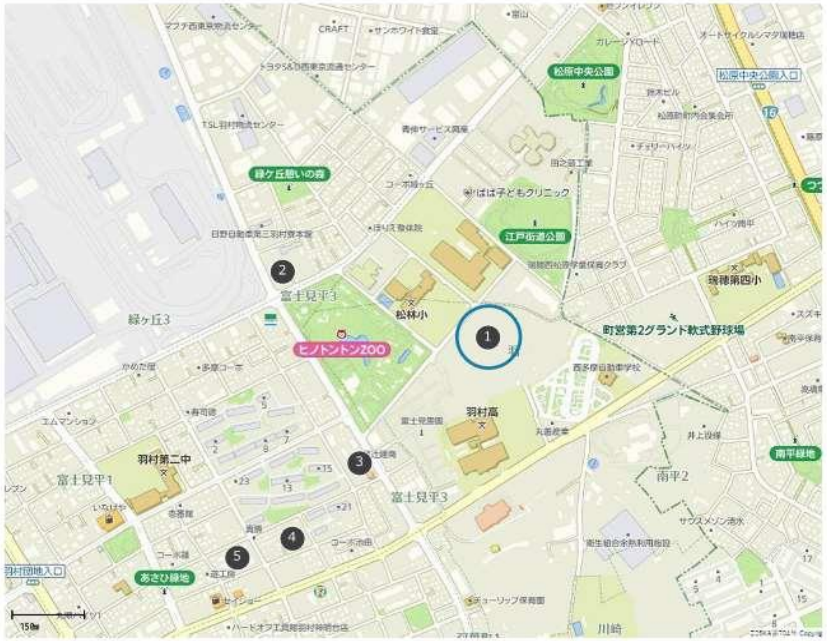

	台数	基本料金	最大料金
1	322台	-	1日300円
2	32台	平日：8時-20時 40分200円 20時-8時 60分100円 休日：オールタイム60分100円	24時間600円
3	20台	-	24時間500円（チケットパーキング）
4	15台	-	24時間500円（チケットパーキング）
5	5台	オールタイム 60分200円	24時間600円 18時-8時 400円

類似駐車場事例

動物園駐車場一覧

名称	都道府県	台数	料金	備考
羽村市動物公園	東京都	322	普通車：（全日）当日最大300円 大型車：（全日）当日最大1,000円	タイムズ管理
東武動物公園	埼玉県	2,500	普通車：（平日）当日最大1,000円 （土日祝）当日最大1,500円 大型車：（全日）当日最大2,500円	タイムズ管理
盛岡市動物公園	岩手県	472	普通車：（全日）当日最大300円 大型車：（全日）当日最大1,000円	タイムズ管理
iZoo	静岡県	106	（全日）当日1,000円	タイムズ管理
多摩動物公園	東京都	150	普通車：（平日）当日最大800円 （土日祝）当日最大1,600円 大型車：（全日）当日最大5,000円	準公式駐車場（京王ストア運営） ※6月~8月、12月~2月の土日祝は1,200円
市川市動植物園	千葉県	240	普通車：（全日）当日最大500円 大型車：（全日）当日最大2,000円	準公式駐車場（隣接の民間駐車場）
千葉市動物公園	千葉県	1,581	普通車：（全日）当日最大800円 大型車：（全日）当日最大3,200円	
ズーラシア	神奈川県	2,200	普通車：（全日）当日最大1,000円 大型車：（全日）当日最大2,500円	
金沢動物園	神奈川県	1,200	普通車：（全日）当日最大600円 大型車：（全日）当日最大1,800円	
埼玉県こども動物自然公園	埼玉県	720	普通車：（全日）当日最大900円 大型車：（全日）当日最大2,000円	

近隣有料公園駐車場

名称	都道府県	台数	料金	備考
昭和記念公園	東京都	2,531	普通車：（全日）当日最大900円 大型車：（全日）当日最大1,800円	
小金井公園	東京都	557	普通車：（全日）1時間まで300円以降20分100円 大型車：（全日）1時間まで2,500円以降30分500円	平日のみ12時間最大1,200円
野川公園	東京都	233	普通車：（全日）1時間まで300円以降20分100円 大型車：（全日）1時間まで1,500円以降30分500円	全日12時間最大1,200円
所沢航空記念公園	埼玉県	580	普通車：（全日）最初の2時間無料以降60分100円 大型車：（全日）最初の2時間無料以降30分500円	

第3回　資料3-1

公共施設等のコスト計算書（総括表）

1	施設名	公園運動場				
2	所在地	羽村市栄町2-5　ほか				
3	管理主体	指定管理者（ウイングパーク）				
4	市所管課	土木課				
5	施設の設置目的	市民が健康増進やレクリエーション、コミュニティ活性化等のために、運動、スポーツを安全、快適に実施できるよう設置。				
6	施設の概要	【公園児童遊園】82カ所　312,076㎡ ○武蔵野公園(23,019㎡、うち有料施設11,600㎡) 野球場1面（10,000㎡）、テニスコート2面（1,600㎡） ○あさひ公園(15,381㎡、うち有料施設6,750㎡) ソフトボール場1面（6,750㎡） ○富士見公園(48,201㎡、うち有料施設33,283㎡) 陸上競技場1面（11,687㎡）、ソフトボール場3面（18,000㎡）、 テニスコート5面（3,596㎡） ○宮の下運動公園(23,070㎡、うち有料施設12,000㎡) 野球場2面（9,000㎡）、ソフトボール場1面（3,000㎡）、 サッカー場1面（7,500㎡）				
7	利用状況	令和3年度	野球場41,696人／ソフトボール場9,897人／サッカー場19,758人／テニスコート54,719人／その他40,960人　（合計）167,030人			
		令和4年度	野球場46,863人／ソフトボール場12,557人／サッカー場19,287人／テニスコート65,615人／その他44,938人　（合計）189,260人			
		令和5年度	野球場32,180人／ソフトボール場10,256人／サッカー場15,637人／テニスコート56,295人／その他32,064人　（合計）146,432人			
		令和6年度	野球場34,348人／ソフトボール場29,789人／サッカー場29,059人／テニスコート105,463人／その他8,592人　（合計）207,251人			
		令和7年度	野球場26,530人／ソフトボール場6,316人／サッカー場17,507人／テニスコート74,285人／その他9,666人　（合計）134,304人			
8	コスト計算　（円）	令和7年度	構成比	令和5年度	構成比	増減
	(1)経常費用					
	人件費	22,110,147	49.2%	22,987,856	52.4%	△ 877,709
	物件費等	20,008,303	44.5%	17,904,167	40.8%	2,104,136
	物件費	18,396,036	40.9%	16,223,564	37.0%	2,172,472
	維持補修費	1,575,787	3.5%	1,644,123	3.7%	△ 68,336
	市負担金	36,480	0.1%	36,480	0.1%	0
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0
	その他	2,840,485	6.3%	2,995,478	6.8%	△ 154,993
	合計	44,958,935	100.0%	43,887,501	100.0%	1,071,434
	(2)経常収益					
	利用料	5,892,470	0.0%	5,730,720	64.0%	161,750
	その他(自主事業)	3,597,561	0.0%	3,218,042	36.0%	379,519
	合計	9,490,031	0.0%	8,948,762	100.0%	541,269
	(3)純行政コスト	35,468,904		34,938,739		530,165
9	年間利用者数　（人）	134,304		146,432		△ 12,128
10	一人あたりコスト　（円）	334		299		35

コスト計算表

第3回 資料3-2

使用料名称： 公園運動施設使用料（R7）

（単位：円）

区分		全体	武蔵野公園		あさひ公園	富士見公園			宮の下運動公園		
			野球場	テニスコート	ソフトボール場	陸上競技場	ソフトボール場	テニスコート	野球場	ソフトボール場	サッカー場
人件費	人件費（指定管理者）	22,110,147	1,736,195	1,653,605	1,269,169	2,432,404	3,008,824	4,002,587	1,513,509	623,692	1,211,193
	小　計	22,110,147	1,736,195	1,653,605	1,269,169	2,432,404	3,008,824	4,002,587	1,513,509	623,692	1,211,193
物件費	管理用消耗品費	199,818	24,173	3,867	16,148	28,250	43,499	8,690	21,737	7,299	18,115
	上下水道料	595,049	94,217	15,074	62,939	110,109	169,546	33,873			
	剪定伐採費	3,034,574	480,480	76,872	320,971	561,525	864,633	172,741			
	除草・草刈費	9,250,390	1,049,144	167,853	1,049,144	585,676	901,820	180,171	1,889,917	634,656	1,575,012
	トイレ清掃費	1,235,873	97,442	15,590	97,442	54,396	83,759	16,734	349,199	117,265	291,014
	駐車場管理費	146,285	23,575	3,772	23,575	13,160	20,264	4,049	14,081	4,728	11,734
	保険料	139,095	16,827	2,692	11,241	19,665	30,280	6,049	15,131	5,081	12,610
	車両費	548,161	66,312	10,609	44,298	77,498	119,331	23,841	59,631	20,025	49,695
	機械借上料	185,574	22,449	3,592	14,997	26,236	40,398	8,071	20,187	6,779	16,824
	事務経費	612,169	74,056	11,848	49,471	86,547	133,265	26,624	66,594	22,363	55,497
	土地賃借料	2,242,231				547,706	843,354	168,490	314,717	105,686	262,278
	システム使用料	206,817	24,544	3,927	16,396	28,684	44,168	8,824	22,071	7,412	18,393
	小　計	18,396,036	1,973,219	315,696	1,706,622	2,139,452	3,294,317	658,157	2,773,265	931,294	2,311,172
維持補修費	施設修繕料	1,044,102	116,864	18,697	78,067	136,576	210,299	42,015	105,088	35,290	87,578
	維持補修工事	531,685				186,725	287,518	57,442			
		0									
	小　計	1,575,787	116,864	18,697	78,067	323,301	497,817	99,457	105,088	35,290	87,578
補助費等	火災保険料	36,480	7,218	1,155	7,218	4,030	6,205	1,240	479	161	401
		0									
		0									
	小　計	36,480	7,218	1,155	7,218	4,030	6,205	1,240	479	161	401
減価償却費		2,840,485	0	0	5,560	557,750	858,820	171,580	574,766	193,013	478,996
	小　計	2,840,485	0	0	5,560	557,750	858,820	171,580	574,766	193,013	478,996
年間コスト A		44,958,935	3,833,496	1,989,153	3,066,636	5,456,937	7,665,983	4,933,021	4,967,107	1,783,450	4,089,340

年間利用可能日数 B		365日	365日	365日	365日	365日	365日	365日	365日	365日
1日あたりコスト A/B=E		10,502	5,449	8,401	14,950	21,002	13,515	13,608	4,886	11,203

面積による按分表											
	占有部分の割合（%）	58.02%	43.44%	6.95%	43.89%	24.25%	37.34%	7.46%	8.21%	2.84%	6.84%
	占有部分（㎡）	63,633.0	10,000.0	1,600.0	6,750.0	11,687.0	18,000.0	3,596.0	9,000.0	3,000.0	7,500.0
	共有部分（㎡）	46,038.0									
	4公園合計面積（㎡）	109,671.0									

※占有部分について、宮の下運動公園のサッカー場は野球場一面とソフトボール場一面を使用するため、合計から除く。

備考

●コストの算出方法について
各公園ごとのコスト算出は困難なため、公園等指定管理者の収支決算書の内訳を各公園の面積で按分し、さらに、各公園内の有料施設の面積で按分した金額としている。

●武蔵野公園面積÷市内全体の公園面積
23,019㎡/312,076㎡=7.38%
【有料施設面積割合】11,600㎡/23,019㎡=50.19%
（野球場1面：43.44%、テニスコート2面：6.95%）

●あさひ公園面積÷市内全体の公園面積
15,381㎡/312,076㎡=4.93%
【有料施設面積割合】6,750㎡/15,381㎡=43.89%
（ソフトボール場1面：43.89%）

●富士見公園面積÷市内全体の公園面積
48,201㎡/312,076㎡=15.45%
【有料施設面積割合】33,283㎡/48,201㎡=69.05%
陸上競技場1面：24.25%、ソフトボール場3面：37.34%
テニスコート5面：7.46%

●宮の下運動公園面積÷市内全体の公園面積
23,070㎡/312,076㎡=7.73%
【有料施設面積割合】12,000㎡/23,070㎡=52.02%
野球場2面：39.01%、ソフトボール場1面：13.10%
サッカー場1面：32.51%（野球場1面+ソフトボール場1面）

コスト計算表

第3回 資料3-2

使用料名称： 公園運動施設使用料（R5）

（単位：円）

区分		全体	武蔵野公園		あさひ公園	富士見公園			宮の下運動公園		
			野球場	テニスコート	ソフトボール場	陸上競技場	ソフトボール場	テニスコート	野球場	ソフトボール場	サッカー場
人件費	人件費（指定管理者）	22,987,856	1,753,667	1,719,355	1,270,016	2,470,325	2,944,105	4,608,614	1,570,185	695,555	1,212,996
	小　計	22,987,856	1,753,667	1,719,355	1,270,016	2,470,325	2,944,105	4,608,614	1,570,185	695,555	1,212,996
物件費	管理用消耗品費	345,369	47,218	7,555	31,543	55,183	84,970	16,976	21,737	7,299	18,115
	上下水道料	506,224	80,153	12,824	53,544	93,673	144,237	28,816			
	剪定伐採費	2,799,871	443,318	70,927	296,146	518,095	797,759	159,381			
	除草・草刈費	7,163,312	679,657	108,739	1,049,144	585,676	901,820	180,171	1,322,942	444,259	1,102,508
	トイレ清掃費	1,208,608	91,889	14,701	91,889	51,296	78,985	15,780	349,199	117,265	291,014
	駐車場管理費	475,126	90,555	14,488	90,555	50,552	77,839	15,551	14,081	4,728	11,734
	保険料	115,066	13,022	2,083	8,699	15,219	23,434	4,682	15,131	5,081	12,610
	車両費	408,934	44,268	7,082	29,572	51,735	79,661	15,915	59,631	20,025	49,695
	機械借上料	68,290	3,879	621	2,591	4,533	6,981	1,395	20,187	6,779	16,824
	事務経費	683,716	82,711	13,233	55,253	96,662	148,840	29,736	74,377	24,976	61,984
	土地賃借料	2,242,231				547,706	843,354	168,490	314,717	105,686	262,278
	システム使用料	206,817	24,544	3,927	16,396	28,684	44,168	8,824	22,071	7,412	18,393
	小　計	16,223,564	1,601,214	256,180	1,725,332	2,099,014	3,232,048	645,717	2,214,073	743,510	1,845,155
維持補修費	施設修繕料	1,112,438	108,751	87,809	72,648	127,094	195,699	39,098	97,793	32,840	81,498
	維持補修工事	531,685				186,725	287,518	57,442			
		0									
	小　計	1,644,123	108,751	87,809	72,648	313,819	483,217	96,540	97,793	32,840	81,498
補助費等	火災保険料	36,480	7,218	1,155	7,218	4,030	6,205	1,240	479	161	401
		0									
		0									
	小　計	36,480	7,218	1,155	7,218	4,030	6,205	1,240	479	161	401
減価償却費		2,995,478	5,212	0	150,129	557,750	858,820	171,580	574,766	193,013	478,996
	小　計	2,995,478	5,212	0	150,129	557,750	858,820	171,580	574,766	193,013	478,996
年間コスト A		43,887,501	3,476,062	2,064,499	3,225,343	5,444,938	7,524,395	5,523,691	4,457,296	1,665,079	3,619,046

年間利用可能日数 B		365日	365日	365日	365日	365日	365日	365日	365日	365日
1日あたりコスト A/B=E		9,523	5,656	8,836	14,917	20,614	15,133	12,211	4,561	9,915

面積による按分表											
	占有部分の割合（%）	58.02%	43.44%	6.95%	43.89%	24.25%	37.34%	7.46%	8.21%	2.84%	6.84%
	占有部分（㎡）	63,633.0	10,000.0	1,600.0	6,750.0	11,687.0	18,000.0	3,596.0	9,000.0	3,000.0	7,500.0
	共有部分（㎡）	46,038.0									
	4公園合計面積（㎡）	109,671.0									

※占有部分について、宮の下運動公園のサッカー場は野球場一面とソフトボール場一面を使用するため、合計から除く。

備考

●コストの算出方法について
各公園ごとのコスト算出は困難なため、公園等指定管理者の収支決算書の内訳を各公園の面積で按分し、さらに、各公園内の有料施設の面積で按分した金額としている。

●武蔵野公園面積÷市内全体の公園面積
23,019㎡/312,076㎡=7.38%
【有料施設面積割合】11,600㎡/23,019㎡=50.19%
（野球場1面：43.44%、テニスコート2面：6.95%）

●あさひ公園面積÷市内全体の公園面積
15,381㎡/312,076㎡=4.93%
【有料施設面積割合】6,750㎡/15,381㎡=43.89%
（ソフトボール場1面：43.89%）

●富士見公園面積÷市内全体の公園面積
48,201㎡/312,076㎡=15.45%
【有料施設面積割合】33,283㎡/48,201㎡=69.05%
陸上競技場1面：24.25%、ソフトボール場3面：37.34%
テニスコート5面：7.46%

●宮の下運動公園面積÷市内全体の公園面積
23,070㎡/312,076㎡=7.73%
【有料施設面積割合】12,000㎡/23,070㎡=52.02%
野球場2面：39.01%、ソフトボール場1面：13.10%
サッカー場1面：32.51%（野球場1面+ソフトボール場1面）

公園運動施設使用料コスト比較

（単位：円、ポイント）

区分１	区分２	１日あたりコスト				区分別コスト					現行使用料	利用者負担割合			市負担分			市負担割合			使用料改定案	利用者負担割合		市負担分		市負担割合	
		R5	R7	増減額	増減率	区分	R5	R7	増減額	増減比		R5	R7	増減比	R5	R7	増減額	R5	R7	増減比	改定案	改定案	増減比	改定案	増減額	改定案	増減比
		A	B	C=B-A	D=C/A		E	F	G=F-E	H=G/E	I	J=I/E	K=I/F	L=K-J	M=I-E	N=I-F	O=N-M	P=M/E	Q=N/F	R=Q-P	S	T=S/F	U=T-K	V=F-S	W=V-N	X=V/F	Y=X-Q
野球場	武蔵野公園（１面）	9,523	10,502	979	10.3	日中（１面2時間）	1,718	1,400	△ 318	△ 18.5	610	35.5%	43.6%	8.1	1,108	790	△ 318	64.5%	56.4%	△ 8.1	1,000	71.4%	27.8	400	△ 390	28.6%	△ 27.8
						夜間（１面3時間）	2,577	2,100	△ 477	△ 18.5	920	35.7%	43.8%	8.1	1,657	1,180	△ 477	64.3%	56.2%	△ 8.1	1,500	71.4%	27.6	600	△ 580	28.6%	△ 27.6
	宮の下運動公園（２面）	12,211	13,608	1,397	11.4	日中（１面2時間）	896	1,134	238	26.6	610	68.1%	53.8%	△ 14.3	286	524	238	31.9%	46.2%	14.3	1,000	88.2%	34.4	134	△ 390	11.8%	△ 34.4
						夜間（１面3時間）	1,344	1,701	357	26.6	920	68.5%	54.1%	△ 14.4	424	781	357	31.5%	45.9%	14.4	1,500	88.2%	34.1	201	△ 580	11.8%	△ 34.1
ソフトボール場	あさひ公園（１面）	8,836	8,401	△ 435	△4.9	日中（１面2時間）	1,074	1,400	326	30.4	610	56.8%	43.6%	△ 13.2	464	790	326	43.2%	56.4%	13.2	1,000	71.4%	27.8	400	△ 390	28.6%	△ 27.8
						夜間（１面3時間）	1,611	2,100	489	30.4	920	57.1%	43.8%	△ 13.3	691	1,180	489	42.9%	56.2%	13.3	1,500	71.4%	27.6	600	△ 580	28.6%	△ 27.6
	富士見公園（３面）	20,614	21,002	388	1.9	日中（１面2時間）	938	932	△ 6	△ 0.6	610	65.0%	65.5%	0.5	328	322	△ 6	35.0%	34.5%	△ 0.5	1,000	107.3%	41.8	△ 68	△ 390	△7.3%	△ 41.8
						夜間（１面3時間）	1,407	1,398	△ 9	△ 0.6	920	65.4%	65.8%	0.4	487	478	△ 9	34.6%	34.2%	△ 0.4	1,500	107.3%	41.5	△ 102	△ 580	△7.3%	△ 41.5
	宮の下運動公園（１面）	4,561	4,886	325	7.1	日中（１面2時間）	616	814	198	32.1	610	99.0%	74.9%	△ 24.1	6	204	198	1.0%	25.1%	24.1	1,000	122.9%	48.0	△ 186	△ 390	△22.9%	△ 48.0
						夜間（１面3時間）	924	1,221	297	32.1	920	99.6%	75.3%	△ 24.3	4	301	297	0.4%	24.7%	24.3	1,500	122.9%	47.6	△ 279	△ 580	△22.9%	△ 47.6
テニスコート	武蔵野公園（２面）	5,656	5,449	△ 207	△3.7	日中（１面2時間）	348	362	14	4.0	600	172.4%	165.7%	△ 6.7	△ 252	△ 238	14	△72.4%	△65.7%	6.7	800	221.0%	55.3	△ 438	△ 200	△121.0%	△ 55.3
						夜間（１面3時間）	522	543	21	4.0	900	172.4%	165.7%	△ 6.7	△ 378	△ 357	21	△72.4%	△65.7%	6.7	1,200	221.0%	55.3	△ 657	△ 300	△121.0%	△ 55.3
	富士見公園（５面）	15,133	13,515	△ 1,618	△10.7	日中（１面2時間）	334	360	26	7.8	600	179.6%	166.7%	△ 12.9	△ 266	△ 240	26	△79.6%	△66.7%	12.9	800	222.2%	55.5	△ 440	△ 200	△122.2%	△ 55.5
						夜間（１面3時間）	501	540	39	7.8	900	179.6%	166.7%	△ 12.9	△ 399	△ 360	39	△79.6%	△66.7%	12.9	1,200	222.2%	55.5	△ 660	△ 300	△122.2%	△ 55.5
陸上競技場サッカー場	富士見公園（１面）	14,917	14,950	33	0.2	日中（１面4時間）	3,824	3,984	160	4.2	2,440	63.8%	61.2%	△ 2.6	1,384	1,544	160	36.2%	38.8%	2.6	3,000	75.3%	14.1	984	△ 560	24.7%	△ 14.1
						夜間（１面3時間）	1,912	1,992	80	4.2	1,220	63.8%	61.2%	△ 2.6	692	772	80	36.2%	38.8%	2.6	2,000	100.4%	39.2	△ 8	△ 780	△0.4%	△ 39.2
	宮の下運動公園（１面）	9,915	11,203	1,288	13.0	日中（１面4時間）	3,108	3,732	624	20.1	2,440	78.5%	65.4%	△ 13.1	668	1,292	624	21.5%	34.6%	13.1	3,000	80.4%	15.0	732	△ 560	19.6%	△ 15.0
						夜間（１面3時間）	1,554	1,866	312	20.1	1,220	78.5%	65.4%	△ 13.1	334	646	312	21.5%	34.6%	13.1	2,000	107.2%	41.8	△ 134	△ 780	△7.2%	△ 41.8
合計							25,208	27,579			17,970	71.3%	65.2%	△ 6.1	7,238	9,609	2,371	28.7%	34.8%	6.1	26,500	96.1%	1.0	1,079	△ 8,530	3.9%	△ 30.9

〈使用料等適正化のための基本方針〉
・施設のサービスの性質による分類と負担割合の目安： 本施設のサービス性質は「②区分：選択的、非市場的」、負担割合は「公費負担50%、受益者負担50%」とする。
〈使用料改定の考え方〉
・令和7年度の区分別コストから受益者負担の適正化を図った場合、現行使用料は据え置きとなる。しかし、当施設は指定管理者制度により公園・児童遊園と一体的に管理運営され、民間のノウハウを活かした効率的かつ効果的な管理運営が行われている一方で、年々の物価高騰と人件費の増加により管理運営費が増加していることから、使用料を改定する必要がある。また、富士見公園や武蔵野公園のテニスコートについては、稼働率が70%を超える高い利用により施設の劣化が進んでおり、都度部分修繕で対応している。しかし、多くの施設は耐用年数を迎えており、更新を検討する時期が迫っている上に、大規模な補修が必要な状況であるが未実施のため、現状のコストは低く抑えられている。この状況を踏まえ、資料3-4の近隣自治体の類似施設の使用料を参考に、激変緩和措置を施しつつ使用料を改定する。また、新たに市外料金を市内料金の2倍と設定することで、市外利用者の受益者負担率を100%とする。

第3回 資料3-4

他市比較一覧

野球場（軟式野球場・ソフトボール場）

No.	市名	施設名	施設概要		使用料 （単位：円）				備考
			グランド面積(㎡)	面数	1回	単位	夜間照明		
							1回	単位	
1	青梅市	ちがむら球技場	8,167	1	2,000	2h	3,000	1h	市外料金1倍
2	昭島市	ネッツ多摩昭島スタジアム		4	5,000	2h	3,500	1h	市外料金2倍
3	福生市	加美平野球場	5,801	1	1,000	2h			市外料金3倍
4	武蔵村山市	大南公園	7,161	1	1,500	2h	3,830	1h	市外料金2倍
5	羽村市	武蔵野公園	10,000	1	610	2h	3,560	1h	市外料金1倍
6	あきる野市	山田グラウンド	8,230	1	1,800	2h	3,000	1h	市外料金3倍

テニスコート

No.	市名	施設名	施設概要		使用料 （単位：円）				備考
			コート面数	コートの種別	1回	単位	夜間照明		
							1回	単位	
1	青梅市	永山公園総合運動場	3	砂入り、ハード	800	2h	300	1h	市外料金1倍
2	昭島市	昭和公園	5	クレイ	800	2h			市外なし
3	福生市	武蔵野台テニスコート	4	砂入り人工芝	1600	2h	1,000	1h	市外料金3倍
4	武蔵村山市	三ツ木庭球場	2	人工芝	1,020	2h			市外料金2倍
5	羽村市	武蔵野公園／富士見公園	7	砂入り人工芝	600	2h	510	1h	市外料金1倍
6	あきる野市	総合グラウンドテニスコート	6	砂入り人工芝	1,300	2h			市外料金3倍

運動場（未公認 陸上競技場）

No.	市名	施設名	使用料 （単位：円）				備考
			1回	単位	照明料		
					1回	単位	
1	青梅市	永山公園総合運動場	2,400	2h	6,000	1h	市外料金1倍
2	昭島市	昭和公園	7,500	2h			市外料金2倍
3	福生市	市営競技場	1,500	1h	4,000	1h	市外料金3倍
4	羽村市	富士見公園	2,440	4h	1,530	1h	市外料金1倍

球技場（サッカー場・ラグビー場）

No.	市名	施設名	使用料 （単位：円）				備考
			1回	単位	夜間照明		
					1回	単位	
1	青梅市	市民球技場	1,800	2h	1,000	0.5h	市外料金1倍
2	福生市	南公園グラウンド	600	2h			市外料金3倍
3	武蔵村山市	総合運動公園第二運動場	2,160	2h			市外料金2倍
4	羽村市	宮の下公園	2,440	4h			市外料金1倍
5	あきる野市	市民運動広場	800	2h			市外料金3倍

第3回　資料4-1

公共施設等のコスト計算書（総括表）

1	施設名	富士見公園クラブハウス				
2	所在地	羽村市緑ヶ丘4-11				
3	管理主体	指定管理者（ウイングパーク）				
4	市所管課	土木課				
5	施設の設置目的	平成元年に富士見公園の管理棟として設置した。現在は、指定管理者の事務所として使用し、公園の管理運営業務や有料施設の受付などの手続きを行っている。				
6	施設の概要	○管理事務所 ○第1ミーティングルーム ○第2ミーティングルーム				
7	利用状況	年度	【第1ミーティングルーム】		【第2ミーティングルーム】	
		令和3年度	1,493人		1,119人	
		令和4年度	1,884人		1,413人	
		令和5年度	521人		712人	
		令和6年度	1,193人		699人	
		令和7年度	1,807人		1,685人	
8	コスト計算　（円）	令和7年度	構成比	令和5年度	構成比	増減
	(1)経常費用					
	人件費	375,578	13.3%	234,208	8.8%	141,370
	物件費等	144,858	5.1%	140,626	5.3%	4,232
	物件費	131,774	4.6%	119,896	4.6%	11,878
	維持補修費	10,649	0.4%	4,769	0.2%	5,880
	市負担金	2,435	0.1%	15,961	0.6%	△ 13,526
			0.0%		0.0%	0
	その他	2,300,000	81.5%	2,300,000	86.0%	0
	合計	2,820,436	100.0%	2,674,834	100.0%	145,602
	(2)経常収益					
	利用料	158,690	100.0%	115,570	100.0%	43,120
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0
	合計	158,690	100.0%	115,570	100.0%	43,120
	(3)純行政コスト	2,661,746		2,559,264		102,482
9	年間利用人数　（人）	3,492		1,233		2,259
10	一人あたりコスト　（円）	807		2,169		△ 1,362

コスト計算表

第3回 資料4-2

使用料名称:　富士見公園クラブハウス使用料(R7)

(単位:円)

区分		R7	第1ミーティングルーム	第2ミーティングルーム	備考
人件費	人件費(指定管理者)	375,578	87,216	86,074	
	小計	375,578	87,216	86,074	
物件費	管理用消耗品費	1,060	101	58	
	電気料	36,307	3,456	1,975	
	上下水道料	4,132	393	225	
	剪定伐採費	21,072	2,006	1,146	
	除草・草刈費	21,978	2,092	1,196	
	トイレ清掃費	17,030	1,621	926	
	駐車場管理費	687	65	1,389	
	保険料	738	70	40	
	車両費	2,908	277	158	
	機械借上料	985	94	54	
	土地賃借料(駐車場)	20,553	1,957	1,118	
	公共施設予約システム使用料	1,076	102	59	
	事務経費	3,248	309	177	
	小計	131,774	12,543	8,521	
維持補修費	施設修繕料	3,642	347	579	
	工事請負費	7,007	667	381	
	小計	10,649	1,014	960	
補助費等	役務費	2,435	232	132	
	小計	2,435	232	132	
減価償却費		2,300,000	218,960	125,120	
	小計	2,300,000	218,960	125,120	
年間コスト A		2,820,436	319,965	220,807	

年間利用可能日数 B	359日	359日	359日
1日あたりコスト A/B	7,856	891	615

面積による按分表	按分率(%)	14.96%	9.52%	5.44%
	占有部分(㎡)	66.00	42.00	24.00
	共有部分(㎡)	375.00		
	合計(㎡)	441.00		

コスト計算表

第3回 資料4-3

使用料名称： 富士見公園クラブハウス使用料（R5）

（単位：円）

区分		R5	第1ミーティングルーム	第2ミーティングルーム	備考
人件費	人件費（指定管理者）	234,208	66,680	79,390	
	小計	234,208	66,680	79,390	
物件費	管理用消耗品費	2,071	197	113	
	電気料	38,162	3,633	2,076	
	上下水道料	3,515	335	191	
	剪定伐採費	19,442	1,851	1,058	
	除草・草刈費	9,703	924	528	
	トイレ清掃費	16,597	1,580	903	
	駐車場管理費	2,638	251	144	
	保険料	571	54	31	
	車両費	1,941	185	106	
	土地賃借料（駐車場）	20,553	1,957	1,118	
	公共施設予約システム使用料	1,076	102	59	
	事務経費	3,627	345	197	
	小計	119,896	11,414	6,524	
維持補修費	施設修繕料	4,769	454	259	
	小計	4,769	454	259	
補助費等	役務費	15,961	1,519	868	
	小計	15,961	1,519	868	
減価償却費		2,300,000	218,960	125,120	
	小計	2,300,000	218,960	125,120	
年間コスト A		2,674,834	299,027	212,161	

年間利用可能日数 B	359日	359日	359日
1日あたりコスト A/B	7,450	832	590

面積による按分表	按分率（%）	14.96%	9.52%	5.44%
	占有部分（㎡）	66.00	42.00	24.00
	共有部分（㎡）	375.00		
	合計（㎡）	441.00		

富士見公園クラブハウス使用料コスト比較

第3回 資料4-4

（単位：円、ポイント）

区分	1日あたりコスト				区分別コスト						現行使用料	利用者負担割合			市負担分			市負担割合			使用料改定案	利用者負担割合		市負担分		市負担割合	
	R5 A	R7 B	増減額 C=B-A	増減率 D=C/A	区分		R5 E	R7 F	増減額 G=F-E	増減率 H=G/E	I	R5 J=I/E	R7 K=I/F	増減比 L=K-J	R5 M=I-E	R7 N=I-F	増減額 O=N-M	R5 P=M/E	R7 Q=N/F	増減比 R=Q-P	S	改定案 T=S/F	増減比 U=T-K	改定案 V=F-S	増減額 W=V-N	改定案 X=V/F	増減比 Y=X-Q
第1ﾐｰﾃｨﾝｸﾞﾙｰﾑ	832	891	59	7.1%	午前	3.0h	250	267	17	6.8%	510	204.0%	191.0%	△ 13.0	△ 260	△ 243	17	△104.0%	△91.0%	13.0	600	224.7%	0.3	△ 333	△ 90	△124.7%	△ 33.7
					午後	4.0h	333	356	23	6.9%	610	183.2%	171.3%	△ 11.9	△ 277	△ 254	23	△83.2%	△71.3%	11.9	800	224.7%	0.5	△ 444	△ 190	△124.7%	△ 53.4
					夜間	3.0h	250	267	17	6.8%	920	368.0%	344.6%	△ 23.4	△ 670	△ 653	17	△268.0%	△244.6%	23.4	1,000	374.5%	0.3	△ 733	△ 80	△274.5%	△ 29.9
					全日	10.0h	832	891	59	7.1%	1,830	220.0%	205.4%	△ 14.6	△ 998	△ 939	59	△120.0%	△105.4%	14.6	2,000	224.5%	0.2	△ 1,109	△ 170	△124.5%	△ 19.1
第2ﾐｰﾃｨﾝｸﾞﾙｰﾑ	590	615	25	4.2%	午前	3.0h	177	185	8	4.5%	310	175.1%	167.6%	△ 7.5	△ 133	△ 125	8	△75.1%	△67.6%	7.5	600	324.3%	1.6	△ 415	△ 290	△224.3%	△ 156.7
					午後	4.0h	236	246	10	4.2%	410	173.7%	166.7%	△ 7.0	△ 174	△ 164	10	△73.7%	△66.7%	7.0	800	325.2%	1.6	△ 554	△ 390	△225.2%	△ 158.5
					夜間	3.0h	177	185	8	4.5%	510	288.1%	275.7%	△ 12.4	△ 333	△ 325	8	△188.1%	△175.7%	12.4	1,000	540.5%	2.6	△ 815	△ 490	△440.5%	△ 264.8
					全日	10.0h	590	615	25	4.2%	1,020	172.9%	165.9%	△ 7.0	△ 430	△ 405	25	△72.9%	△65.9%	7.0	2,000	325.2%	1.6	△ 1,385	△ 980	△225.2%	△ 159.3
合計							2,845	3,012			6,120	215.1%	203.2%	△ 11.9	△ 3,275	△ 3,108	167	△115.1%	△103.2%	11.9	8,800	292.2%	0.9	△ 5,788	△ 2680	△192.2%	△ 89.0

〈使用料等適正化のための基本方針〉
・施設のサービスの性質による分類と負担割合の目安： 本施設のサービス性質は「②区分：選択的、非市場的」、負担割合は「公費負担50%、受益者負担50%」とする。
〈使用料改定の考え方〉
・令和7年度の区分別コストから受益者負担の適正化を図った場合、現行使用料は据え置きとなる。しかし、当施設は指定管理者制度により公園・児童遊園と一体的に管理運営され、民間のノウハウを活かした効率的かつ効果的な管理運営が行われている一方で、年々の物価高騰と人件費の増加により管理運営費が増加していることから、使用料を改定する必要がある。
・使用料の改定にあたっては、同規模施設である「生涯学習センターゆとろぎ」の学習室と同等の金額設定とした。なお、ゆとろぎと同様に、市外料金を市内料金の2倍と設定することで、市外利用者の受益者負担率を100%とする。

第3回 資料5-1

公共施設等のコスト計算書（総括表）

1	施設名	公園夜間照明
2	所在地	羽村市栄町2-5 ほか
3	管理主体	指定管理者（ウイングパーク）
4	市所管課	土木課
5	施設の設置目的	市民が健康増進やレクリエーション、コミュニティ活性化等のために、運動、スポーツを安全、快適に実施できるよう設置。
6	施設の概要	○武蔵野公園（23,019㎡、うち占有部分11,600㎡） 野球場1面、テニスコート2面 ○富士見公園（48,201㎡、うち占有部分33,283㎡） 陸上競技場1面、ソフトボール場3面、テニスコート5面 ○市内公園面積（312,076㎡）

7	利用状況	年度	武蔵野公園	富士見公園
		令和3年度	野球：78時間 テニス：662時間	ソフトボール等：309時間 テニス：2,487時間
		令和4年度	野球：149時間 テニス：1,136時間	ソフトボール等：299時間 テニス：3,031時間
		令和5年度	野球：84時間 テニス：670時間	ソフトボール等：300時間 テニス：1,896時間
		令和6年度	野球：270時間 テニス：1,401時間	ソフトボール等：567時間 テニス：4,083時間
		令和7年度	野球：642時間 テニス：575時間	ソフトボール等：519時間 テニス：1,344時間

8	コスト計算 （円）	令和7年度	構成比	令和5年度	構成比	増減
	(1)経常費用					
	人件費	483,761	9.8%	480,986	11.3%	2,775
	物件費等	4,474,759	90.2%	3,758,312	88.7%	716,447
	物件費	0	0.0%	0	0.0%	0
	維持補修費	0	0.0%	0	0.0%	0
	電気料	4,474,759	90.2%	3,758,312	88.7%	716,447
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0
	合計	4,958,520	100.0%	4,239,299	100.0%	719,222
	(2)経常収益					
	利用料	1,516,450	100.0%	921,510	100.0%	594,940
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0
	合計	1,516,450	100.0%	921,510	100.0%	594,940
	(3)純行政コスト	3,442,070		3,317,789		124,281
9	年間利用時間数 （時間）	3,080		2,950		130
10	一時間あたりコス（円）	1,609		1,437		172

コ ス ト 計 算 表

使用料名称： 公園夜間照明使用料

第3回 資料5-2

施設名	区分	1時間あたりコスト
武蔵野公園	野球	

【人件費】

区分	内訳	年度	1件1時間あたりコスト	基準単価	所要時間	年間件数	日数	利用可能時間
人件費	申請書受付事務人件費	R5	23円	2,637円	0.20時間	48	365	3
		R7	44円	2,676円	0.20時間	91	365	3
		増減	21円	39円				
		増減比	91.3%	1.5%				

【物件費】

区分	内訳	年度	1時間あたりコスト	Kw	電球数	単価	力率	月数	消費税	日数	利用可能時間	利用可能面数	電球按分
需用費	電気料（基本料金）	R5	839円	1.1	72	1,143.96	1	12	1.1	365	3	1	0.768908
			371円	0.73	48	1,143.96	1	12	1.1	365	3	1	0.768908
	電気料（電力量料金）		2,022円	1.1	48	34.83			1.1			1	
			1,342円	0.73	48	34.83			1.1			1	
	小計		4,574円										
	電気料（基本料金）	R7	480円	1.1	72	653.87	1	12	1.1	365	3	1	0.768908
			212円	0.73	48	653.87	1	12	1.1	365	3	1	0.768908
	電気料（電力量料金）		1,844円	1.1	48	31.75			1.1			1	
			1,223円	0.73	48	31.75			1.1			1	
	小計		3,759円										
		増減	△815円										
		増減比	△17.8%										

※基本料金単価

※電力量料金は基本料金以外の単価（託送従量料金、非化石証書費、再生可能エネルギー賦課金など）を年間分合算したものを12月で除して算出している。

【合 計】

年度	1時間あたりコスト
R5	4,597円
R7	3,803円
増減	△794円
増減比	△17.3%

コ ス ト 計 算 表

使用料名称： 公園夜間照明使用料

第3回 資料5-2

施設名	区分	1時間あたりコスト
武蔵野公園	テニス	

【人件費】

区分	内訳	年度	1件1時間あたりコスト	基準単価	所要時間	年間件数	日数	利用可能時間	利用可能面数
人件費	申請書受付事務人件費	R5	47円	2,637円	0.20時間	197	365	3	2
		R7	46円	2,676円	0.20時間	192	365	3	2
		増減	△1円	39円					
		増減費	△2.1%	1.5%					

【物件費】

区分	内訳	年度	1時間あたりコスト	Kw	電球数	単価	力率	月数	消費税	日数	利用可能時間	利用可能面数	電球按分
需用費	電気料（基本料金）	R5	126円	1.1	72	1,143.96	1	12	1.1	365	3	2	0.231092
			55円	0.73	48	1,143.96	1	12	1.1	365	3	2	0.231092
	電気料（電力量料金）		505円	1.1	24	34.83			1.1			2	
	小計		686円										
	電気料（基本料金）	R7	72円	1.1	72	653.87	1	12	1.1	365	3	2	0.231092
			31円	0.73	48	653.87	1	12	1.1	365	3	2	0.231092
	電気料（電力量料金）		461円	1.1	24	31.75			1.1			2	
	小計		564円										
		増減	△122円										
		増減比	△17.8%										

※基本料金単価

※電力量料金は基本料金以外の単価（託送従量料金、非化石証書費、再生可能エネルギー賦課金など）を年間分合算したものを12月で除して算出している。

【合 計】

年度	1時間あたりコスト
R5	733円
R7	610円
増減	△123円
増減比	△16.8%

コ ス ト 計 算 表

使用料名称： 公園夜間照明使用料

第3回 資料5-2

施設名	区分	1時間あたりコスト
富士見公園	ソフトボール	

【人件費】

区分	内訳	年度	1件1時間あたりコスト	基準単価	所要時間	年間件数	日数	利用可能時間	利用可能面数
人件費	申請書受付事務人件費	R5	34円	2,637円	0.20時間	143	365	3	2
		R7	42円	2,676円	0.20時間	173	365	3	2
		増減	8円	39円					
		増減費	23.5%	1.5%					

【物件費】

区分	内訳	年度	1時間あたりコスト	Kw	電球数	単価	力率	月数	消費税	日数	利用可能時間	利用可能面数	電球按分
需用費	電気料（基本料金）	R5	227円	1.1	114	1,143.96	1	12	1.1	365	3	2	0.263158
	電気料（電力量料金）		632円	1.1	30	34.83			1.1			2	
	小計		859円										
	電気料（基本料金）	R7	130円	1.1	114	653.87	1	12	1.1	365	3	2	0.263158
	電気料（電力量料金）		576円	1.1	30	31.75			1.1			2	
	小計		706円										
		増減	△153円										
		増減比	△17.8%										

※基本料金単価

※電力量料金は基本料金以外の単価（託送従量料金、非化石証書費、再生可能エネルギー賦課金など）を年間分合算したものを12月で除して算出している。

【合 計】

年度	1時間あたりコスト
R5	893円
R7	748円
増減	△145円
増減比	△16.2%

コ ス ト 計 算 表

使用料名称： 公園夜間照明使用料

第3回 資料5-2

施設名	区分	1時間あたりコスト
富士見公園	テニス	

【人件費】

区分	内訳	年度	1件1時間あたりコスト	基準単価	所要時間	年間件数	日数	利用可能時間	利用可能面数
人件費	申請書受付事務人件費	R5	39円	2,637円	0.20時間	413	365	3	5
		R7	43円	2,676円	0.20時間	448	365	3	5
		増減	4円	39円					
		増減費	10.3%	1.5%					

【物件費】

区分	内訳	年度	1時間あたりコスト	Kw	電球数	単価	力率	月数	消費税	日数	利用可能時間	利用可能面数	電球按分
需用費	電気料（基本料金）	R5	151円	1.1	114	1,143.96	1	12	1.1	365	3	5	0.438596
	電気料（電力量料金）		421円	1.1	50	34.83			1.1			5	
	小計		572円										
	電気料（基本料金）	R7	86円	1.1	114	653.87	1	12	1.1	365	3	5	0.438596
	電気料（電力量料金）		384円	1.1	50	31.75			1.1			5	
	小計		470円										
		増減	△102円										
		増減比	△17.8%										

※基本料金単価

※電力量料金は基本料金以外の単価（託送従量料金、非化石証書費、再生可能エネルギー賦課金など）を年間分合算したものを12月で除して算出している。

【合 計】

年度	1時間あたりコスト
R5	611円
R7	513円
増減	△98円
増減比	△16.0%

コ ス ト 計 算 表

使用料名称： 公園夜間照明使用料

第3回 資料5-2

施設名	区分	1時間あたりコスト
富士見公園	陸上競技場	

【人件費】

区分	内訳	年度	1件1時間あたりコスト	基準単価	所要時間	年間件数	日数	利用可能時間	利用可能面数
人件費	申請書受付事務人件費	R5	1円	2,637円	0.20時間	4	365	3	1
		R7	3円	2,676円	0.20時間	8	365	3	1
		増減	2円	39円					
		増減費	200.0%	1.5%					

【物件費】

区分	内訳	年度	1時間あたりコスト	Kw	電球数	単価	力率	月数	消費税	日数	利用可能時間	利用可能面数	電球按分
需用費	電気料（基本料金）	R5	515円	1.1	114	1,143.96	1	12	1.1	365	3	1	0.298246
	電気料（電力量料金）		1,004円	1.1	34	24.42			1.1			1	
	小計		1,519円										
	電気料（基本料金）	R7	294円	1.1	114	653.87	1	12	1.1	365	3	1	0.298246
	電気料（電力量料金）		1,306円	1.1	34	31.75			1.1			1	
	小計		1,600円										
		増減	81円										
		増減比	5.3%										

※基本料金単価

※電力量料金は基本料金以外の単価（託送従量料金、非化石証書費、再生可能エネルギー賦課金など）を年間分合算したものを12月で除して算出している。

【合 計】

年度	1時間あたりコスト
R5	1,520円
R7	1,603円
増減	83円
増減比	5.5%

第3回 資料5-3

公園夜間照明使用料コスト比較

（単位：円、ポイント）

区分 1	区分 2	区分	区分別コスト				現 行 使用料	利用者負担割合			市負担分			市負担割合			使用料 改定案	利用者負担割合		市負担分		市負担割合	
			R5	R7	増減額	増減率		R5	R7	増減比	R5	R7	増減額	R5	R7	増減比		改定案	増減比	改定案	増減額	改定案	増減比
			A	B	C=B-A	D=C/A	E	F=E/A	G=E/B	H=G-F	I	J	K=J-I	L=I/A	M=J/B	N=M-L	O	P=O/B	Q=P-G	R=B-O	S=R-J	T=R/B	U=T-M
野球場	武蔵野公園	1面1時間	4,597	3,803	△ 794	△17.3%	3,560	77.4%	93.6%	16	1,037	243	△ 794	22.6%	6.4%	△ 16.2	3,600	94.7%	1.1	203	△ 40	5.3%	△ 1.1
ソフトボール場	富士見公園	1面1時間	893	748	△ 145	△16.2%	1,320	147.8%	176.5%	28.7	△ 427	△ 572	△ 145	△47.8%	△76.5%	△ 28.7	1,600	213.9%	37.4	△ 852	△ 280	△113.9%	△ 37.4
テニスコート	武蔵野公園	1面1時間	733	610	△ 123	△16.8%	510	69.6%	83.6%	14.0	223	100	△ 123	30.4%	16.4%	△ 14.0	600	98.4%	14.8	10	△ 90	1.6%	△ 14.8
	富士見公園	1面1時間	611	513	△ 98	△16.0%	510	83.5%	99.4%	15.9	101	3	△ 98	16.5%	0.6%	△ 15.9	600	117.0%	17.6	△ 87	△ 90	△17.0%	△ 17.6
陸上競技場	富士見公園	1面1時間	1,520	1,603	83	5.5%	1,530	100.7%	95.4%	△ 5.3	△ 10	73	83	-0.7%	4.6%	5.3	1,600	99.8%	4.4	3	△ 70	0.2%	△ 4.4
合計			8,354	7,277		△12.2%	7,430	88.9%	102.1%	13.2	924	△ 153	△ 1,077	4.2%	△9.7%	△ 13.9	8,000	109.9%	7.8	△ 723	△ 570	△9.9%	△ 0.2

〈使用料等適正化のための基本方針〉
・施設のサービスの性質による分類と負担割合の目安：本施設のサービス性質は「②区分：選択的、非市場的」、負担割合は「公費負担50%、受益者負担50%」とする。
〈使用料改定の考え方〉
・令和7年度の区分別コストから受益者負担の適正化を図るため、使用料を100円単位で改定します。また、他の運動施設と同様に市外料金を市内料金の2倍に設定することで、市外利用者の受益者負担率を100%に統一します。
他市の類似施設と比較すると、使用料に大きな差異はありませんが、現行の照明はハロゲンランプで令和4年3月に生産が終了していることから、LED化への改修など、今後の大規模改修の実施に応じて、使用料を見直す可能性があります。

第3回　資料6-1

公共施設等のコスト計算書（総括表）

1	施設名	堰下レクリエーション広場				
2	所在地	羽村市羽731番先				
3	管理主体	指定管理者（ウイングパーク）				
4	市所管課	土木課				
5	施設の設置目的	国から河川区域を占用し、住民の健全な野外活動を推進するため設置した。令和5年度には、公園の指定管理者制度の導入に伴い、羽村市公園条例に規定した。				
6	施設の概要	【芝生広場】6,330㎡　【テントサイト】500㎡ 【営火場】第1:78.54㎡、第2:176.71㎡、第3:113.1㎡ 【共有部分】4,465.65㎡ ●総面積:11,664㎡				
7	利用状況	令和3年度	件数	65件	人数	3,340人
		令和4年度	件数	169件	人数	4,267人
		令和5年度	件数	74件	人数	2,825人
		令和6年度	件数	192件	人数	4,014人
		令和7年度	件数	113件	人数	3,204人
8	コスト計算　（円）	令和7年度	構成比	令和5年度	構成比	増減
	(1)経常費用					
	人件費	911,707	28.1%	905,224	31.5%	6,483
	物件費等	2,332,476	71.9%	1,967,377	68.5%	365,099
	物件費	2,188,626	67.5%	1,751,046	61.0%	437,580
	維持補修費	0	0.0%		0.0%	0
	水道光熱費	82,491	2.5%	72,520	2.5%	9,971
	その他	61,359	1.9%	143,811	5.0%	-82,452
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0
	合計	3,244,183	100.0%	2,872,601	100.0%	371,582
	(2)経常収益					
	利用料	230,820	56.0%	142,220	48.1%	88,600
	その他(自主事業)	181,375	44.0%	153,352	51.9%	28,023
	合計	412,195	100.0%	295,572	100.0%	116,623
	(3)純行政コスト	2,831,988		2,577,029		254,959
9	年間利用者数　（人）	3,204		2,825		379
10	一人あたりコスト　（円）	1,012		1,016		-4

コスト計算表

第3回 資料6-2

使用料名称： 堰下レクリエーション広場（R7）

（単位：円）

区分		R7	芝生広場	テントサイト	営火場1	営火場2	営火場3	備考
人件費	職員人件費	911,707	513,964	126,834	87,558	92,424	90,927	
	報酬	0	0	0	0	0	0	
	小計	911,707	513,964	126,834	87,558	92,424	90,927	
物件費	賃金	0	0	0	0	0	0	
	旅費	0	0	0	0	0	0	
	需用費	82,491	47,432	10,551	7,886	8,513	8,109	
	役務費	24,000	13,800	3,070	2,294	2,477	2,359	
	委託料	2,043,626	1,175,084	261,380	195,371	210,903	200,888	
	使用料・賃借料	121,000	69,575	15,476	11,568	12,487	11,894	
	備品購入費	46,416	26,689	5,937	4,437	4,790	4,563	
	原材料費	13,017	7,485	1,665	1,244	1,343	1,280	
	その他	1,926	1,108	246	184	199	189	
	小計	2,332,476	1,341,173	298,325	222,984	240,712	229,282	
維持補修費	施設修繕料	0	0	0	0	0	0	
	工事請負費	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	
	小計	0	0	0	0	0	0	
補助費等	役務費	0	0	0	0	0	0	
	負担金・補助交付金	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	
	小計	0	0	0	0	0	0	
減価償却費		0	0	0	0	0	0	
	小計	0	0	0	0	0	0	
年間コスト A		3,244,183	1,855,137	425,159	310,542	333,136	320,209	

年間利用可能日数 B	365日	365日	365日	365日	365日	365日	365日
1日あたりコスト A/B	8,888	5,082	1,164	850	912	877	

面積による按分表	按分率（%）	100%	57.50%	12.79%	9.56%	10.32%	9.83%	
	占有部分（㎡）	7,198.35	6,330.00	500.00	78.54	176.71	113.10	
	共有部分（㎡）	5,843.65	1168.73	1168.73	1168.73	1168.73	1168.73	
	合計（㎡）	13,042.00	7,498.73	1,668.73	1,247.27	1,345.44	1,281.83	

コ ス ト 計 算 表

第3回 資料6-3

使用料名称： 堰下レクリエーション広場（R5）

（単位：円）

区分		R5	芝生広場	テントサイト	営火場1	営火場2	営火場3	備考
人件費	職員人件費	905,224	481,028	138,812	92,202	92,488	100,694	
	報酬	0	0	0	0	0	0	
	小 計	905,224	481,028	138,812	92,202	92,488	100,694	
物件費	賃金	0	0	0	0	0	0	
	旅費	0	0	0	0	0	0	
	需用費	72,520	41,699	9,275	6,933	7,484	7,129	
	役務費	24,000	13,800	3,070	2,294	2,477	2,359	
	委託料	1,606,046	923,477	205,413	153,538	165,744	157,874	
	使用料・賃借料	121,000	69,575	15,476	11,568	12,487	11,894	
	備品購入費	0	0	0	0	0	0	
	原材料費	0	0	0	0	0	0	
	その他	143,811	82,692	18,393	13,748	14,841	14,137	
	小 計	1,967,377	1,131,243	251,627	188,081	203,033	193,393	
維持補修費	施設修繕料	0	0	0	0	0	0	
	工事請負費	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	
	小 計	0	0	0	0	0	0	
補助費等	役務費	0	0	0	0	0	0	
	負担金・補助交付金	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	
	小 計	0	0	0	0	0	0	
減価償却費		0	0	0	0	0	0	
	小 計	0	0	0	0	0	0	
年 間 コ ス ト A		2,872,601	1,612,271	390,439	280,283	295,521	294,087	

年間利用可能日数 B	365日	365日	365日	365日	365日	365日	
1日あたりコスト A/B	7,870	4,417	1,069	767	809	805	

面積による按分表	按分率(%)	100%	57.50%	12.79%	9.56%	10.32%	9.83%	
	占有部分(㎡)	7,198.35	6,330.00	500.00	78.54	176.71	113.10	
	共有部分(㎡)	5,843.65	1168.73	1168.73	1168.73	1168.73	1168.73	
	合 計(㎡)	13,042.00	7,498.73	1,668.73	1,247.27	1,345.44	1,281.83	

堰下レクリエーション広場使用料コスト比較

第3回 資料6-4

（単位：円、ポイント）

区分１	区分２	１日あたりコスト				区分別コスト					現行使用料	利用者負担割合			市負担分			市負担割合			使用料改定案	利用者負担割合		市負担分		市負担割合	
		R5	R7	増減額	増減率	区分	R5	R7	増減額	増減率		R5	R7	増減比	R5	R7	増減額	R5	R7	増減比		改定案	増減比	改定案	増減額	改定案	増減比
		A	B	C=B-A	D=C/A		E	F	G=F-E	H=G/E	I	J=I/E	K=I/F	L=K-J	M=I-E	N=I-F	O=N-M	P=M/E	Q=N/F	R=Q-P	S	T=S/F	U=T-K	V=F-S	W=V-N	X=V/F	Y=X-Q
芝生広場	全面	4,417	5,082	665	15.1%	全日	4,417	5,082	665	15.1%	3,670	83.1%	72.2%	△10.9	747	1,412	665	16.9%	27.8%	10.9	5,000	98.4%	26.2	82	△1,330	1.6%	△26.2
						半日	2,209	2,541	332	15.0%	1,830	82.8%	72.0%	△10.8	379	711	332	17.2%	28.0%	10.8	2,500	98.4%	26.4	41	2,209	1.6%	△26.4
テントサイト	1張	1,069	1,164	95	8.9%	1回	1,069	1,164	95	8.9%	410	38.4%	35.2%	△3.2	659	754	95	61.6%	64.8%	3.2	1,000	85.9%	50.7	164	1,069	14.1%	△50.7
営火場	第1	767	850	83	10.8%	1回	767	850	83	10.8%	410	53.5%	48.2%	△5.3	357	440	83	46.5%	51.8%	5.3	1,000	117.6%	69.4	△150	767	△17.6%	△69.4
	第2	809	912	103	12.7%	1回	809	912	103	12.7%	610	75.4%	66.9%	△8.5	199	302	103	24.6%	33.1%	8.5	1,000	109.6%	42.7	△88	809	△9.6%	△42.7
	第3	805	877	72	8.9%	1回	805	877	72	8.9%	510	63.4%	58.2%	△5.2	295	367	72	36.6%	41.8%	5.2	1,000	114.0%	55.8	△123	805	△14.0%	△55.8
	貸切	2,381	2,639	258	10.8%	1回	2,381	2,639	258	10.8%	1,320	55.4%	50.0%	△5.4	1,061	1,319	258	44.6%	50.0%	5.4	2,500	94.7%	44.7	139	2,381	5.3%	△44.7
合計		10,248	11,524				10,248	11,524			6,930	67.6%	60.1%	△7.5	3,318	4,594	1,276	32.4%	39.9%	7.5	11,500	99.8%	42.3	24	4,501	0.2%	△39.7

〈使用料等適正化のための基本方針〉施設のサービスの性質による分類と負担割合の目安
・本施設のサービス性質は「③区分：選択的、市場的」、負担割合は「公費負担0%、受益者負担100%」とする。
〈使用料改定の考え方〉
・本施設はキャンプ施設を備えた特殊な施設であるため、令和7年度の区分別コストから受益者負担の適正化を図る。使用料の設定にあたっては、100円単位での改定とし、営火場の第1から第3については、用途が同様であることから料金区分を一本化する。

第４回　資料１

水道料金の適正化について

（水道事業の現状と今後の見通し）

羽村市上下水道部

令和８年６月作成

1　水道事業の現状

(1)　当市の水道料金【別紙 1、別紙 2】

公益社団法人日本水道協会発行の令和 7 年 4 月 1 日現在の水道料金表によると、1 か月当たりの規模別家事用平均料金における当市の水道料金は、全国平均や給水人口 5 万から 10 万人未満平均、東京都、武蔵野市（10 立方メートル分）よりも下回り、武蔵野市（15、20 立方メートル分）、昭島市よりは上回る料金設定となっている。

また、東京都内水道事業における 2 か月当たりの現行の水道料金を比較すると、水道メーターの口径 13 ミリでは、一般家庭の主要な使用水量帯では東京都や武蔵野市を下回っており、使用水量が多い段階では東京都や武蔵野市を上回る料金設定となっている。

口径 20 ミリ、25 ミリでは、東京都や武蔵野市をおおむね下回る料金設定となっている。
なお、昭島市はいずれの水道メーター口径、使用水量でも当市の料金を大きく下回っている。

(2)　人口の推移と使用水量の推移【別紙 3、別紙 4】

令和 7 年 4 月 1 日現在の人口は 53,915 人で、平成 22 年の人口 57,702 人から約 3,800 人減少しており、過去 5 年間の平均で毎年 240 人程度減少している状況にある。

また、使用水量の動向を見ると、使用水量は平成 12 年度をピークに減少傾向にあり、令和 7 年度までの 25 年間で約 195 万立方メートル減少し、過去 5 年間の平均で毎年 6 万立方メートル程度の減少傾向にある。

(3)　給水収益の推移【別紙 5】

給水収益の動向を見ると、水道事業における主たる財源である給水収益は、水道料金改定時（平成 14 年 4 月、平成 26 年 4 月、令和 7 年 4 月）には一時的に

増加するものの、使用水量の減少に伴い、改定時の増加を挟みながら全体的に微減傾向にある。

⑷　現行料金での水道事業会計財政推計（収益的収支）【別紙 6-1、別紙 6-2】

現行料金での収益的収支は、給水収益を主たる財源とした収益的収入により、職員人件費や、水道料金等徴収事務委託、機器類の保守点検、漏水調査委託など、事務費や維持管理に要する経費を賄うことを原則としている。

毎年一定の純利益は確保しているものの、令和 7 年度仮決算の純利益と比較し令和 9 年度では約 1 億 3,500 万円、令和 13 年度では約 1 億 8,400 万円の減少を見込んでいる。

⑸　現行料金での水道事業会計財政推計（資本的収支）【別紙 7、別紙 8】

現行料金での資本的収支は、主に、企業債を財源としており、配水管の耐震化を施した管種替え工事のほか、浄水場や各配水場のポンプをはじめとする機器類の更新需要などから、令和 10 年度までは、最大で約 8 億 6,000 万円の収支過不足が見込まれるものの、令和 11 年度以降は、整備需要の緩和等により平均約 2 億 8,000 万円まで改善される見込みである。

この収支過不足金については、現在、損益勘定留保資金等により、補填を行っている状況である。

なお、「水道施設整備・維持管理計画」は、【別紙 8】のとおりであり、令和 9 年度から令和 13 年度までの水道施設の整備費用と維持管理費用の総額については、現時点において約 42 億円を見込んでいる。

⑹　企業債償還額と未償還額の推移【別紙 9】

企業債は現在、「財務省（財政融資資金）」、「地方公共団体金融機構」、「東京都区市町村振興基金」、この 3 つの借入先に対し、過去 5 年間の平均で毎年約 3 億 600 万円の償還を行っており、令和 7 年度末の元金未償還額は、約 23 億 1,500 万円を見込んでいる。

⑺　補塡財源と資金保有額の推移【別紙 10】

資金残高の算出に当たっては、当該年度の収益的収支と資本的収支の結果から算出しており、収益的収支は純利益を確保しているが、資本的収支は収支過不足が生じている状況にある。

現行料金で水道事業を継続した場合、令和９年度及び令和 10 年度に大規模な投資的工事等を予定しているため、令和 10 年度の資金残高は一時的に約１億 7,000 万円まで減少するものの、令和 13 年度には約６億 3,000 万円まで回復する見込みである。

この資金水準は、投資可能な運転資金として必要な基準を満たしており、資金保有額に不足が生じることなく、引き続き健全な事業運営が図られるものと見込んでいる。

⑻　水道料金の適正化に対する考え

令和７年４月に水道料金を改定したことにより、令和 13 年度までの水道事業会計は健全な財政状況で推移すると判断でき、現行の水道料金は適正であると考えられる。

しかし、水道使用量が減少傾向にある中で、施設の老朽化対策や耐震化への投資需要が高まっている。

こうした課題に対応するため、市民生活に過大な負担を強いることのないよう、一層の業務効率化や経費削減などの経営努力に取り組むとともに、今後も経営状況の変化を踏まえながら、適正な料金の在り方について継続して検証していく必要がある。

別紙１

１か月当たりの規模別家事用平均料金（口径13ｍｍ）

(公社)日本水道協会発行『水道料金表』より抜粋（令和７年４月１日現在　税込）

①規模別家事用平均料金

区分	使用水量平均料金（円）		
	１０㎥	１５㎥	２０㎥
全国平均	1,642.9円	2,520.3円	3,401.8円
給水人口 5万～10万人未満平均	1,548.6円	2,375.2円	3,208.6円
東京都	1,139.7円	1,880.2円	2,621.0円
武蔵野市	1,047.0円	1,734.5円	2,422.0円
昭島市	528.0円	1,078.0円	1,628.0円
羽村市	1,012.0円	1,754.5円	2,497.0円

②家事用１０㎥当たり最高・最低料金

給水人口区分	最　　高		最　　低	
全　国	１ 羅臼町（北海道）	3,550円	１ 赤穂市（兵庫県）	374円
★94～137位	２ 美里町（宮城県）	3,410円	２ 小山町（静岡県）	423円
/1,213団体中	３ 登米市（宮城県）	3,220円	３ 昭島市（東京都）	528円
（令和6年度64～76位）	４ 上天草市（熊本県）	3,190円	４ 忍野村（山梨県）	550円
	４ 浜中町（北海道）	3,190円	５ 長泉町（静岡県）	570円
	６ 増毛町（北海道）	3,154円	５ 富士河口湖町（山梨県）	570円
	７ 伊達市（福島県）	3,135円	７ 草津町（群馬県）	594円
	８ 厚岸町（北海道）	3,110円	８ 中井町（神奈川県）	660円
	９ 夕張市（北海道）	3,096円	９ 沼津市（静岡県）	680円
	10 西空知広域水道企業団（北海道）	3,091円	10 山北町（神奈川県）	682円
5万～10万人未満	１ 登米市（宮城県）	3,220円	１ 犬山市（愛知県）	698円
★17～24位	２ 伊達市（福島県）	3,135円	２ 野々市市（石川県）	759円
/182団体中	３ 栗原市（宮城県）	2,981円	３ 高砂市（兵庫県）	770円
（令和6年度12～13位）	４ 北広島市（北海道）	2,475円	４ 下松市（山口県）	786円
	５ 湖北水道企業団（茨城県）	2,398円	５ たつの市（兵庫県）	825円
	５ 南魚沼市（新潟県）	2,398円	５ 東松山市（埼玉県）	825円

③家事用２０㎥当たり最高・最低料金

給水人口区分	最　　高		最　　低	
全　国	１ 夕張市（北海道）	6,966円	１ 赤穂市（兵庫県）	869円
★149～269位	２ 羅臼町（北海道）	6,950円	２ 富士河口湖町(山梨県)	1,140円
/1,213団体中	３ 由仁町（北海道）	6,939円	３ 長泉町（静岡県）	1,150円
（令和6年度107～136位）	４ 江差町（北海道）	6,384円	４ 忍野村（山梨県）	1,210円
	５ 上天草市（熊本県）	6,380円	５ 小山町（静岡県）	1,397円
	６ 西空知広域水道企業団（北海道）	6,171円	６ 草津町（群馬県）	1,414円
	７ 中泊町（青森県）	6,017円	７ 犬山市（愛知県）	1,479円
	８ 上島町（愛媛県）	6,016円	８ 松田町（神奈川県）	1,485円
	９ 登米市（宮城県）	5,990円	８ 中井町（神奈川県）	1,485円
	10 新上五島町（長崎県）	5,940円	10 豊橋市（愛知県）	1,507円
5万～10万人未満	１ 登米市（宮城県）	5,990円	１ 犬山市（愛知県）	1,479円
★24～46位	２ 栗原市（宮城県）	5,481円	２ 下松市（山口県）	1,534円
/182団体中	３ 一関市（岩手県）	5,017円	３ たつの市（兵庫県）	1,815円
（令和6年度17～21位）	４ 伊達市（福島県）	4,950円	４ 高砂市（兵庫県）	1,903円
	５ 中空知広域水道企業団（北海道）	4,891円	５ 東松山市（埼玉県）	1,925円

別紙２

現行料金での口径別東京都内水道事業の水道料金の比較

①口径13ｍｍの現行料金（2か月当たり・税込）

使用水量	10㎥	20㎥	30㎥	40㎥	50㎥
羽村市	1,694円	2,024円	3,509円	4,994円	6,919円
東京都	1,892円	2,134円	3,542円	4,950円	6,743円
武蔵野市	1,852円	2,094円	3,469円	4,844円	6,714円
昭島市	1,056円	1,056円	2,156円	3,256円	4,741円
東京都との比較	△10.5%	△5.2%	△0.9%	0.9%	2.6%
武蔵野市との比較	△8.5%	△3.3%	1.2%	3.1%	3.1%
昭島市との比較	60.4%	91.7%	62.8%	53.4%	45.9%

②口径20ｍｍの現行料金（2か月当たり・税込）

使用水量	10㎥	20㎥	30㎥	40㎥	50㎥
羽村市	2,156円	2,486円	3,971円	5,456円	7,381円
東京都	2,574円	2,816円	4,224円	5,632円	7,425円
武蔵野市	2,470円	2,712円	4,087円	5,462円	7,332円
昭島市	1,474円	1,474円	2,574円	3,674円	5,159円
東京都との比較	△16.2%	△11.7%	△6.0%	△3.1%	△0.6%
武蔵野市との比較	△12.7%	△8.3%	△2.8%	△0.1%	0.7%
昭島市との比較	46.3%	68.7%	54.3%	48.5%	43.1%

③口径25ｍｍの現行料金（2か月当たり・税込）

使用水量	10㎥	20㎥	30㎥	40㎥	50㎥
羽村市	2,596円	2,926円	4,411円	5,896円	7,821円
東京都	3,212円	3,454円	4,862円	6,248円	8,063円
武蔵野市	3,115円	3,357円	4,732円	6,107円	7,977円
昭島市	1,738円	1,738円	2,838円	3,938円	5,423円
東京都との比較	△19.2%	△15.3%	△9.3%	△5.6%	△3.0%
武蔵野市との比較	△16.7%	△12.8%	△6.8%	△3.5%	△2.0%
昭島市との比較	49.4%	68.4%	55.4%	49.7%	44.2%

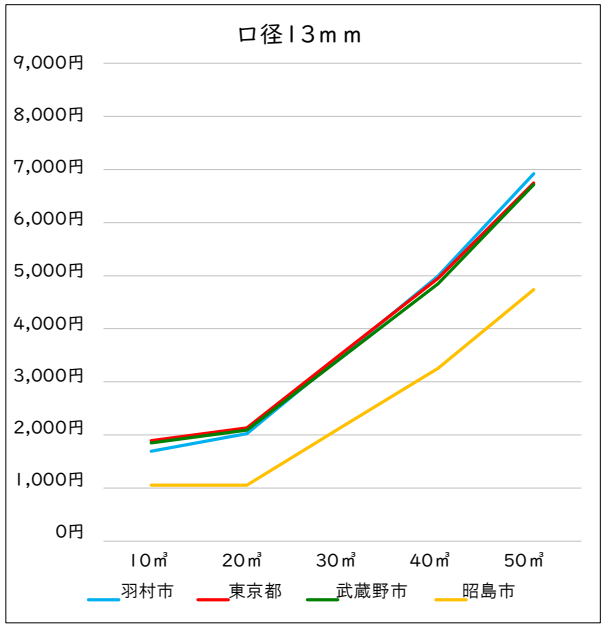

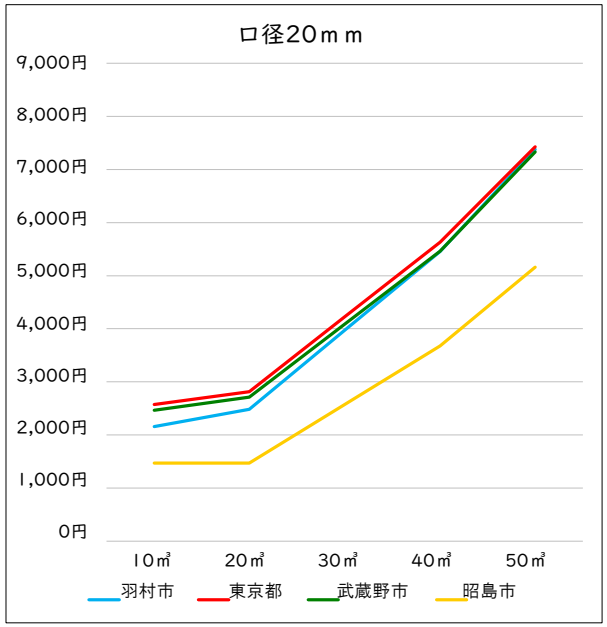

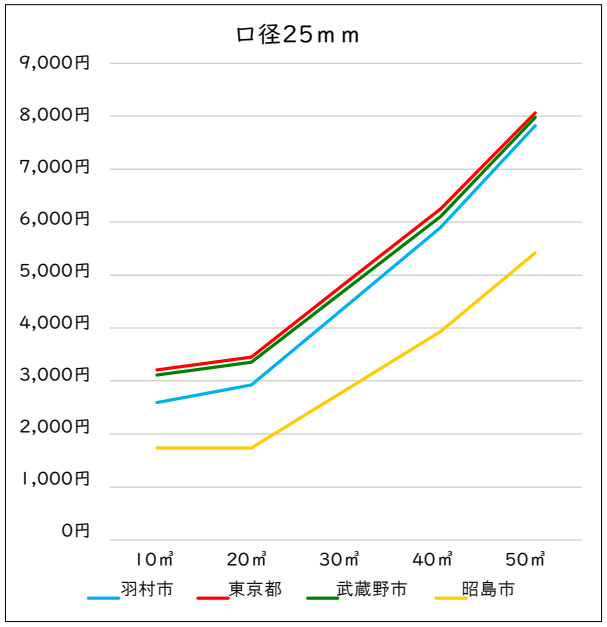

別紙３

人口の推移（平成12年度～令和7年度）

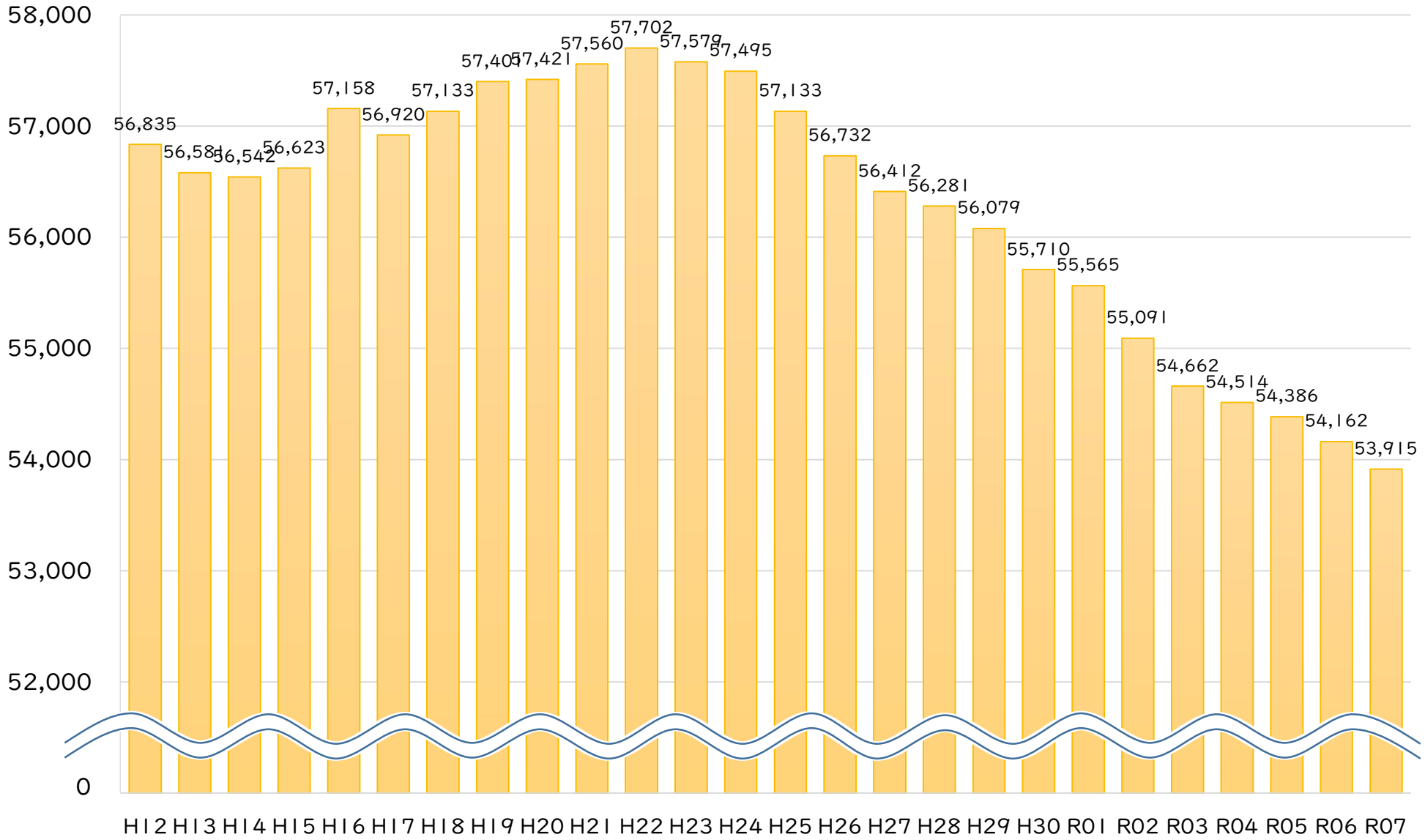

別紙４

使用水量の推移（平成12年度～令和7年度）

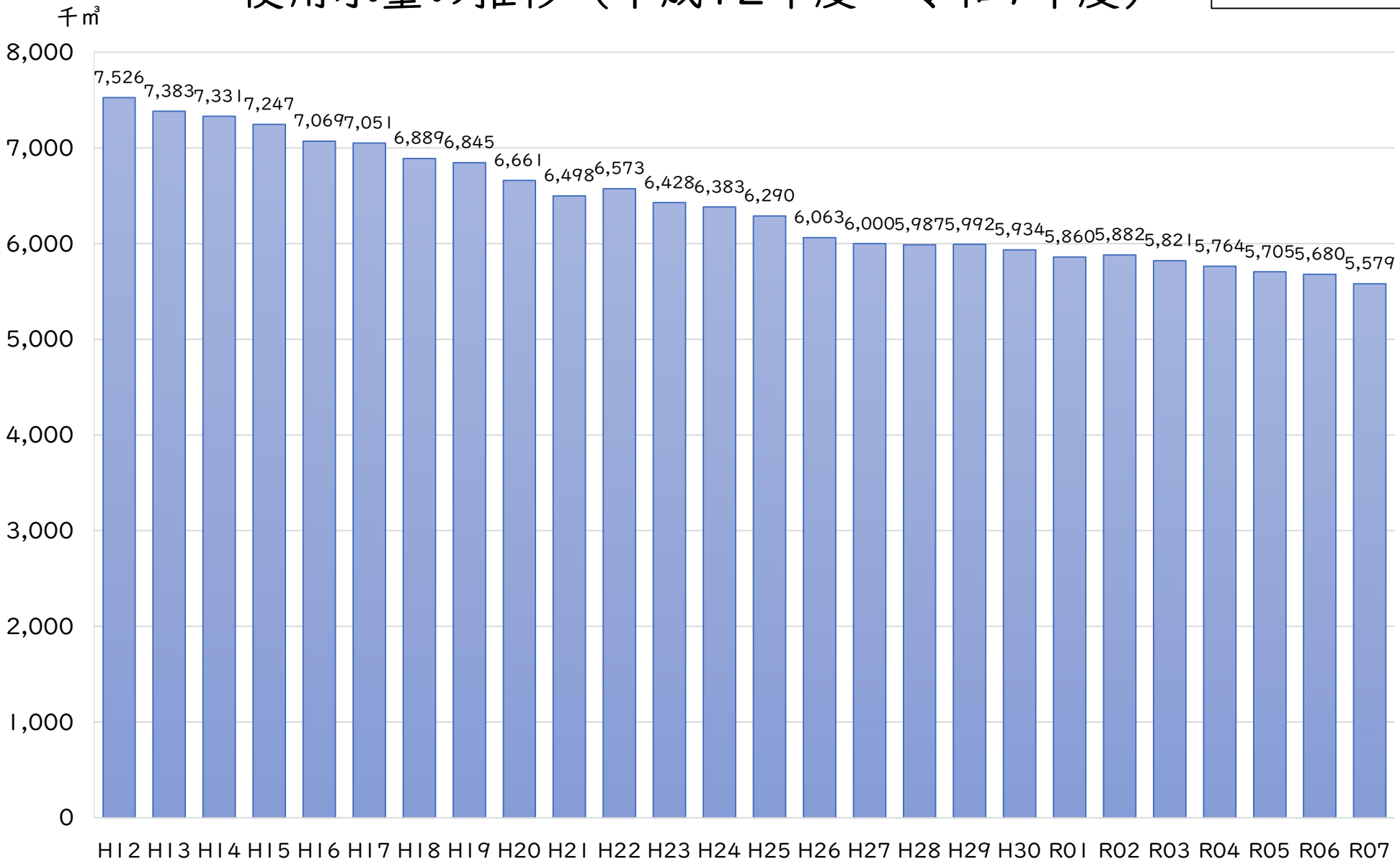

別紙５

給水収益の推移（平成12年度～令和7年度）

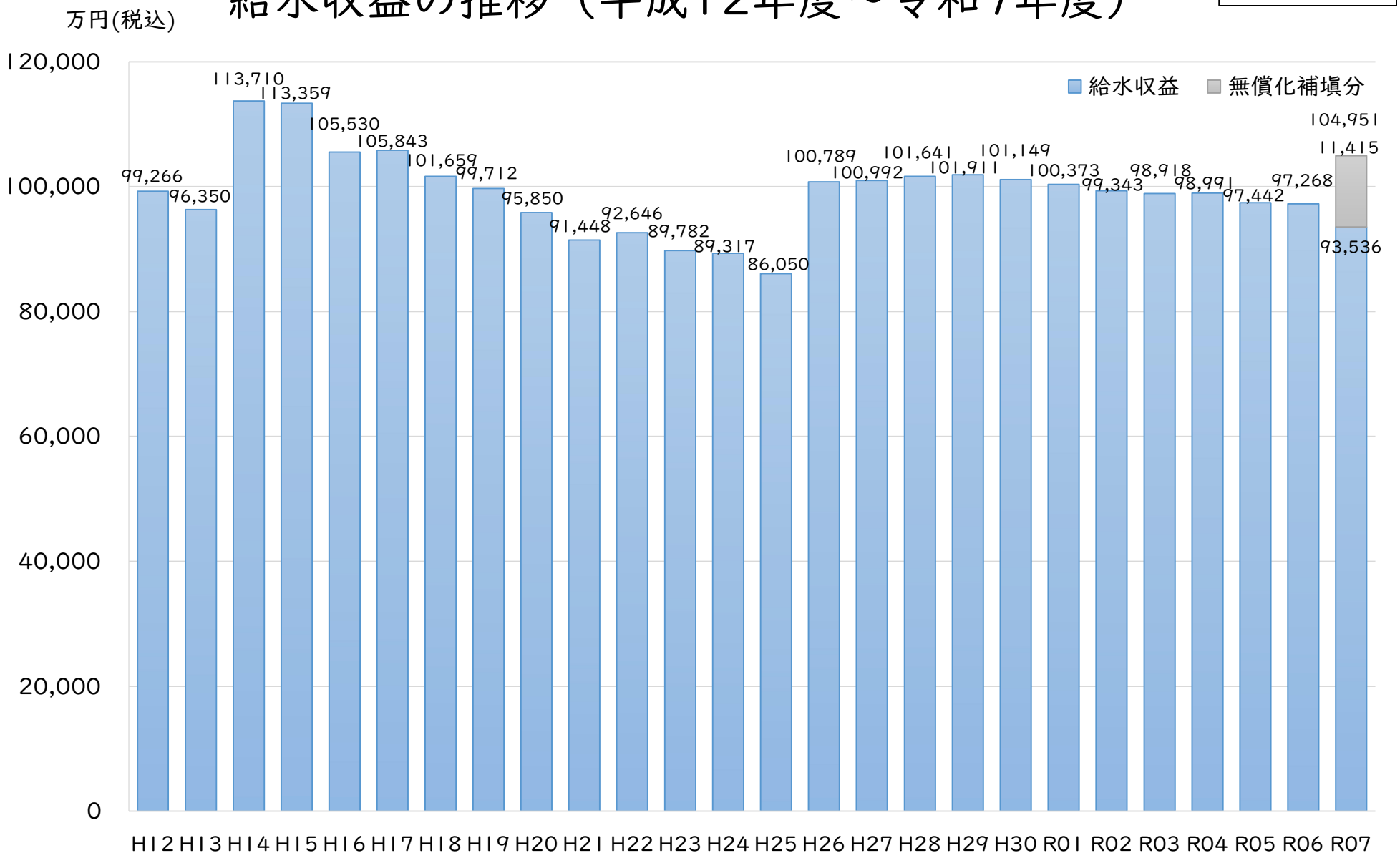

別紙６－１

現行料金での水道事業会計財政推計（収益的収支）

（単位：円、税抜）

費目			令和5年度 決算額	令和6年度 決算額	令和7年度 仮決算額	令和8年度 予算額	令和9年度 計画額	令和10年度 計画額	令和11年度 計画額	令和12年度 計画額	令和13年度 計画額
収益的収入	営業収益	給水収益	885,840,685	884,256,947	954,101,644	925,496,945	921,227,081	916,620,946	912,037,841	907,477,652	902,940,264
		（補塡金除く実額）			(850,324,614)	(723,908,763)					
		受託工事収益	38,531	19,549	57,202	40,909	40,909	40,909	40,909	40,909	40,909
		その他の営業収益	67,427,766	73,067,697	87,962,305	105,985,818	59,959,091	59,959,091	59,959,091	59,959,091	59,959,091
		（補塡金含む実額）			(191,739,335)	(307,574,000)					
	営業外収益	工業用水道事務取扱収益	5,870,909	6,760,000	6,690,000	7,180,000	7,180,000	7,180,000	7,180,000	7,180,000	7,180,000
		下水道事務等取扱収益	6,732,727	7,550,000	7,360,000	6,940,000	6,940,000	6,940,000	6,940,000	6,940,000	6,940,000
		受取利息及び配当金	4,280	277,035	1,043,301	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
		他会計補助金	346,000	480,000	600,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
		長期前受金戻入	19,537,473	23,598,606	19,802,459	18,932,000	15,707,000	13,628,000	11,896,000	11,624,000	11,035,000
		雑収益	4,553,732	5,788,883	8,309,414	5,463,362	6,217,000	6,217,000	6,217,000	6,217,000	6,217,000
	計 (a)		990,352,103	1,001,798,717	1,085,926,325	1,070,939,034	1,018,171,081	1,011,485,946	1,005,170,841	1,000,338,652	995,212,264
収益的支出	人件費		94,372,027	87,695,052	93,205,938	96,192,728	97,069,278	97,954,597	98,848,767	99,751,876	100,664,017
	動力費		63,842,798	64,033,444	63,884,831	94,465,094	94,465,094	94,465,094	94,465,094	94,465,094	94,465,094
	受水費		24,817,689	24,749,894	24,749,894	24,934,546	24,934,000	24,934,000	24,934,000	24,934,000	24,934,000
	委託料		183,212,688	194,705,654	223,824,470	256,805,461	208,497,964	209,640,328	213,373,736	196,839,965	205,590,873
	修繕費		96,284,916	118,357,852	77,634,776	102,142,728	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000
	減価償却費		282,126,483	280,837,072	292,152,982	298,680,000	320,547,604	328,006,357	323,912,048	326,448,495	332,469,458
	支払利息		28,287,678	26,668,769	28,318,329	29,768,796	33,323,086	36,933,750	39,776,920	39,776,920	47,271,100
	雑支出		25,364,038	42,213,929	45,769,904	33,080,160	37,783,000	37,783,000	37,783,000	37,783,000	37,783,000
	計 (b)		798,308,317	839,261,666	849,541,124	936,069,513	916,620,026	929,717,126	933,093,565	919,999,350	943,177,542
純利益[(a)-(b)]			192,043,786	162,537,051	236,385,201	134,869,521	101,551,055	81,768,820	72,077,276	80,339,302	52,034,722

【用語解説】

受託工事収益	都道掘削復旧工事監督事務費
その他の営業収益	給水装置工事事業者指定登録等手数料及び他会計負担金
他会計補助金	一般会計（羽村市）が負担する繰出基準に示されている経費
長期前受金戻入	減価償却費を行うべき固定資産の補助金等の財源を収益化したもの
雑収益	不要量水器売却益など
減価償却費	固定資産の経済的な価値の減少分として費用計上したもの
雑支出	固定資産の除却に伴う価値を費用化したものや事業運営全般に要する経費

別紙６－２

現行料金での水道事業会計財政推計（収益的収支）

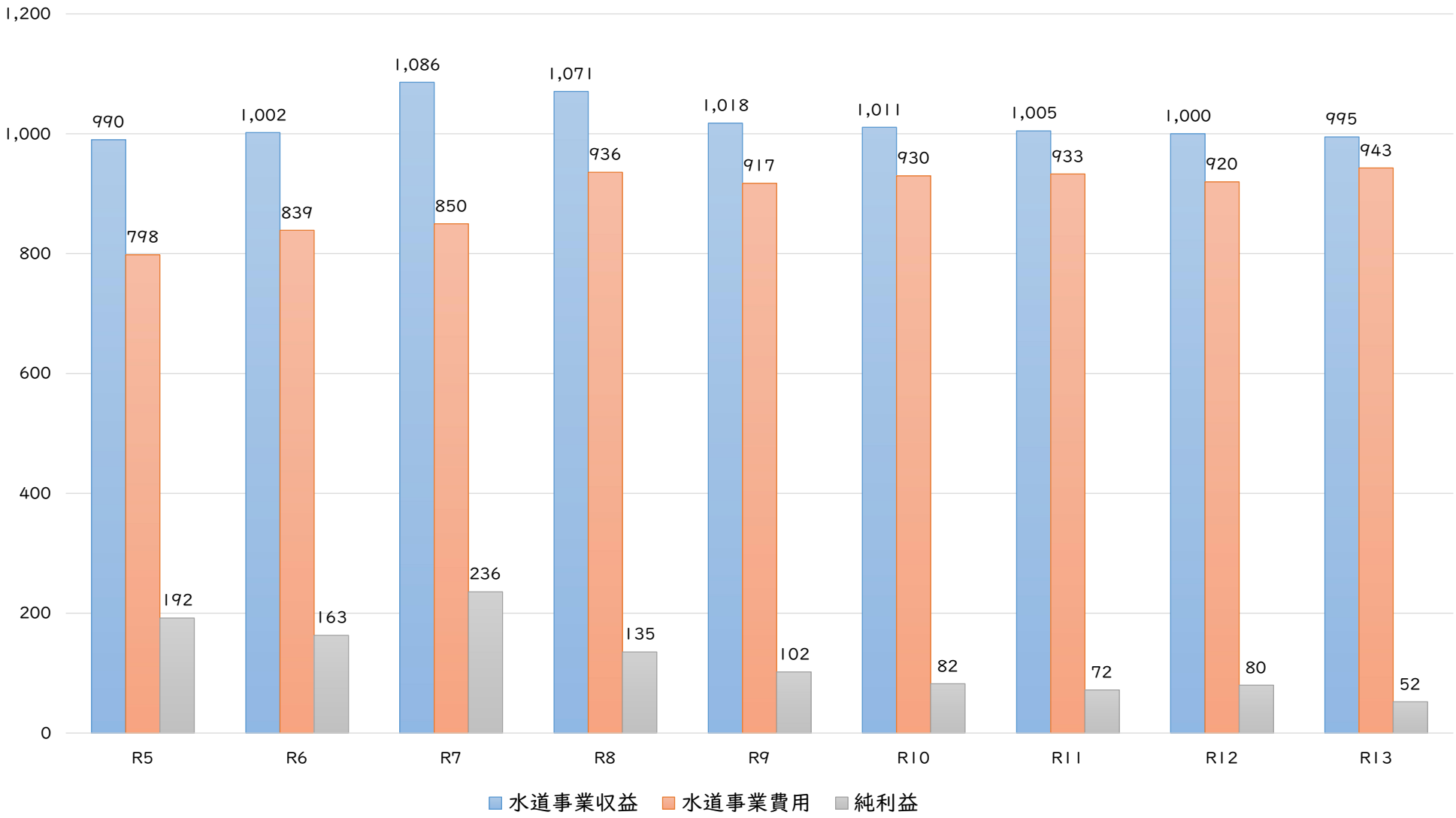

別紙７

現行料金での水道事業会計財政推計　（資本的収支）

（単位：円、税込）

費目			令和5年度 決算額	令和6年度 決算額	令和7年度 仮決算額	令和8年度 予算額	令和9年度 計画額	令和10年度 計画額	令和11年度 計画額	令和12年度 計画額	令和13年度 計画額
収入	工事負担金		11,439,101	10,200,481	82,757,071	40,160,000	31,050,000	86,965,300	95,819,500	134,211,000	79,719,000
	企業債		288,200,000	311,500,000	200,000,000	180,000,000	200,000,000	170,000,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000
	計　(f)		299,639,101	321,700,481	282,757,071	220,160,000	231,050,000	256,965,300	295,819,500	334,211,000	279,719,000
支出	建設改良費	事務費	8,339,411	9,448,291	12,046,238	12,815,000	12,895,810	12,977,428	13,059,862	13,143,121	13,227,212
		送水管布設費	0	7,774,800	141,298,982	194,700,000	167,481,600	0	17,600,000	106,029,000	101,871,000
		配水管布設費	361,797,608	381,221,350	434,309,828	259,088,000	139,502,000	457,695,700	252,081,500	155,134,100	178,645,500
		施設改良費	49,442,800	33,880,000	81,892,800	70,004,000	184,102,638	461,817,893	105,745,000	99,982,000	172,267,000
		量水器費	8,810,010	10,061,870	5,060,160	21,954,000	3,170,000	18,100,000	5,540,000	11,850,000	9,680,000
		固定資産購入費	10,714,990	878,900	772,200	4,365,000	830,000	0	1,293,000	8,800,000	2,761,000
	企業債償還金		269,330,510	237,964,025	226,399,725	183,597,470	170,497,531	162,978,201	156,462,149	159,373,232	151,972,755
計　(g)			708,435,329	681,229,236	901,779,933	746,523,470	678,479,579	1,113,569,222	551,781,511	554,311,453	630,424,467
収支過不足金〔(f)-(g)〕			△ 408,796,228	△ 359,528,755	△ 619,022,862	△ 526,363,470	△ 447,429,579	△ 856,603,922	△ 255,962,011	△ 220,100,453	△ 350,705,467
補塡財源	損益勘定留保資金		216,193,397	129,174,113	404,277,871	245,528,186	267,552,218	669,815,268	139,442,327	113,314,532	228,073,029
	減債積立金		154,403,691	192,043,786	162,537,051	236,385,201	134,869,521	101,551,055	81,768,820	72,077,276	80,339,302
	消費税資本的収支調整額		38,199,140	38,310,856	52,207,940	44,450,083	45,007,840	85,237,599	34,750,864	34,708,645	42,293,136

水道施設整備・維持管理計画　　令和９年度 ～令和１３年度

別紙８

◆資本的収支　建設改良費

（単位:円、税込）

項目	年度	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）	令和12年度（2030）	令和13度（2031）
建設改良費	配管布設費	306,983,600円	457,695,700円	269,681,500円	261,163,100円	280,516,500円
	配水管布設費（管種替）	139,502,000円	457,695,700円	252,081,500円	155,134,100円	178,645,500円
	配水管布設費（新設）	0円	0円	0円	0円	0円
	送水管布設費（新設）	167,481,600円	0円	17,600,000円	106,029,000円	101,871,000円
	施設改良費	184,102,638円	461,817,893円	105,745,000円	99,982,000円	172,267,000円
	委託費	設計委託費 0円	設計委託費 0円	設計委託費 20,000,000円	設計委託費 0円	設計委託費 20,000,000円
				浄水方法の検討、基本設計 事業認可も含む（膜ろ過更新）		高圧受電設備、電気設備更新実施設計
	工事請負費	工事請負費 184,102,638円	工事請負費 461,817,893円	工事請負費 85,745,000円	工事請負費 99,982,000円	工事請負費 152,267,000円
		浄水場送水量計更新	第３水源取水流量計更新		第2水源取水流量計更新	末端水質監視装置更新
		第１配水場送水流量計及びピット設置工事		第1水源3号取水ﾎﾟﾝﾌﾟ更新	第2水源4号取水ﾎﾟﾝﾌﾟ更新	浄水場7号送水ﾎﾟﾝﾌﾟ更新
			第2水源2号取水ポンプ更新	第2配水塔低区配水塔屋上防水工事		第2配水場3号揚水ﾎﾟﾝﾌﾟ更新
		第１水源、第３水源LED化更新工事	膜ろ過棟LED化更新工事	水道事務所空調室内機更新 （２F操作室）	第１・第2配水場監視カメラ更新	
				水道事務所LED化工事	第2配水場2号揚水ﾎﾟﾝﾌﾟ 更新	
		水道施設RIO更新（NTT専用回線廃止の準備）	水道施設RIO更新（NTT専用回線廃止の準備）			
	固定資産購入費	4,000,000円	18,100,000円	6,833,000円	20,650,000円	12,441,000円
	更新・購入	卓上用濁・色度計			P＆T装置更新	
				超純粋装置購入		
				調査用pH・導電率計更新		水道管路情報システム更新
		検定満期量水器購入	検定満期量水器購入	検定満期量水器購入	検定満期量水器購入	検定満期量水器購入
		総　計 495,086,238円	総　計 937,613,593円	総　計 382,259,500円	総　計 381,795,100円	総　計 465,224,500円
					5か年合計	2,661,978,931円

◆収益的収支　修繕費・委託料

（単位:円、税抜）

項目		年度	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）	令和12年度（2030）	令和13度（2031）
修繕費	原水及び浄水費		修繕費計 51,048,600円	修繕費計 52,582,530円	修繕費計 55,211,657円	修繕費計 57,972,240円	修繕費計 60,870,852円
			膜ろ過施設修繕	膜ろ過施設修繕	膜ろ過施設修繕	膜ろ過施設修繕	膜ろ過施設修繕
			膜ろ過施設修繕コンプレッサー	膜ろ過施設修繕コンプレッサー	膜ろ過施設修繕コンプレッサー	膜ろ過施設修繕コンプレッサー	膜ろ過施設修繕コンプレッサー
			浄水場監視・遠制装置 電源ﾕﾆｯﾄ交換修繕				
	配水及び給水費		修繕費計 46,951,400円	修繕費計 45,417,470円	修繕費計 42,788,343円	修繕費計 40,027,760円	修繕費計 37,129,148円
			検定満期量水器修繕	検定満期量水器修繕	検定満期量水器修繕	検定満期量水器修繕	検定満期量水器修繕
				第1配水場 遠制装置電源バッテリー交換修繕			
			遠方監視装置修繕	第１配水場エレベーター修繕			遠方監視修繕
			配水管等修繕	配水管等修繕	配水管等修繕	配水管等修繕	配水管等修繕
	総係費		修繕費計 2,000,000円	修繕費計 2,000,000円	修繕費計 2,000,000円	修繕費計 2,000,000円	修繕費計 2,000,000円
修繕費計			修繕費計 100,000,000円	修繕費計 100,000,000円	修繕費計 100,000,000円	修繕費計 100,000,000円	修繕費計 100,000,000円
委託料	原水及び浄水費		委託料計 8,173,000円	委託料計 9,001,650円	委託料計 8,905,875円	委託料計 9,300,019円	委託料計 10,208,870円
			膜ろ過施設点検及び膜ｴﾚﾒﾝﾄ	膜ろ過施設点検及び膜ｴﾚﾒﾝﾄ	膜ろ過施設点検及び膜ｴﾚﾒﾝﾄ	膜ろ過施設点検及び膜ｴﾚﾒﾝﾄ	膜ろ過施設点検及び膜ｴﾚﾒﾝﾄ
			膜エレメント薬品洗浄廃棄物 処分業務委託	膜エレメント薬品洗浄廃棄物 処分業務委託	膜エレメント薬品洗浄廃棄物 処分業務委託	膜エレメント薬品洗浄廃棄物 処分業務委託	膜エレメント薬品洗浄廃棄物 処分業務委託
				第1水源発電機非常用発電機点検委託			浄水場非常用発電機点検委託
	配水及び給水費		委託料計 125,949,964円	委託料計 126,263,678円	委託料計 130,092,861円	委託料計 113,164,946円	委託料計 121,007,003円
			検定満期量水器交換委託	検定満期量水器交換委託	検定満期量水器交換委託	検定満期量水器交換委託	検定満期量水器交換委託
			水源及び浄水場電磁流量計保守点検委託（隔年4台）	第1配水場及び第2配水場電磁流量計及び超音波流量計及び超音波流量計点検委託（隔年6台）	水源及び浄水場電磁流量計保守点検委託（隔年4台）	第1配水場及び第2配水場電磁流量計及び超音波流量計点検委託（隔年6台）	水源及び浄水場電磁流量計保守点検委託（隔年4台）
			水道管路情報システム保守及び補正業務委託	水道管路情報システム保守業務委託	水道管路情報システム保守及び補正業務委託	水道管路情報システム保守及び補正業務委託	水道管路情報システム保守及び補正業務委託
			第1配水場非常用発電機点検委託	ガスクロマトグラフ質量分析計保守点検委託（3年毎）	第2配水場緊急遮断弁点検委託（5年毎　3台）	第1配水場緊急遮断弁点検委託（5年毎　2台）	ガスクロマトグラフ質量分析計保守点検（3年毎）
			羽村堰下橋等の橋梁添架配水管		ICP-MS保守点検委託		
					水銀計保守点検委託(3年毎)		
			漏水調査委託（西側）	漏水調査委託（東側）	漏水調査委託（西側）	漏水調査委託（東側）	漏水調査委託（西側）
			水道施設等運転管理業務委託	水道施設等運転管理業務委託	水道施設等運転管理業務委託	水道施設等運転管理業務委託	水道施設等運転管理業務委託
			電気設備施設点検	電気設備施設点検	電気設備施設点検	電気設備施設点検	電気設備施設点検
			年間委託（警備・消防・空調）	年間委託（警備・消防・空調）	年間委託（警備・消防・空調）	年間委託（警備・消防・空調）	年間委託（警備・消防・空調）
	総係費		委託料計 74,375,000円	委託料計 74,375,000円	委託料計 74,375,000円	委託料計 74,375,000円	委託料計 74,375,000円
委託料計			委託料計 208,497,964円	委託料計 209,640,328円	委託料計 213,373,736円	委託料計 196,839,965円	委託料計 205,590,873円
総計			総　計 308,497,964円	総　計 309,640,328円	総　計 313,373,736円	総　計 296,839,965円	総　計 305,590,873円
						5か年合計	1,533,942,866円

別紙９

企業債元金・利子及び元金未償還額の推移

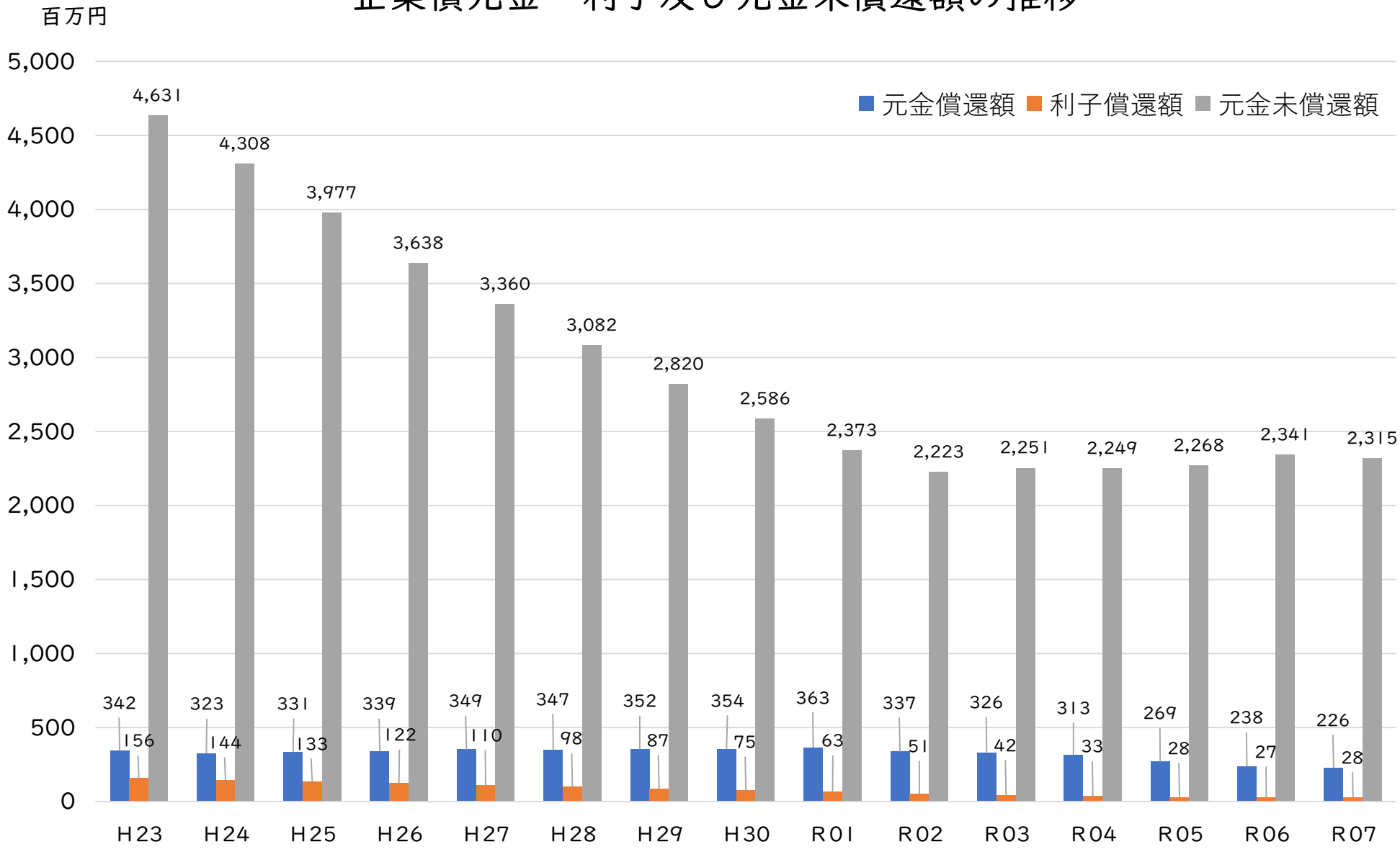

別紙１０

現行の水道事業会計財政推計　補塡財源及び資金保有額の推移

（単位：円）

費目			令和5年度 決算額	令和6年度 決算額	令和7年度 仮決算額	令和8年度 予算額	令和9年度 計画額	令和10年度 計画額	令和11年度 計画額	令和12年度 計画額	令和13年度 計画額
資本的収支	資本的収入		299,639,101	321,700,481	282,757,071	220,160,000	231,050,000	256,965,300	295,819,500	334,211,000	279,719,000
	資本的支出		708,435,329	681,229,236	901,779,933	746,523,470	678,479,579	1,113,569,222	551,781,511	554,311,453	630,424,467
	△資本的収支不足額		△ 408,796,228	△ 359,528,755	△ 619,022,862	△ 526,363,470	△ 447,429,579	△ 856,603,922	△ 255,962,011	△ 220,100,453	△ 350,705,467
留保資金	減価償却費		282,126,483	280,837,072	292,152,982	298,680,000	320,547,604	328,006,357	323,912,048	326,448,495	332,469,458
	資産減耗費		8,522,496	23,240,990	13,406,658	7,761,000	7,800,000	7,800,000	7,800,000	7,800,000	7,800,000
	当年度損益勘定留保資金控除対象外消費税		169,282	153,846	294,387	213,774	0	0	0	0	0
	△長期前受金戻入		△ 19,537,473	△ 23,598,606	△ 19,802,459	△ 18,932,000	△ 15,707,000	△ 13,628,000	△ 11,896,000	△ 11,624,000	△ 11,035,000
	△圧縮記帳による長期前受金の雑収益化		0	0	△ 36,519	0	0	0	0	0	0
	過年度損益勘定留保資金		256,561,152	311,648,543	463,107,732	344,844,910	387,039,498	432,127,884	84,490,973	264,864,694	474,174,657
	復活留保資金（前年度欠損金）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	△当年度純損失（非留保資金）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		527,841,940	592,281,845	749,122,781	632,567,684	699,680,102	754,306,241	404,307,021	587,489,189	803,409,115
	当年度使用額		216,193,397	129,174,113	404,277,871	245,528,186	267,552,218	669,815,268	139,442,327	113,314,532	228,073,029
	翌年度繰越額 ①		311,648,543	463,107,732	344,844,910	387,039,498	432,127,884	84,490,973	264,864,694	474,174,657	575,336,087
利益剰余金	減債積立金	繰入額	154,403,691	192,043,786	162,537,051	236,385,201	134,869,521	101,551,055	81,768,820	72,077,276	80,339,302
		使用額	154,403,691	192,043,786	162,537,051	236,385,201	134,869,521	101,551,055	81,768,820	72,077,276	80,339,302
		残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利益積立金	繰入額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		使用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		残高	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000
	建設改良積立金	繰入額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		使用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	積立金残高合計（a） ②		2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000
	未処分利益剰余金	当年度純利益（b）	192,043,786	162,537,051	236,385,201	134,869,521	101,551,055	81,768,820	72,077,276	80,339,302	52,034,722
		繰越利益剰余金（c）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		使用額（処分額）③	192,043,786	162,537,051	236,385,201	134,869,521	101,551,055	81,768,820	72,077,276	80,339,302	52,034,722
		翌年度繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利益剰余金残高合計（a）＋（b）＋（c）			194,343,786	164,837,051	238,685,201	137,169,521	103,851,055	84,068,820	74,377,276	82,639,302	54,334,722

前年度資金残高	413,264,843	505,992,329	627,944,783	583,530,111	524,209,019	535,978,939	168,559,793	339,241,970	556,813,959
利益（△損失）	192,043,786	162,537,051	236,385,201	134,869,521	101,551,055	81,768,820	72,077,276	80,339,302	52,034,722
当年度留保資金増加額	271,280,788	280,633,302	286,015,049	287,722,774	312,640,604	322,178,357	319,816,048	322,624,495	329,234,458
消費税資本的収支調整額	38,199,140	38,310,856	52,207,940	44,450,083	45,007,840	85,237,599	34,750,864	34,708,645	42,293,136
△資本的収支不足額	△ 408,796,228	△ 359,528,755	△ 619,022,862	△ 526,363,470	△ 447,429,579	△ 856,603,922	△ 255,962,011	△ 220,100,453	△ 350,705,467
資金残高	505,992,329	627,944,783	583,530,111	524,209,019	535,978,939	168,559,793	339,241,970	556,813,959	629,670,809

コ ス ト 計 算 表

第4回 資料2-1

手数料名称：指定給水装置工事事業者指定事務手数料

（単位：円）

区分		指定給水事業者（新規）	指定給水事業者（更新）		
人件費	職員人件費	119,680	448,800		
	報酬				
	小　計	119,680	448,800		
物件費	賃金				
	旅費				
	需用費				
	役務費		9,900		
	委託料				
	使用料・賃借料				
	原材料費				
	備品購入費				
	その他				
	小　計	0	9,900		
維持補修費	施設修繕料				
	工事請負費				
	その他				
	小　計	0	0		
補助費等	役務費				
	負担金・補助交付金				
	その他				
	小　計	0	0		
年　間　コ　ス　ト		119,680	458,700		

年間利用件数	12	45		
1件あたりコスト	9,973	10,193		

区分	1件あたりコスト	利用者負担分（手数料）		市負担分	
		金額	負担率	金額	負担率
	A	B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
指定給水事業者（新規）	9,973	10,000	100.3%	-27	-0.3%
指定給水事業者（更新）	10,193	10,000	98.1%	193	1.9%

備考

○ 令和2～6年度の実績

年度	指定給水事業者		手数料収入
	新規	更新	
令和2年度	8	58	660,000円
令和3年度	13	27	400,000円
令和4年度	15	51	660,000円
令和5年度	11	59	700,000円
令和6年度	13	34	470,000円
平均	12	45	

様式５

使　用　料　等　の　適　正　化　案

第4回 資料2-2

使用料等名称： 指定給水装置工事事業者指定事務手数料

（単位：円、％）

区分１	区分２	１件あたり	現行使用料等		現行市持出分		使用料等適正化案			市持出分適正化案	
			利用者負担分	負担率	市負担分	負担率	利用者負担分	負担率	改定率	市負担分	負担率
		A	B	C=B/A （%）	D=A-B	E=D/A （%）	F	G=F/A （%）	H=(F-B)/B (%)	I=A-F	J=I/A （%）
指定給水事業者	新規	9,973	10,000	100.3%	-27	-0.3%	10,000	100.3%	0.0%	-27	-0.3%
指定給水事業者	更新	10,193	10,000	98.1%	193	1.9%	10,000	98.1%	0.0%	193	1.9%

適正化案の算定理由（使用料等の適正化

・利用者負担割合がおおむね100%となるよう、他団体の手数料を勘案して算定した。

第4回 資料2-3

東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県　事務手数料

令和８年６月１日現在

自治体名		指定給水事業者		設計審査		工事検査		消防演習の立会い	給水装置の適合確認	摘要
		新規	更新	新設・全改造	その他	新設・全改造	その他			
1	東京都	9,400	9,400	1,800	1,000	2,800	2,200	2,400	25,000	
2	武蔵野市	10,000	10,000	1,800	1,000	2,800	2,200	2,400	22,000	
3	昭島市	10,000	10,000	1,800	1,000	2,800	2,200	－	21,000	
4	羽村市	10,000	10,000	1,800	1,000	2,800	2,200	2,400	10,400	
5	神奈川県	10,000	10,000	6,900	－	8,900	－	－	－	φ25以下
6	横浜市	10,000	10,000	4,300	－	6,200	－	－	－	φ50以下
7	川崎市	10,000	10,000	9,500	－	設計審査に含む	－	1回600円	17,900	
8	相模原市	10,000	10,000	3,000	－	設計審査に含む	－	－	－	
9	鎌倉市	10,000	10,000	6,900	－	8,900	－	－	－	県営水道
10	藤沢市	10,000	10,000	6,900	－	8,900	－	－	－	県営水道
11	小田原市	10,000	10,000	新設工事19,000、増設工事12,000				－	－	
12	茅ヶ崎市	10,000	10,000	6,900	－	8,900	－	－	－	県営水道
13	平塚市	10,000	10,000	6,900	－	8,900	－	－	－	県営水道
14	秦野市	10,000	5,000	8,200	－	設計審査に含む	－	－	－	口径により加算額あり
15	厚木市	10,000	10,000	6,900	－	8,900	－	－	－	県営水道
16	大和市	10,000	10,000	6,900	－	8,900	－	－	－	県営水道
17	さいたま市	10,000	10,000	2,000	－	5,800	－	－	－	φ25以下
18	川越市	10,000	10,000	2,000	－	3,000	－	3,000	6,000	φ25以下
19	川口市	15,000	10,000	2,000	－	5,000	－	－	－	
20	越谷市	20,000	10,000	2,000	－	4,800	－	300	23,000	φ25以下
21	所沢市	10,000	10,000	1,500	300	1,500	300	－	15,000	φ25以下
22	熊谷市	10,000	10,000	1,000	－	1,500	－	－	3,000	
23	春日部市	20,000	10,000	1,500	－	3,000	－	－	4,500	
24	朝霞市	10,000	10,000	1,000	－	3,000	－	－	－	
25	志木市	10,000	10,000	1,000	－	1,500	－	－	－	φ25以下
26	和光市	10,000	10,000	2,000	－	設計審査に含む	－	2000平日 3000休日	2,000	φ30以下
27	新座市	10,000	10,000	1,500	－	2,000	1,000	－	－	φ25以下
28	八潮市	20,000	10,000	2,000	－	1,000	－	300	10,000	φ25以下
29	千葉県	10,000	10,000	5,500	4,500	5,500	4,500	－	47,000	
30	千葉市	10,000	10,000	－	－	5,500	4,500	－	47,000	
31	船橋市	10,000	10,000	－	－	5,500	4,500	－	47,000	県営水道
32	館山市	20,000	15,000	2,000	2,000	4,000	4,000	－	－	企業団
33	木更津市	50,000	10,000	4,000	－	－	－	－	－	広域連合企業団
34	松戸市	10,000	10,000	－	－	5,500	5,500	－	47,000	
35	野田市	50,000	10,000	4,500	4,500	1,300	1,300	2,500	6,300	各種立会料
36	茂原市	10,000	10,000	－	－	3,500	3,500	－	47,000	広域組合
37	成田市	10,000	10,000	300	300	2,000	2,000	－	47,000	設計1回材検含む
38	佐倉市	23,000	4,500	6,500	6,500	4,500	4,500	－	17,000	φ30以下
39	東金市	30,000	10,000	－	－	6,000	4,000	－	－	企業団
40	旭市	12,000	10,000	1,000	1,000	2,000	2,000	－	－	

コスト計算表

第4回 資料3-1

手数料名称：設計審査・工事検査事務手数料

（単位：円）

区分		設計審査（新設・全改造）	設計審査（その他）	工事検査（新設・全改造）	工事検査（その他）
人件費	職員人件費	550,880	72,747	826,320	145,493
	報酬				
	小　計	550,880	72,747	826,320	145,493
物件費	賃金				
	旅費				
	需用費				
	役務費				
	委託料				
	使用料・賃借料				
	原材料費				
	備品購入費				
	その他				
	小　計	0	0	0	0
維持補修費	施設修繕料				
	工事請負費				
	その他				
	小　計	0	0	0	0
補助費等	役務費				
	負担金・補助交付金				
	その他				
	小　計	0	0	0	0
年間コスト		550,880	72,747	826,320	145,493

年間利用件数	313	62	313	62
1件あたりコスト	1,760	1,173	2,640	2,346

区分	1件あたり	利用者負担分（手数料）		市負担分	
	コスト	金額	負担率	金額	負担率
	A	B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
設計審査（新設・全改造）	1,760	1,800	102.3%	-40	-2.3%
設計審査（その他）	1,173	1,000	85.3%	173	14.7%
工事検査（新設・全改造）	2,640	2,800	106.1%	-160	-6.1%
工事検査（その他）	2,346	2,200	93.8%	146	6.2%

備考

○ 令和2～6年度の実績

年度	設計審査		工事検査		手数料収入
	新設・全改造	その他	新設・全改造	その他	
令和2年度	273	66	273	66	1,467,000円
令和3年度	344	47	344	47	1,732,800円
令和4年度	317	74	317	74	1,695,000円
令和5年度	353	71	353	71	1,851,000円
令和6年度	281	54	281	54	1,465,400円
平均	313	62	313	62	

様式５

使　用　料　等　の　適　正　化　案

第4回 資料3-2

使用料等名称： 設計審査･工事検査事務手数料

（単位：円、％）

区分１	区分２	１件あたり	現行使用料等		現行市持出分		使用料等適正化案			市持出分適正化案	
			利用者負担分	負担率	市負担分	負担率	利用者負担分	負担率	改定率	市負担分	負担率
		A	B	C=B/A （%）	D=A-B	E=D/A （%）	F	G=F/A （%）	H=(F-B)/B (%)	I=A-F	J=I/A （%）
設計審査	新設・全改造	1,760	1,800	102.3%	-40	-2.3%	1,800	102.3%	0.0%	-40	-2.3%
設計審査	その他	1,173	1,000	85.3%	173	14.7%	1,000	85.3%	0.0%	173	14.7%
工事検査	新設・全改造	2,640	2,800	106.1%	-160	-6.1%	2,800	106.1%	0.0%	-160	-6.1%
工事検査	その他	2,346	2,200	93.8%	146	6.2%	2,200	93.8%	0.0%	146	6.2%

適正化案の算定理由（使用料等の適正化

・利用者負担割合がおおむね100%となるよう、他団体の手数料を勘案して算定した。

コスト計算表

第4回 資料4-1

手数料名称：消防演習の立会い及び給水装置の適合確認

（単位：円）

区分		消防演習の立会い	給水装置の適合確認		
人件費	職員人件費	2,464	10,560		
	報酬				
	小　計	2,464	10,560		
物件費	賃金				
	旅費				
	需用費				
	役務費				
	委託料				
	使用料・賃借料				
	原材料費				
	備品購入費				
	その他				
	小　計	0	0		
維持補修費	施設修繕料				
	工事請負費				
	その他				
	小　計	0	0		
補助費等	役務費				
	負担金・補助交付金				
	その他				
	小　計	0	0		
年間コスト		2,464	10,560		

年間利用件数	1	1		
1件あたりコスト	2,464	10,560		

区分	1件あたりコスト	利用者負担分（手数料）		市負担分	
		金額	負担率	金額	負担率
	A	B	C=B/A(%)	D=A-B	E=D/A(%)
消防演習の立会い	2,464	2,400	97.4%	64	2.6%
給水装置の適合確認	10,560	10,400	98.5%	160	1.5%

備考

○ 「消防演習の立会い」及び「給水装置の適合確認」事務について、は実績がなかったが、1件処理する際に要する時間と経費を想定してコストを算出した。

○ 令和2～6年度の実績

年度	消防演習の立会い	給水装置の適合確認	手数料収入
令和2年度	0	0	0
令和3年度	0	0	0
令和4年度	0	0	0
令和5年度	0	0	0
令和6年度	0	0	0
平均	0	0	

様式５

使　用　料　等　の　適　正　化　案

第4回 資料4-2

使用料等名称： 消防演習の立会い及び給水装置の適合確認

（単位：円、％）

区分１	１件あたり	現行使用料等		現行市持出分		使用料等適正化案			市持出分適正化案	
	A	利用者負担分 B	負担率 C=B/A （%）	市負担分 D=A-B	負担率 E=D/A （%）	利用者負担分 F	負担率 G=F/A （%）	改定率 H=(F-B)/B (%)	市負担分 I=A-F	負担率 J=I/A （%）
消防演習の立会い	2,464	2,400	97.4%	64	2.6%	2,400	97.4%	0.0%	64	2.6%
給水装置の適合確認	10,560	10,400	98.5%	160	1.5%	10,400	98.5%	0.0%	160	1.5%

適正化案の算定理由（使

・利用者負担割合がおおむね100%となるよう、他団体の手数料を勘案して算定した。